

第1回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会次第

日時：令和元年6月10日（月）13時30分～

場所：金沢市役所7階 第1委員会室

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委員等紹介
4. 委員会設置要綱の説明
5. 委員長選出及び委員長代理指名
6. 諮問
7. 議事
 - (1) 電力・ガスの制度改革について
 - (2) 金沢市ガス事業及び発電事業の概要について
 - (3) 検討委員会の今後の進め方について
8. 閉会



山野市長から高橋委員長（金沢学院大学副学長）に諮問書を手渡す様子

[諮問書（写）](#)

委員

氏名	所属等
高橋 啓	金沢学院大学副学長・経営情報学部長
佐無田 光	金沢大学人間社会学域教授
坂下 清司	公認会計士
中川 一成	金沢市町会連合会副会長
能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長
青海 万里子	NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長
浜崎 英明	金沢経済同友会代表幹事
北村 哲志	金沢商工会議所副会頭

市長への答申について

令和元年10月8日に、山野市長に対し、「金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて『株式会社』に事業譲渡することが適当である。」と答申しました。



発企経第28号
令和元年6月10日
(2019年)

金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 様

金沢市長
山 野 之 義



金沢市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について (諮問)

金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、
貴委員会に下記のとおり諮問いたしますので、よろしくご審議願います。

記

諮問 本市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について

(別 紙)

第1回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会出席者（敬称略）

【委員】

委員長	高橋 啓	(金沢学院大学副学長・経営情報学部長)
	佐無田 光	(金沢大学人間社会学域教授)
	坂下 清司	(公認会計士)
	中川 一成	(金沢市町会連合会副会長)
	能木場 由紀子	(金沢市校下婦人会連絡協議会会長)
	青海 万里子	(NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長)
	浜崎 英明	(金沢経済同友会代表幹事)
	北村 哲志	(金沢商工会議所副会頭)

【オブザーバー】

	角田 憲司	(日本ガス協会地方支援担当理事)
--	-------	------------------

【金沢市】

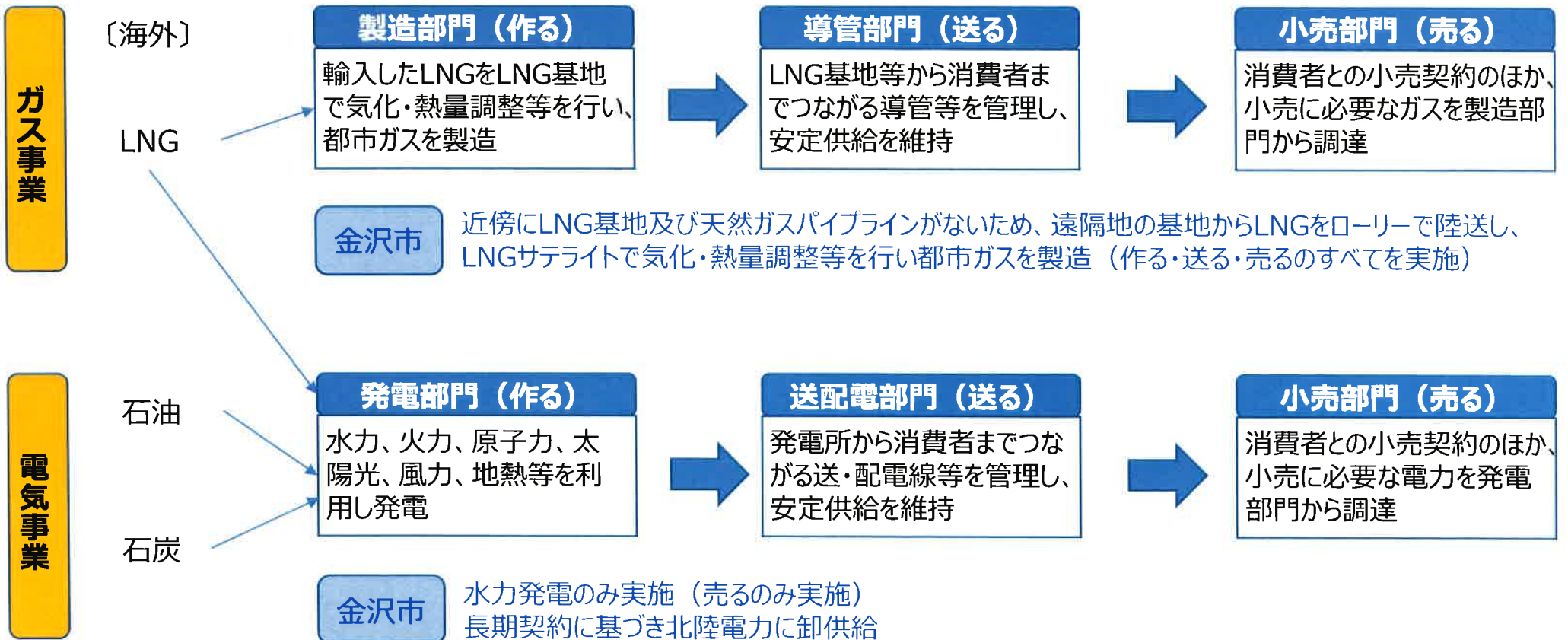
	山野 之義	(金沢市長)
--	-------	--------

事務局	平嶋 正実	(金沢市公営企業管理者)
	里見 浩次郎	(金沢市企業局次長)
	水口 玲二	(金沢市企業局建設部長)
	中越 透	(金沢市企業局営業部長)
	辰田 一彦	(金沢市企業局施設部長)
	高橋 圭	(金沢市企業局経営企画部経営企画課長)
	野村 泰通	(金沢市企業局経営企画部経営企画課長補佐)

電力・ガスの制度改革の概要

都市ガス・電力供給の仕組み

- 【都市ガス】・海外から原料であるLNG（液化天然ガス）を輸入し、国内のLNG基地で都市ガスを製造した後、ガス導管網を通して消費者に供給。
・LNG基地の無い供給区域では、天然ガスパイプラインによるガスの調達又はローリーによるLNGの調達。
- 【電力】・水力（ダム貯留水等）、火力（LNG、石油、石炭）、原子力、太陽光等の発電所で発電した後、送・配電網を通して消費者に供給。



LNG基地及び天然ガスパイプラインの状況

- LNG基地は、大都市近隣の港湾等に整備。
- 天然ガスパイプラインは普及途上。
- 北陸電力(株) 富山新港LNG基地 平成30年度完成。
- 国際石油開発帝石(株) 糸魚川市～富山市間パイプライン 平成28年度完成。

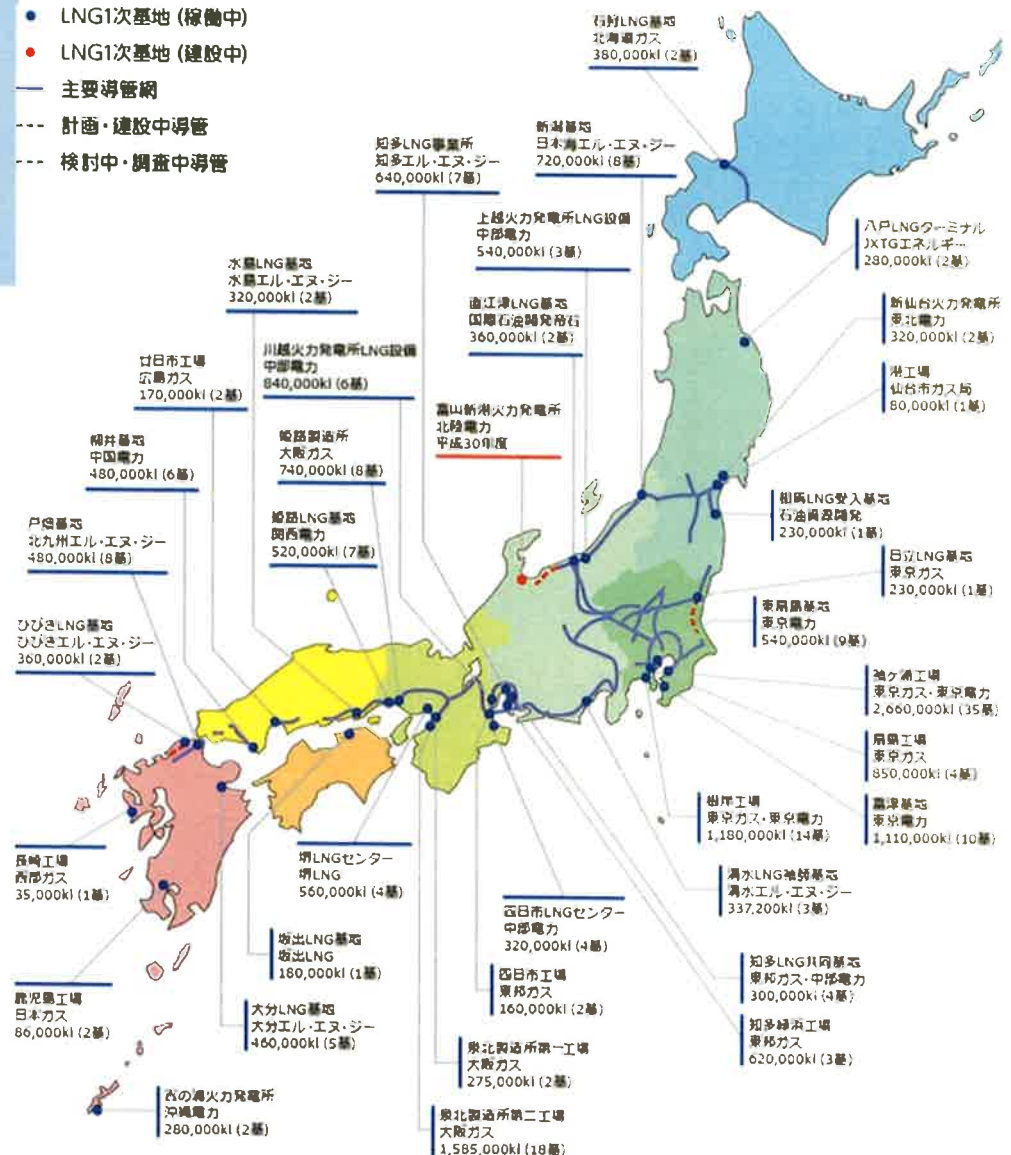
LNG基地保有者 (2018年6月)

保有者	ガス	電力	ガ/電共有	その他	計
基地数	14	9	6	7	36

LNG輸入量構成比 (2017年)

輸入事業者	構成比
① JERA (東電FP・中部電力)	42%
② 東京ガス	17%
③ 大阪ガス	11%
④ 関西電力	10%
⑤ 東北電力	5%
⑥ 九州電力	5%
⑦ 東邦ガス	4%

出所：資源エネルギー庁

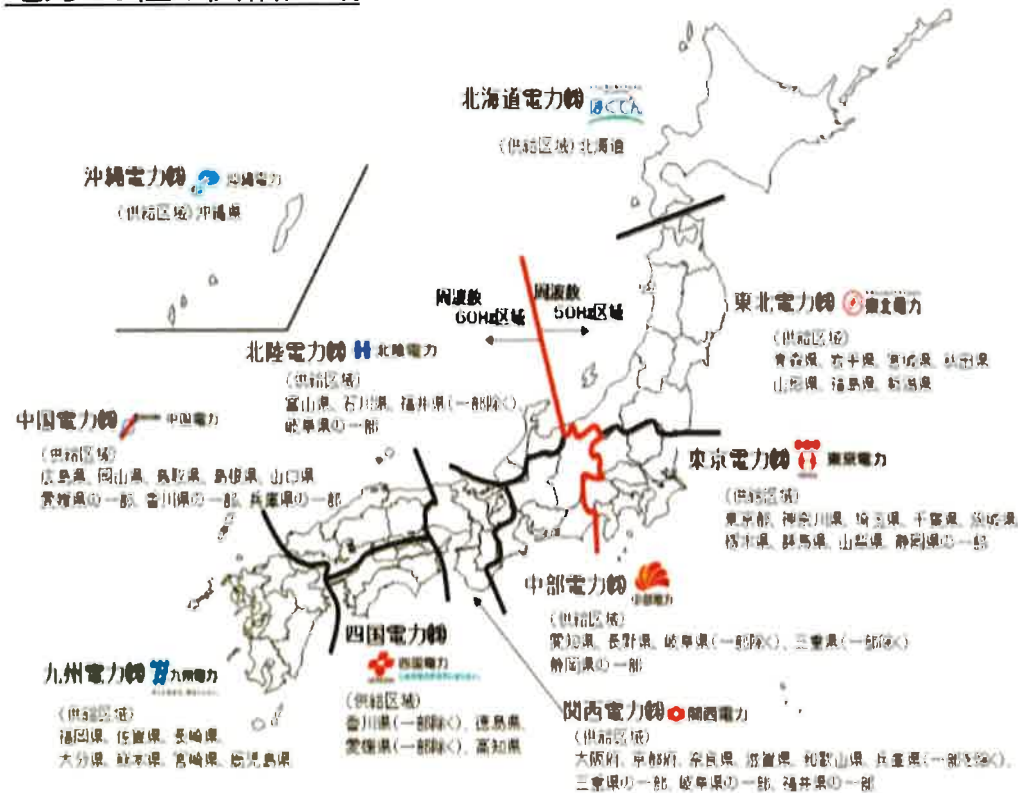


出典：(一社)日本ガス協会資料

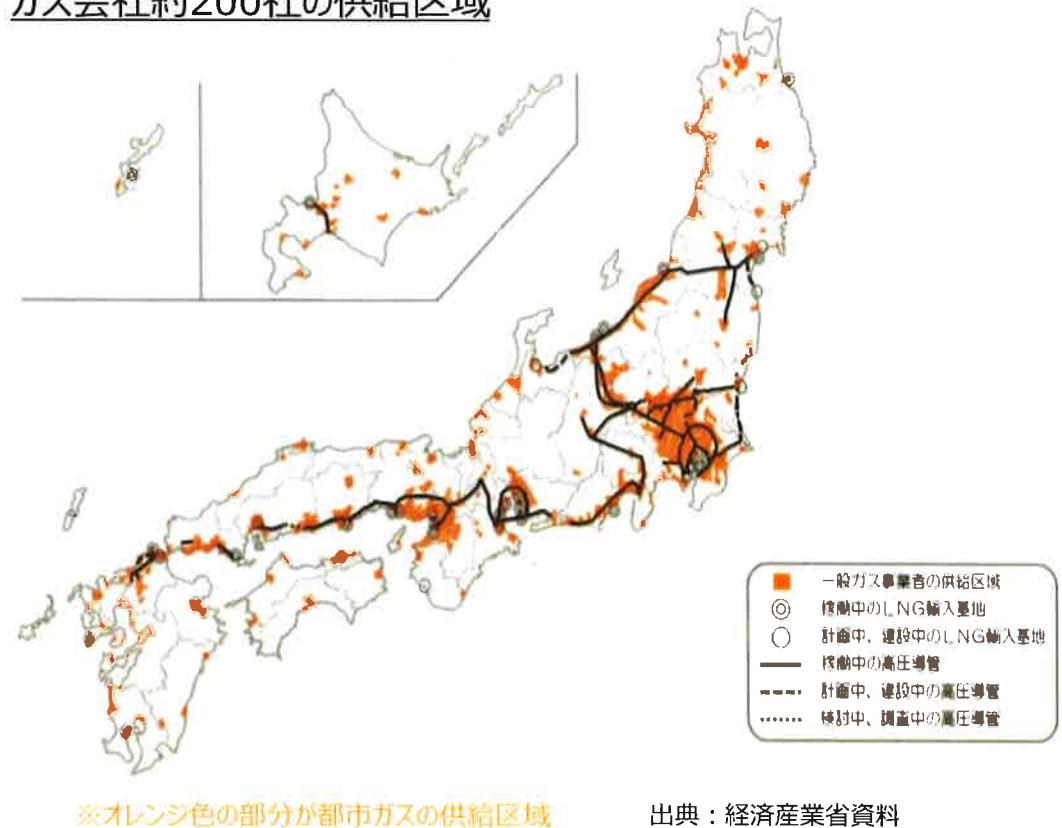
全面自由化前の電力・ガス制度の大枠

- 戦後復興期以降、電力・ガスは、それぞれの事業ごとに、国が地域ごとに許可した単一の企業が、作る・送る・売るを一貫して行う体制がとられてきた。【電力・ガスが分割された縦割型産業構造、地域独占】
- 料金は、国の認可制であり、総括原価方式※により算定されてきた。【認可料金制】
 ※総括原価方式 = 営業費(原料費、減価償却費、人件費等) + 事業報酬(設備投資等の資金調達コスト) - 控除収益(料金外収益)
- 作る・送る・売るの一貫体制は、戦後復興期や高度経済成長期において、電力・ガスの安定供給確保に大きく役立ってきた。

電力10社の供給区域



ガス会社約200社の供給区域

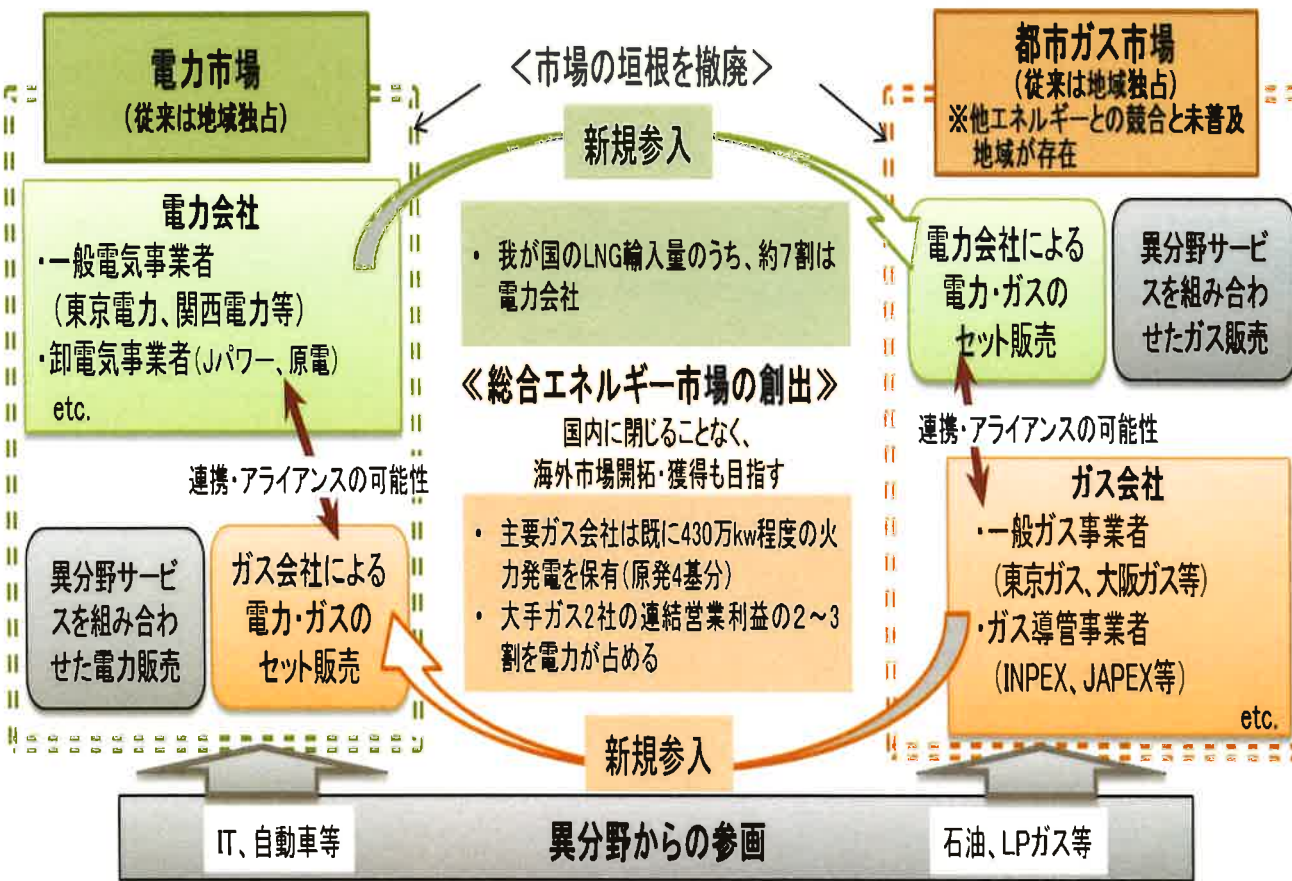


出典：経済産業省資料

小売全面自由化の概要

- 企業の事業機会拡大とそれによる消費者利益の拡大を目標に、平成28年に電力小売の、平成29年にガス小売の全面自由化が実施され、電力・ガスを合わせた総合的なエネルギー市場が創出された。

総合的なエネルギー市場のイメージ



出典：資源エネルギー庁資料

小売全面自由化の意義

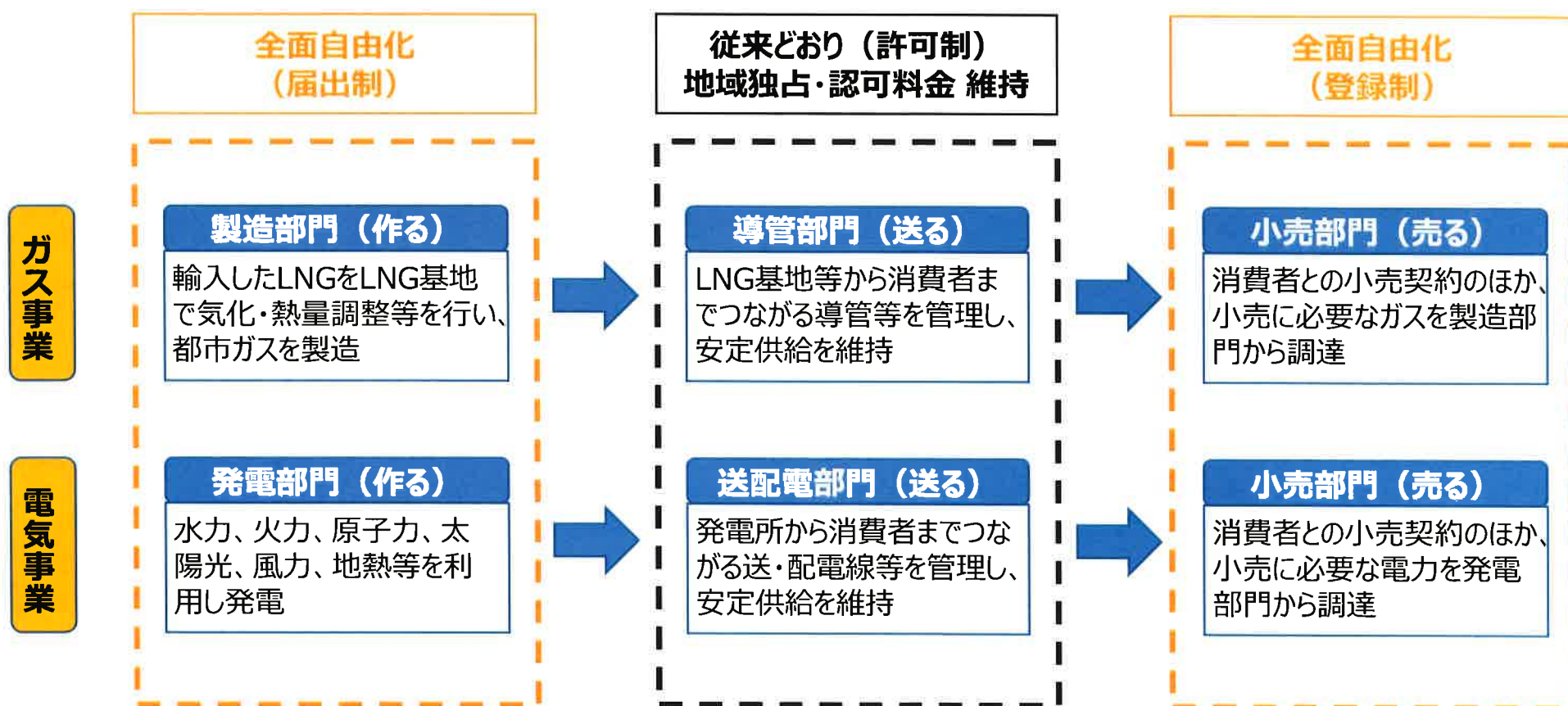
- ① 縦割型から総合型への産業構造の転換 (電力市場と都市ガス市場の融合)
- ② 小売部門の地域独占撤廃 (電力会社、ガス会社の相互参入や異業種からの新規参入も可能に)
- ③ 小売料金に対する国規制撤廃 (自由な料金設定が可能に)



- 【事業者のメリット】**
- ・市場の拡大
 - ・自由な料金設定による競争力強化
 - ・新たなサービスの開発・提供も可能に
- 【消費者のメリット】**
- ・競争による料金の低廉化
 - ・自身のニーズに合った事業者、料金、サービスの選択が可能に

今回の全面自由化の範囲

- 今回、全面自由化されたのは、小売部門（売る）と製造・発電部門（作る）。
- 導管・送配電部門（送る）は、地域独占が維持され、託送料金（導管・送配電線の使用料）も認可料金制となっているが、託送料金を支払えば、誰でも自由かつ公平・平等に利用可能。



※国審査条件の厳しさ 「許可制」>「登録制」>「届出制」

電力・ガス小売全面自由化による業界の動向① ～料金やサービスの多様化～

- 電力・ガスの小売全面自由化を契機に、料金水準やサービスを競う時代に突入。
- 他エネルギーとの競合等を踏まえ、料金メニューやサービスが多様化。

新たな料金メニュー

一般家庭の需要家などに新たに提供される料金メニュー

(例)

<室蘭ガス> 家庭用ガス付帯割引契約「キッズ割」
家庭用として小売供給約款または選択約款を利用しており、同一需要場所で扶養する未就学児が同居している場合、ガス料金から2%割引

見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族にメールで通知したり、異変を感知した際に関係機関に連絡するサービス

(例)

<仙台市ガス局> 安心・安全見守り活動
検針時、ガス使用量が極端に少ない、郵便物が溜まっている等の異変があった場合、関係機関に連絡

ポイントサービス

月々の都市ガスの料金などに応じてポイントが貯まり、貯まったポイントで商品や電子マネー等へ交換できるサービス

(例)

<四国ガス> ポイントサービス「ガボタ」
ガス料金100円につき1ポイントが付与され、電子マネー等と交換可

駆けつけサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応してもらえるサービス

(例)

<上野都市ガス> 駆けつけサービス
水廻りや鍵、窓ガラス、電気設備のトラブル時に駆けつけるサービス

セット割引

都市ガスを電気、通信サービスなどとセットで割引価格により提供するメニュー

(例)

<日本ガス(鹿児島)> 日本ガスグループトリプル割
日本ガスグループのガス・電気・インターネット(光回線・プロバイダ)の3つの契約により、インターネットの利用料金が割引

見える化サービス

WEBで都市ガスや電気の使用量や料金の確認が需要家自らできるサービス

(例)

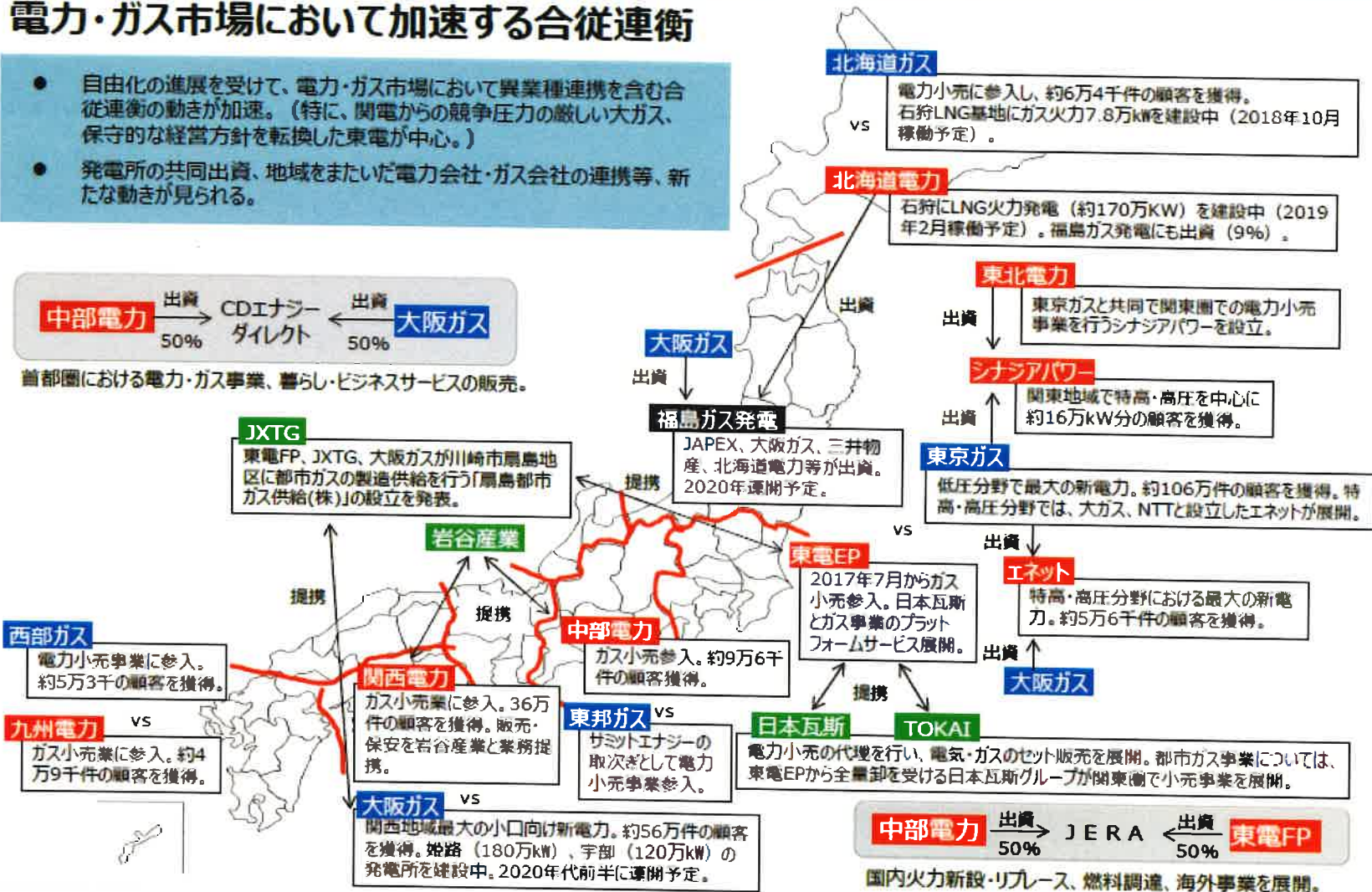
<北海道ガス> TagTag
電気・ガスの使用量・料金の照会や省エネに役立つ情報が掲載(会員制Webサイト)

電力・ガス小売全面自由化による業界の動向② ～新規参入と企業間連携～

- 大手電力・ガスの相互参入、石油元売り等の新規参入、同業他社の営業エリアへの新規参入が発生。
- 電力とLPG、電力とガス等の企業間連携も増加。

電力・ガス市場において加速する合従連衡

- 自由化の進展を受けて、電力・ガス市場において異業種連携を含む合従連衡の動きが加速。(特に、関電からの競争圧力の激しい大ガス、保守的な経営方針を転換した東電が中心。)
- 発電所の共同出資、地域をまたいだ電力会社・ガス会社の連携等、新たな動きが見られる。



事業主体の状況

- ガス事業、発電事業とも、民間事業者が主体。
- ガス事業は、民間大手3社が需要の7割を占めている。

(各構成比は、全体に占める割合)

ガス事業	全体	民営	大手3社	その他民営	公営
事業者数 ※	203	177 (87.2%)	3 (1.5%)	174 (85.7%)	26 (12.8%)
メーター取付数 (千個)	30,246	29,391 (97.2%)	21,110 (69.8%)	8,281 (27.4%)	855 (2.8%)
販売量 (百万MJ)	1,578,184	1,543,735 (97.8%)	1,128,276 (71.5%)	415,459 (26.3%)	34,449 (2.2%)

※旧一般ガス事業者数 (2017年3月末)

出所：日本ガス協会 ガス事業便覧 2017年版

発電事業	全体	水力発電	民営水力	公営水力
事業者数	571	59 (10.3%)	34 (5.9%)	25 (4.4%)
最大出力 (千kW)	272,823	49,561 (18.1%)	47,248 (17.3%)	2,313 (0.8%)
発電量 (百万kWh)	1,038,504	90,209 (8.7%)	82,600 (8.0%)	7,609 (0.7%)

出所：資源エネルギー庁 2017年度電力調査統計

公営事業者の状況

- 公営ガス事業者
昭和50年代には75事業あったが、民間譲渡等により、現在は本市を含め22事業まで減少。
- 公営電気事業者（地方公営企業法適用水力発電実施事業者）
平成7年電気事業法改正時には34事業あったが、民間譲渡により、現在は本市を含め25事業まで減少。

公営ガスの近年の民間譲渡事例

民間譲渡等 実施済み	群馬県富岡市（H29年4月） 新潟県柏崎市（H30年4月） 滋賀県大津市（H31年4月）※ 群馬県下仁田町（H31年4月）
民間譲渡 予定	福井県福井市（R2年4月） 秋田県にかほ市（R2年4月） 新潟県見附市（R2年4月）

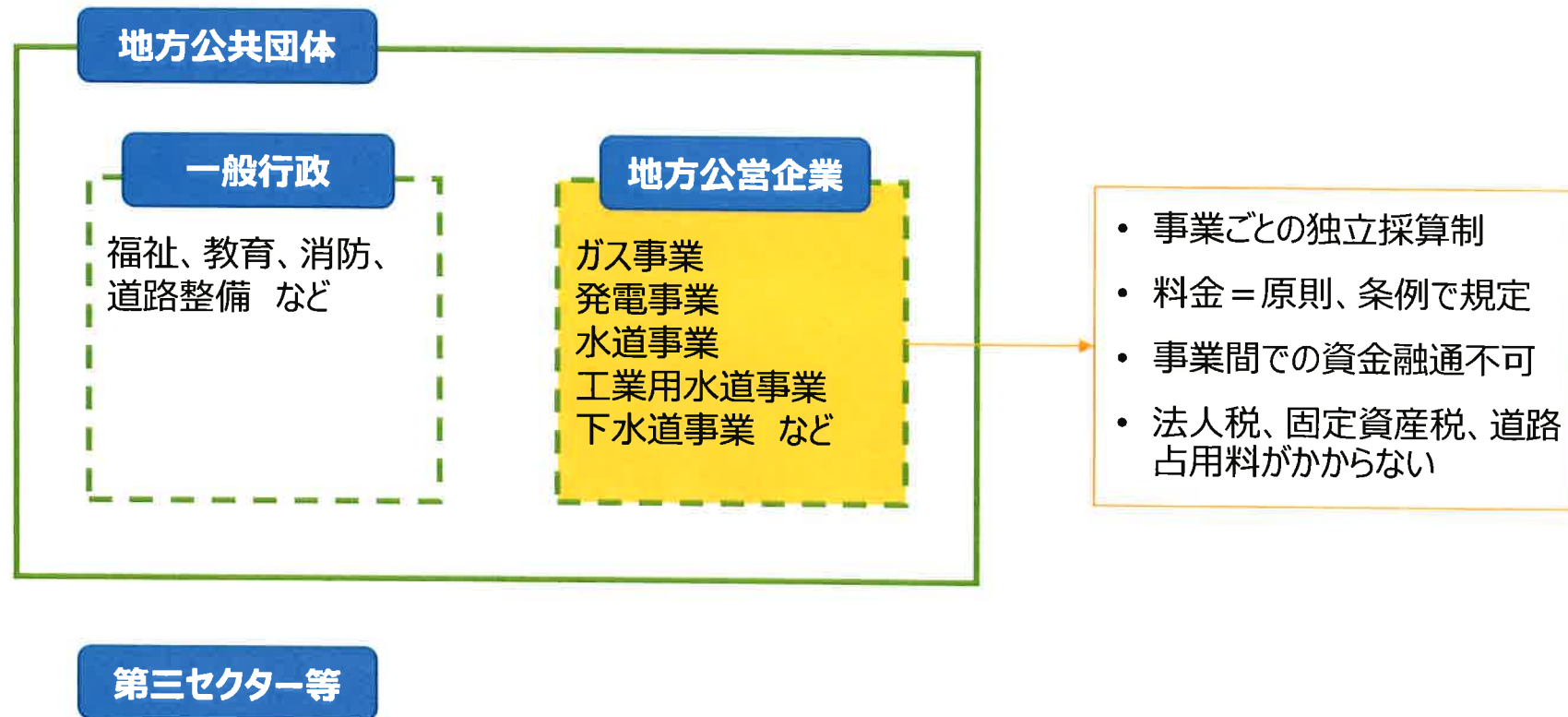
公営電気の近年の民間譲渡事例

民間譲渡 実施済み	石川県（H22年4月） 福井県（H22年4月） 兵庫県（H22年4月） 三重県（H25年4月～H27年4月）
--------------	---

※大津市：小売部門を官民出資の株式会社にコンセッション
（施設所有権を大津市に残し、運営権を設定）

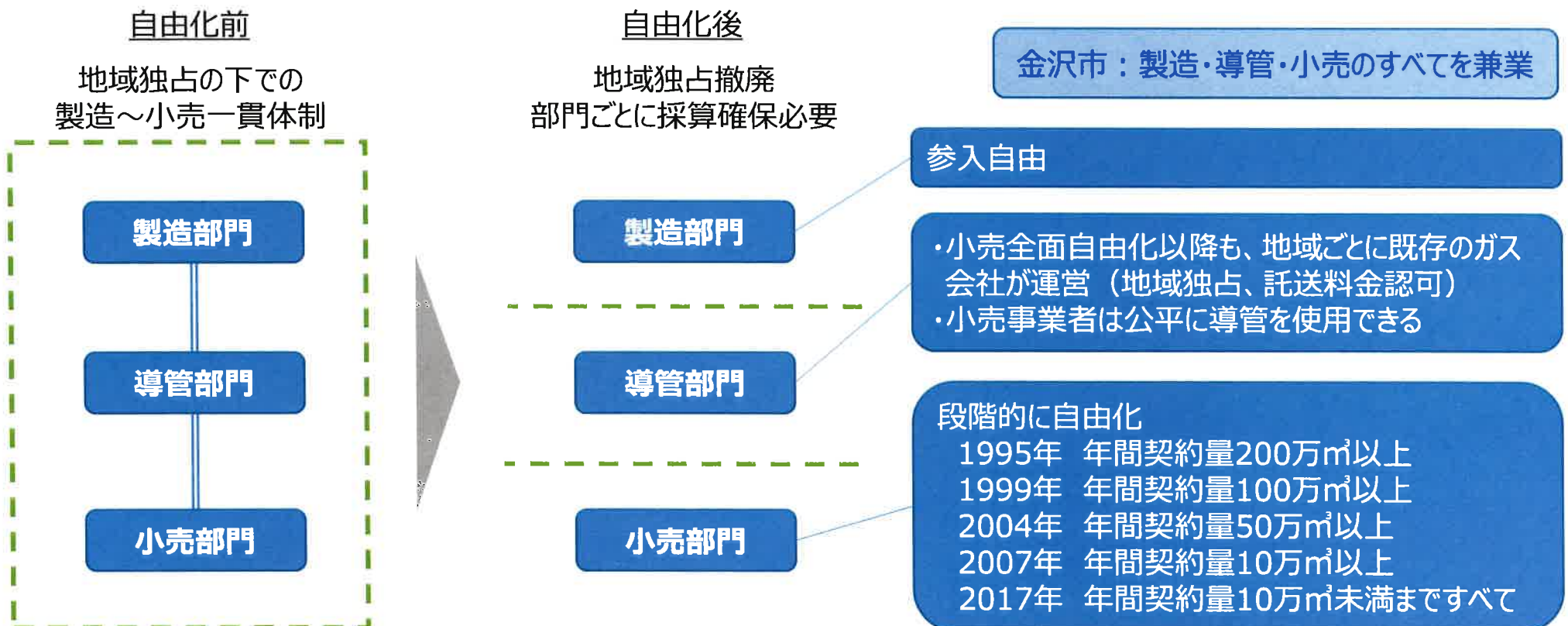
地方公営企業について

- 「地方公営企業」とは、公共の福祉の増進を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づき、上下水道や交通など住民生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する地方公共団体が経営する企業。
- 事業ごとに特別会計を設置し、独立採算を原則とした、自立的な事業活動を行う。
- 提供するサービスの対価である「料金」は、原則、条例により定められる。
- 本市企業局では、ガス事業、水道事業、発電事業、工業用水道事業及び下水道事業を実施している。



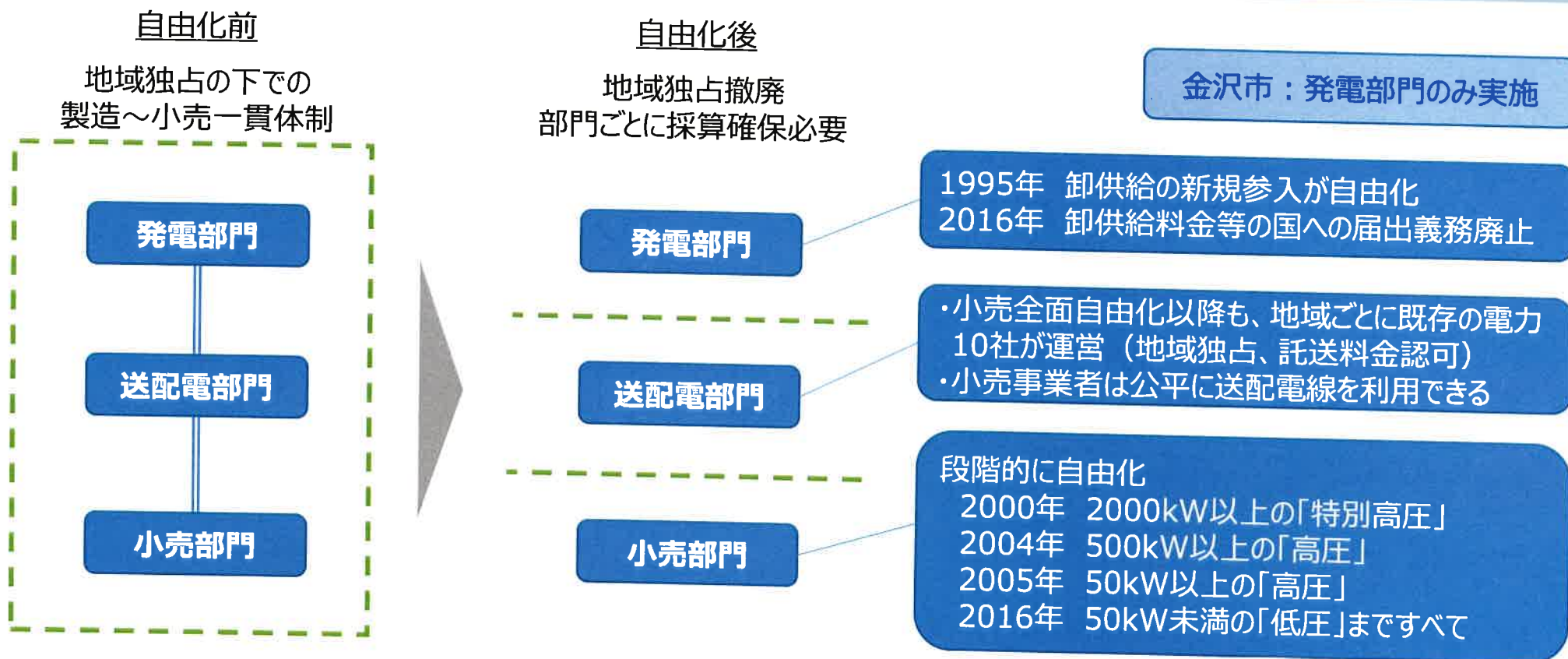
【補足】都市ガスの制度改革の内容

- 平成7（1995）年から段階的に自由化が推進され、平成29（2017）年に小売部門が全面自由化。
 - ※小売自由化の意義
 - 1社による地域独占を見直し、既存ガス会社以外の企業も自由に参入が可能になった。
 - 国の料金規制もなくなり、各企業の判断で自由な料金設定やセット販売等も可能になった。
- 小売の競争基盤となる導管部門は、引き続き既存のガス会社が担い、導管使用料にあたる託送料金にも、引き続き国の規制が課せられる。
- 市場整備のため、全国大での天然ガスパイプライン整備によるガスの広域融通も目指されている。



【補足】電力の制度改革の内容

- 平成7（1995）年から段階的に自由化が進み、平成28（2016）年に小売と発電が全面自由化。
 - ※小売の自由化の意義
ガス事業に同じ。
 - ※発電の自由化の意義
平成7年から参入は自由化されていたが、今回、国への卸供給料金等の届出も不要となった。
- 小売の競争基盤となる送配電部門は、引き続き既存の電力10社が担い、送配電線使用料にあたる託送料金にも、引き続き国の規制が課せられる。



金沢市ガス事業の概要

※本資料中、平成30年度分の各種財務データは見込みである。

金沢市ガス事業の概要

- 大正10（1921）年に民間から事業を譲り受け、昭和28年に地方公営企業法を適用。
- 市民生活の利便性・快適性の向上を図るため、土地区画整理事業等に合わせ供給区域を拡大。
- 平成15（2003）年度には、都市ガス原料の天然ガスへの転換を完了。

- 経営形態 地方公営企業
- 所管部局 企業局
- 事業開始 大正10（1921）年10月1日
- 資本金 87億8,400万円
- 総資産 164億円
- 売上高 65億7,700万円
- 職員数 116人
- 事業内容 都市ガス事業
〔附帯事業〕
簡易ガス事業
ガス機器の卸販売
- 供給区域 金沢市の一部

ガス事業の主な沿革

- 明治41年 金沢電気瓦斯株式会社がガス供給開始
- 大正10年 事業を譲り受け、市営ガス事業開始
- 昭和48年 石炭ガスを石油系ガスに転換
(供給熱量 $15.1\text{MJ}/\text{m}^3 \rightarrow 20.9\text{MJ}/\text{m}^3$)
- 昭和63年 金沢湖陽住宅団地に簡易ガス供給開始
- 平成7年 瑞樹団地に簡易ガス供給開始
- 平成9年 LNG受給協定締結
- 平成11年 南森本に簡易ガス供給開始
- 平成12年 天然ガスへの転換着手
大浦・東蚊爪に簡易ガス供給開始
- 平成15年 天然ガスへの転換完了
(供給熱量 $20.9\text{MJ}/\text{m}^3 \rightarrow 46\text{MJ}/\text{m}^3$)
- 平成27年 ガスショールーム「ガスぽーと」開所

金沢市における都市ガス供給の仕組み

- LNGを新潟・富山方面及び中京方面からタンクローリーで調達。
- 港エネルギーセンターのLNGサテライト設備で都市ガスを製造。
- 平野部を中心に総延長約1,480kmの導管網により都市ガスを供給。

都市ガスの製造・供給の流れ

〔県外LNG基地〕

新潟県（上越市）
富山県（射水市）
三重県（四日市市）



〔金沢市〕

港エネルギーセンター

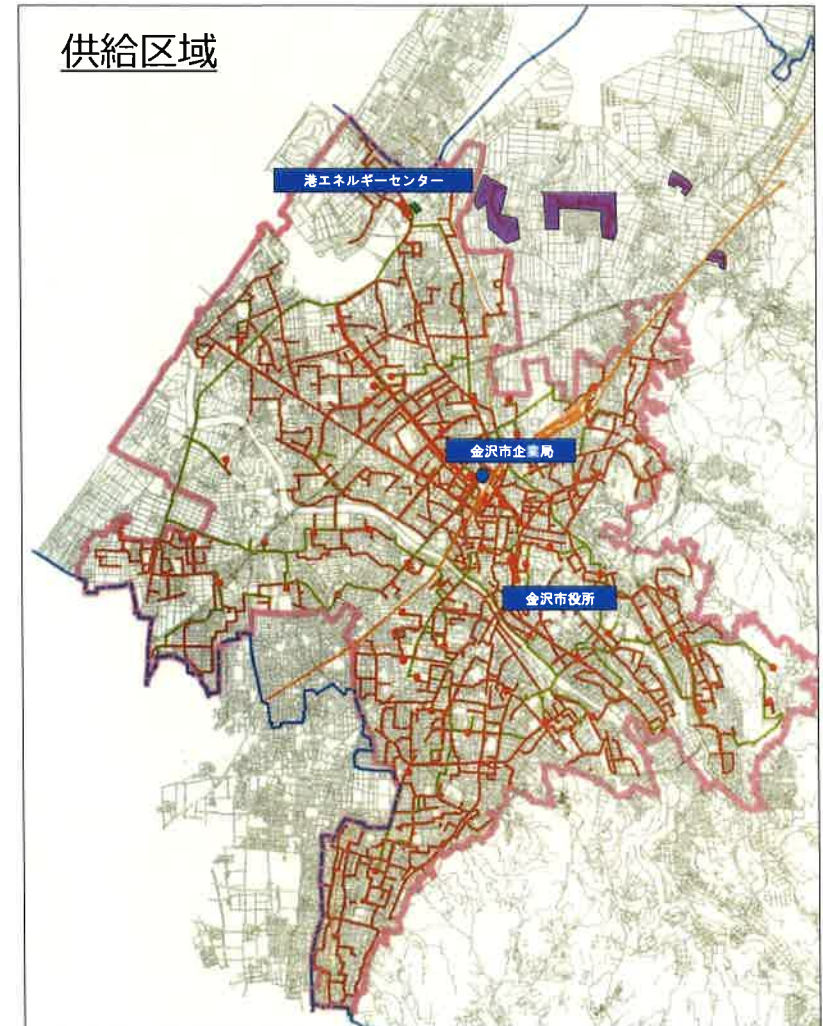
LNGサテライト設備
受入・貯蔵
気化・熱量調整



港エネルギーセンター設備概要

- | | |
|-------------|--|
| ・製造能力（日最大） | 空温式 180,000m ³
温水式 300,000m ³ |
| ・球形ガスホルダー容量 | 5,000m ³ ×2基 |
| ・LNG使用量（年間） | 約3万トン |

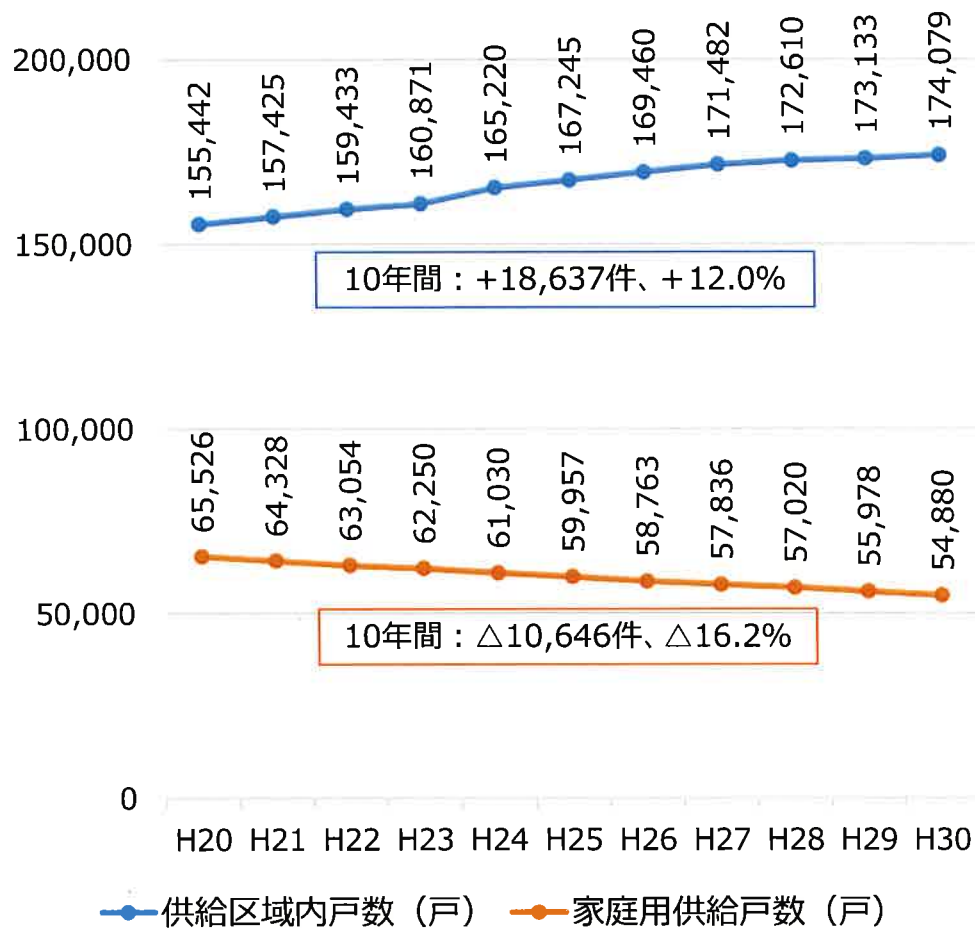
供給区域



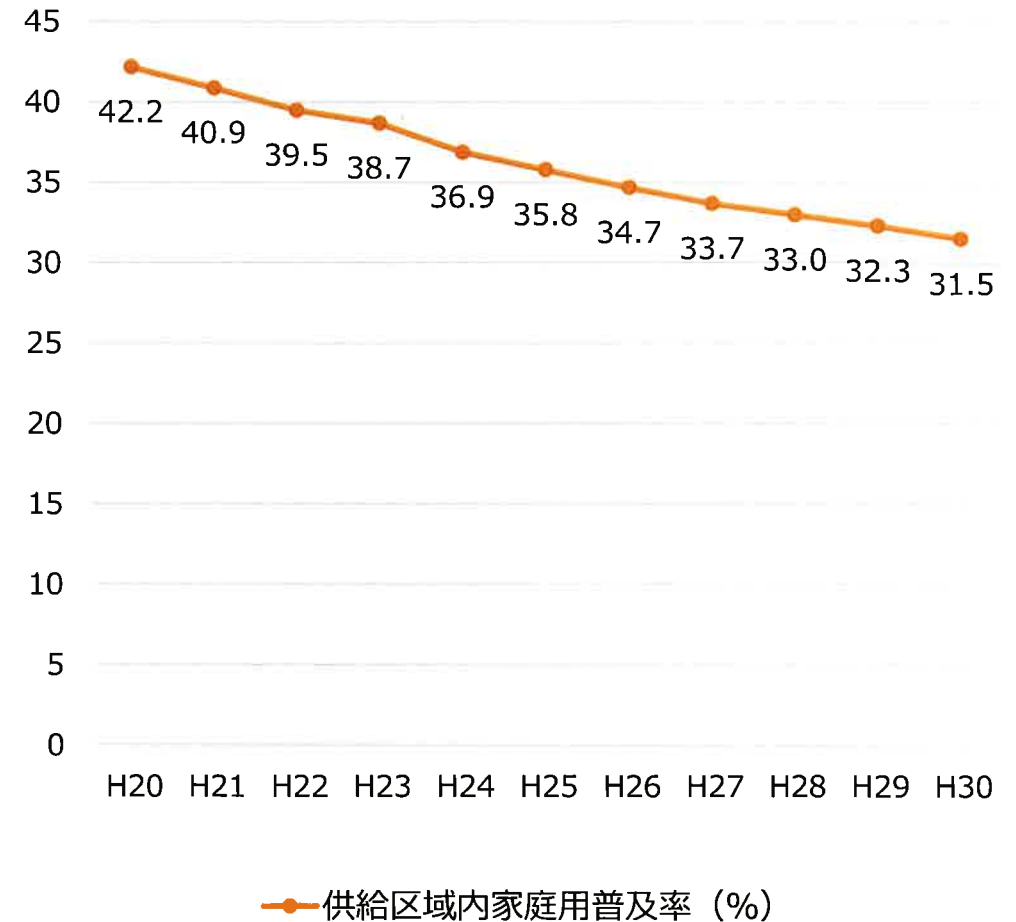
供給戸数及び普及率の推移

- 供給区域内戸数が増加する一方、供給戸数は、オール電化住宅など他エネルギーとの競合等により減少傾向。
- 供給区域内における家庭用の普及率は31.5%まで低下。

供給区域内戸数・供給戸数



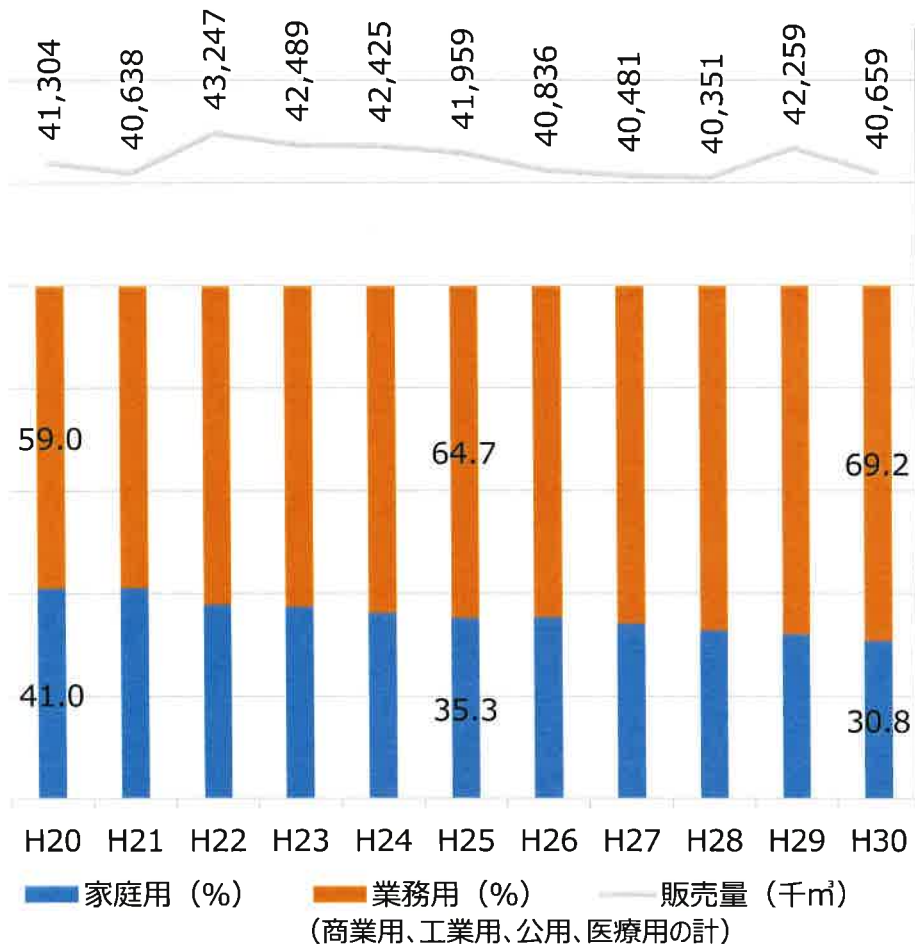
普及率



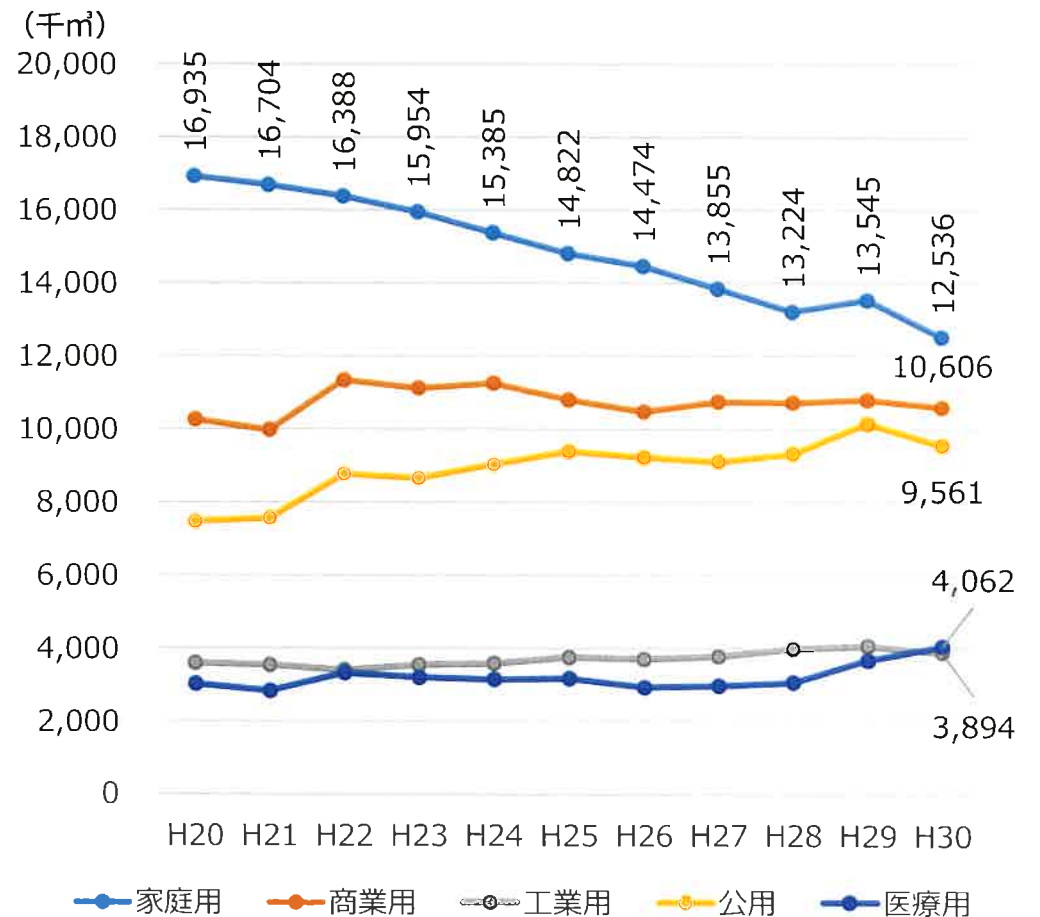
販売量の推移

- 家庭用販売量の減少が影響し、販売量は平成22年度をピークに減少傾向。
- 家庭用の減少により、需要に占める業務用の割合が、10年間で6割から7割まで上昇。
- 業務用のうち、商業用・工業用は横ばいで推移しているが、公用・医療用は増加傾向。

販売量・用途別構成比



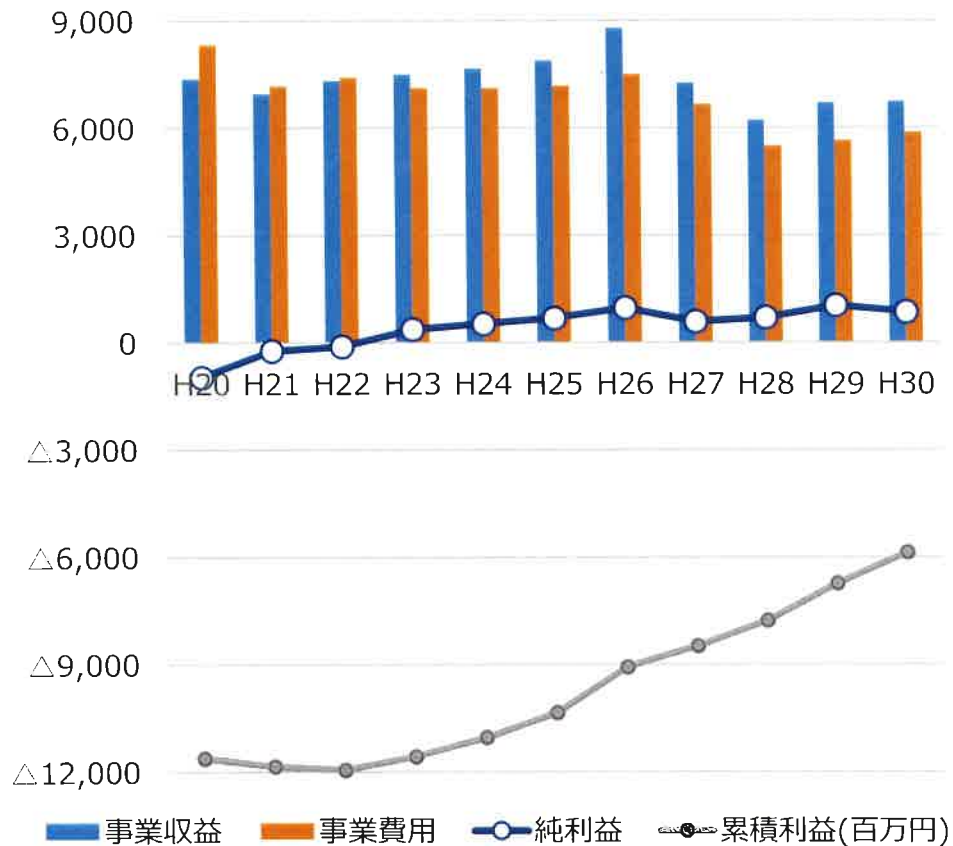
用途別販売量の推移



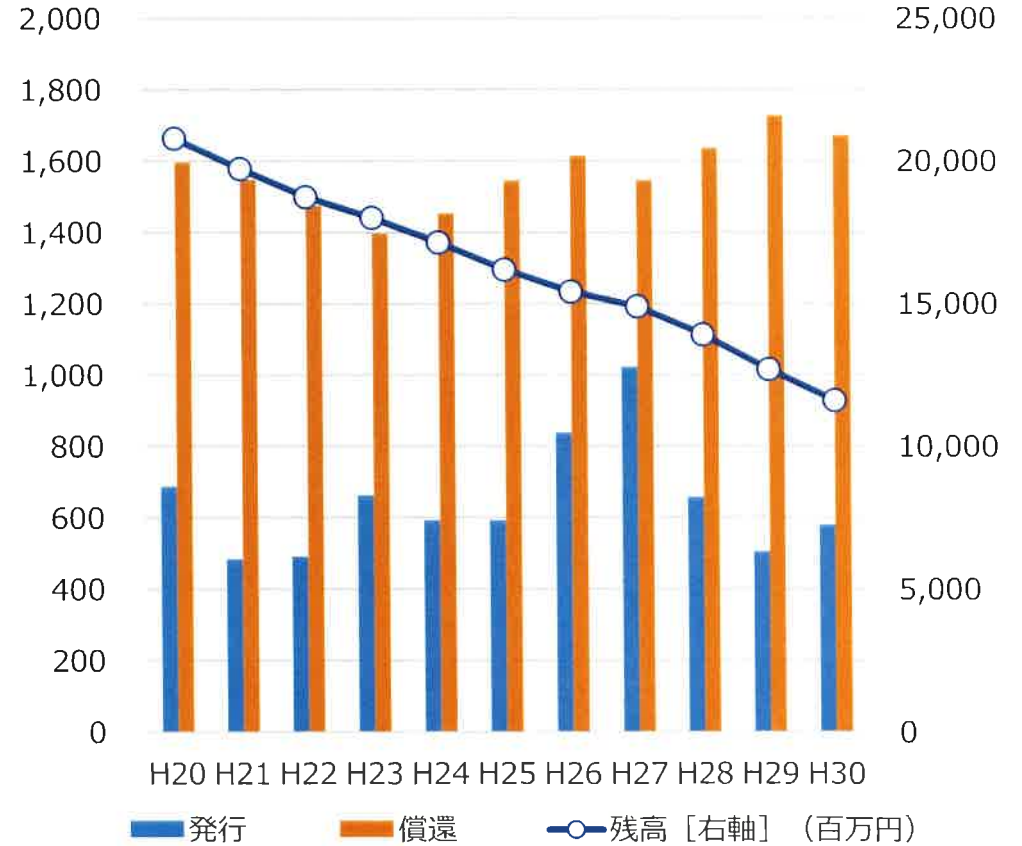
財務実績の推移

- 平成22年度まで、天然ガス転換費用の繰延償却費や原料価格の高騰等により純損失を計上。
- 累積欠損金は、平成22年度末に最大119億円に到達。
- 平成23年度に黒字転換し、累積欠損金は平成30年度末で59億円まで減少。
- 企業債残高は、平成14年度末に最大275億円あったが、平成30年度末には116億円まで減少。

損益の状況



企業債の状況



【参考】指標の推移

	項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30	備考
業務	家庭用供給戸数	件	58,763	57,836	57,020	55,978	54,880	
	供給区域内家庭用普及率	%	34.7	33.7	33.0	32.3	31.5	
	ガス販売量	千m ³	40,836	40,481	40,351	42,259	40,659	
損益	ガス売上高	百万円	7,612	6,749	5,759	6,192	6,246	原料費調整影響を含む
	売上原価	百万円	4,122	3,385	2,296	2,614	2,801	〃
	売上総利益	百万円	3,490	3,364	3,463	3,578	3,444	
	営業利益	百万円	762	752	839	1,064	864	
	営業利益率	%	10.0	11.1	14.6	17.2	13.8	10%台で推移
	経常利益	百万円	724	736	826	1,050	858	
	純利益	百万円	976	592	703	1,040	858	
キャッシュ・フロー	営業キャッシュフロー	百万円	2,084	1,861	2,210	2,190	1,919	
	投資キャッシュフロー	百万円	△1,179	△1,437	△813	△735	△996	
	財務キャッシュフロー	百万円	△677	△425	△983	△1,227	△1,099	
	資金増減	百万円	228	△1	415	228	△176	
	資金残高	百万円	2,762	2,760	3,176	3,403	3,227	
企業債残高	百万円	15,431	14,909	13,931	12,711	11,619		
職員数	人	123	118	117	116	116		

※金額は四捨五入。

金沢市発電事業の概要

※本資料中、平成30年度分の各種財務データは見込みである。

金沢市発電事業の概要

- ガス事業と同時に大正10（1921）年に民間から事業を譲り受けたが、昭和17年配電統制令により解散。
- 戦後、石川県の犀川総合開発事業に参画し、昭和40（1965）年度に市営発電事業復活。
- 再生可能エネルギーの地産地消による安定的かつ低廉な電力供給を通して地域に貢献。
- 現在、犀川水系で5箇所の水力発電所を運営し、一般家庭4万戸(市内の2割)相当の電力を北陸電力へ卸供給。

• 経営形態	地方公営企業
• 所管部局	企業局
• 事業開始	昭和41年（1966）年1月1日
• 資本金	68億900万円
• 総資産	87億6,400万円
• 売上高	10億9,000万円
• 職員数	19名
• 事業内容	水力発電事業
• 卸供給先	北陸電力（株）

発電事業の主な沿革

明治33年	金沢電気株式会社が発送電開始
大正10年	事業を譲り受け、市営電気事業開始
昭和17年	配電統制令により金沢市電気水道局解散
昭和37年	犀川ダム起工（石川県の犀川総合開発事業）
昭和41年	犀川ダム完成 上寺津発電所営業運転開始（16,200kW）
昭和46年	新辰巳発電所営業運転開始（6,000kW）
昭和56年	新寺津発電所営業運転開始（430kW）
昭和59年	犀川水系発電管理所に遠方監視制御設備導入 新内川発電所営業運転開始（7,400kW）
昭和63年	新内川第二発電所営業運転開始（3,000kW）
平成26年	新辰巳発電所出力増強（6,200kW）

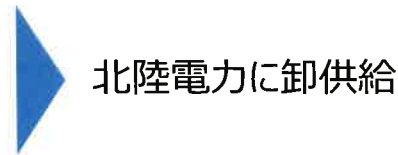
金沢市における水力発電事業の仕組み

- 犀川系に3箇所、内川系に2箇所の水力発電所を設置・運営。
- 長期契約に基づき、発電した電力の全量を北陸電力に卸供給（契約期間＝令和7年度末まで）。

発電・供給の流れ

〔犀川系〕 上寺津発電所
新辰巳発電所
新寺津発電所

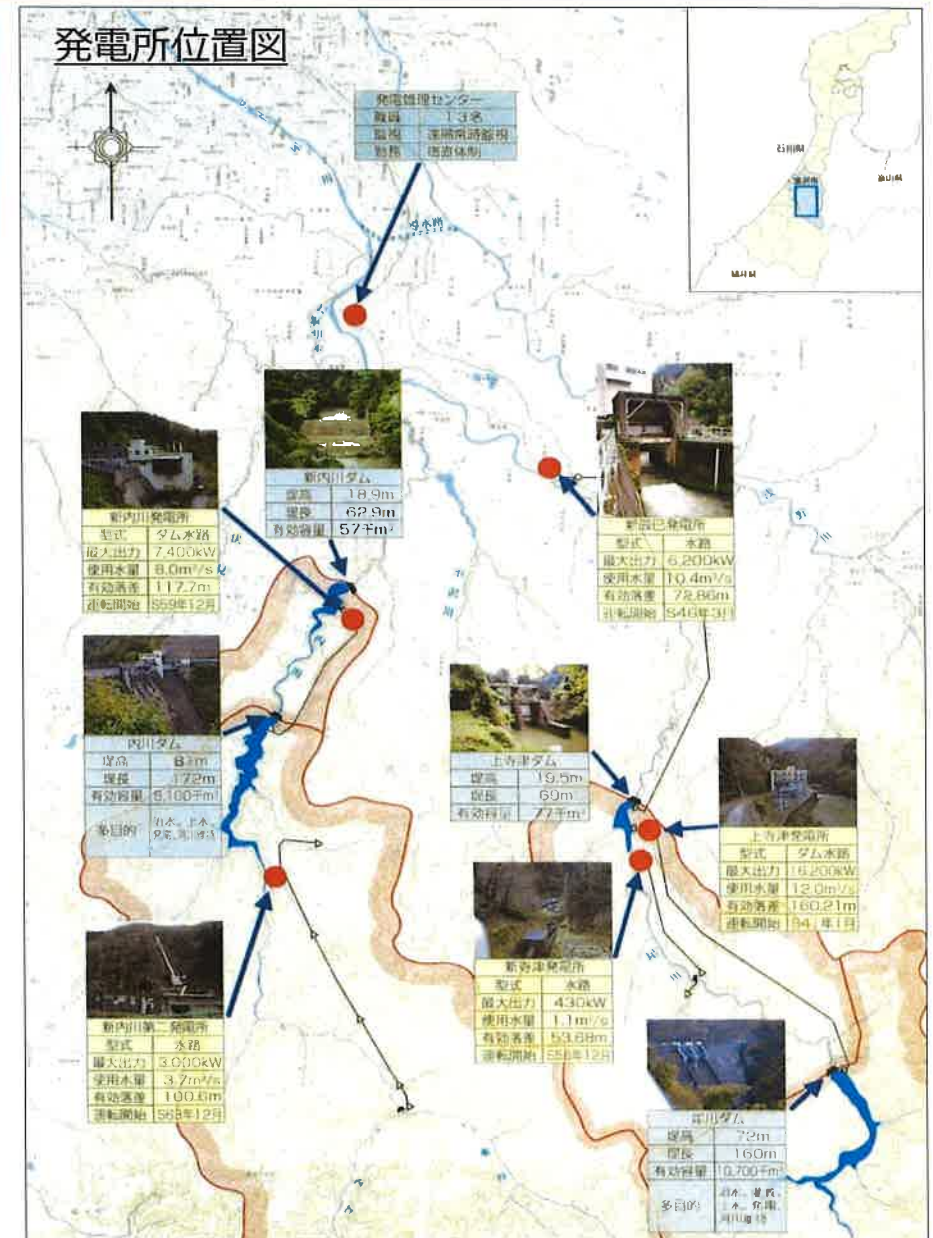
〔内川系〕 新内川発電所
新内川第二発電所



北陸電力に卸供給

発電能力

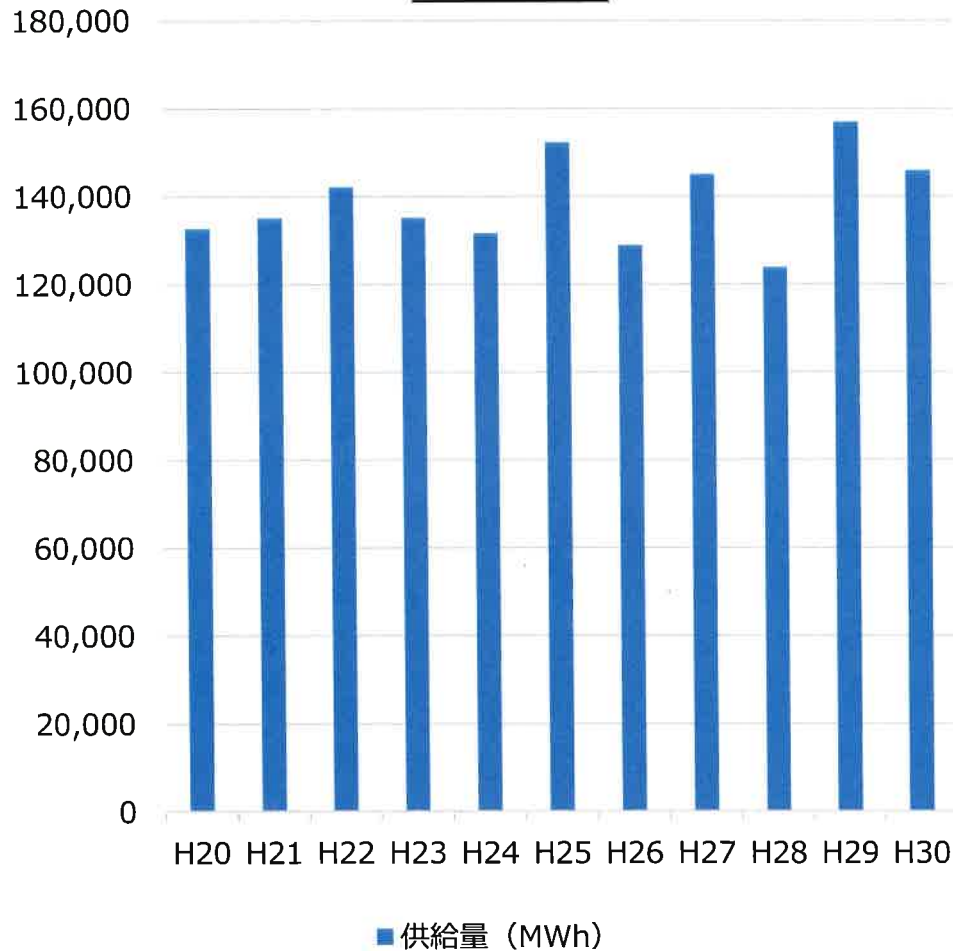
・上寺津発電所	16,200kW	
・新辰巳発電所	6,200kW	
・新寺津発電所	430kW	
・新内川発電所	7,400kW	
・新内川第二発電所	3,000kW	計 33,230kW



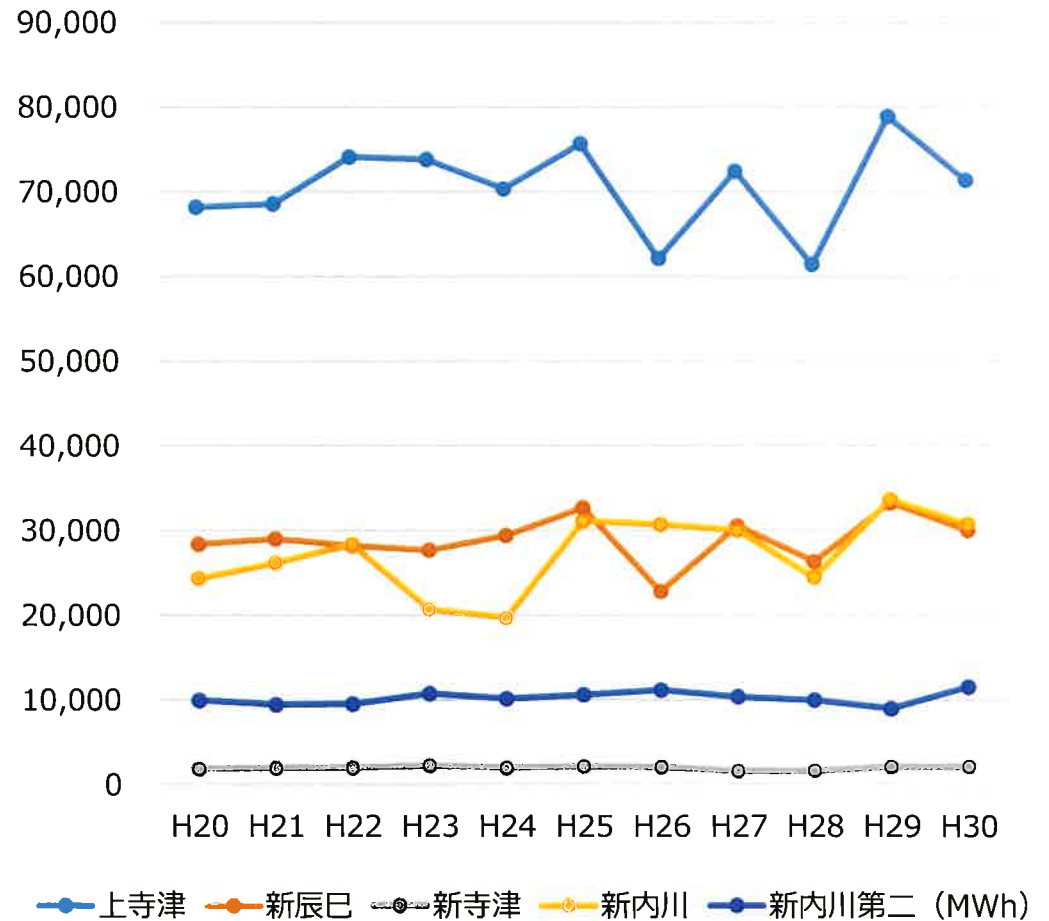
電力供給量の推移

- 犀川ダム及び内川ダムとも多目的ダム(石川県管理)であり、上水道及び灌漑の需要に応じたダム運用を実施。
- 冬期の積雪量や年間を通した降水量等により電力供給量は変動するが、概ね安定。

電力供給量



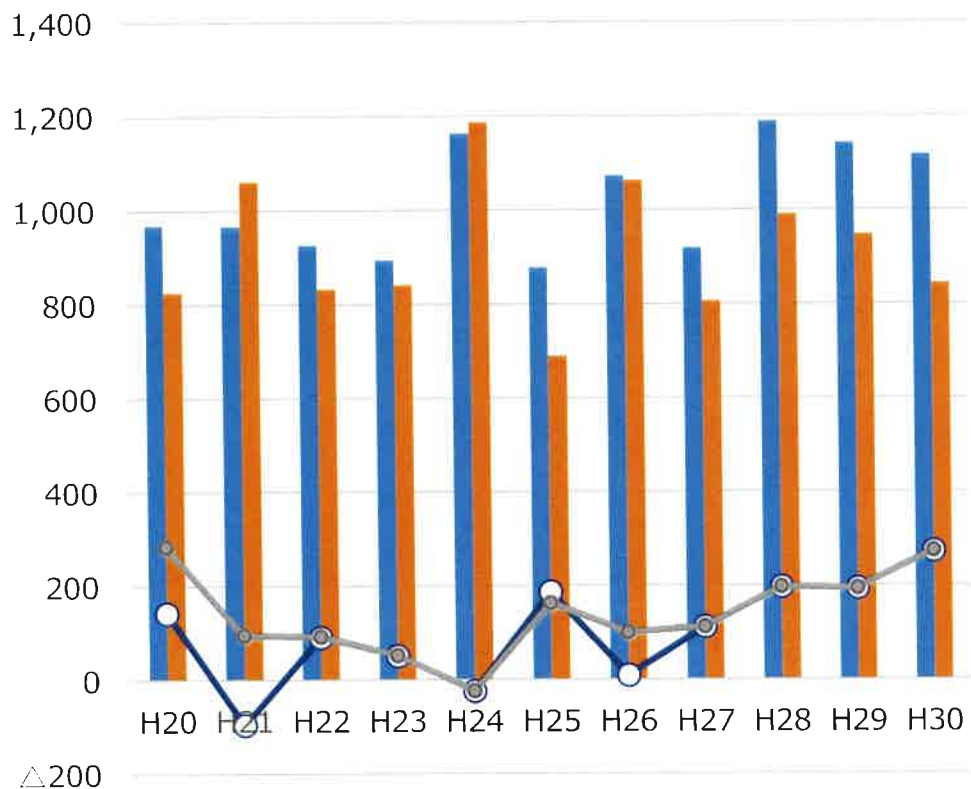
発電所別電力供給量



財務実績の推移

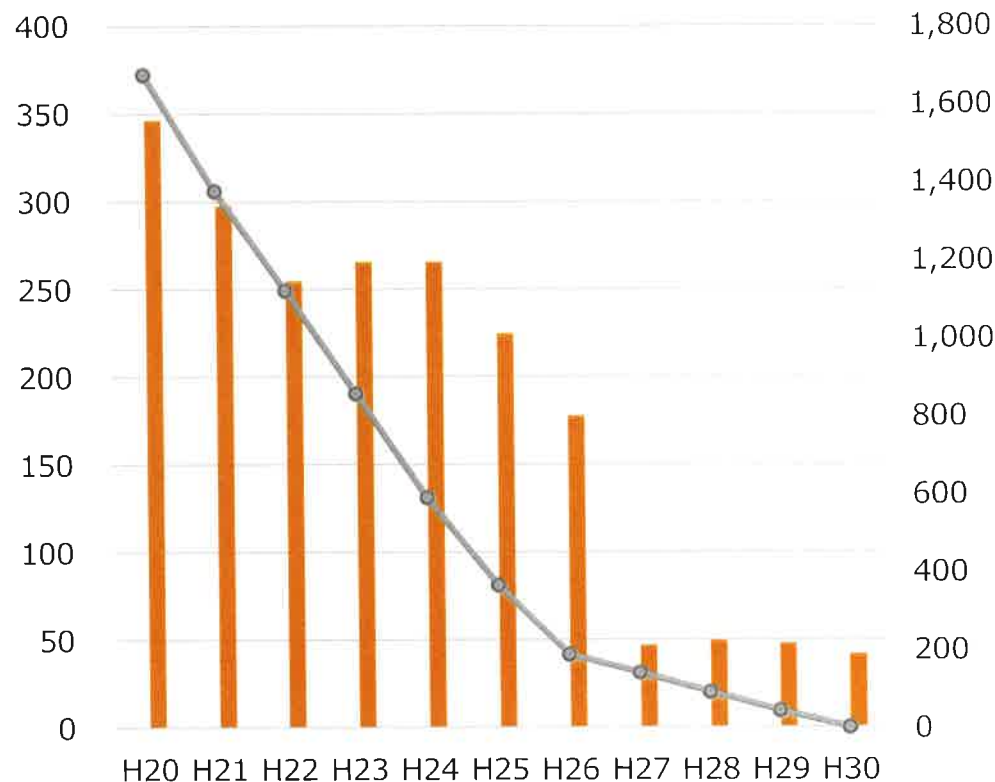
- 過去には発電機故障等により純損失を計上したことがあるが、概ね安定的に利益を確保。
- 利益の一部を積み立て、これまで、市営美術館用の美術品購入や再エネ設備導入補助を実施。
- 企業債については、平成元年度以降、新規発行がなく、平成30年度で償還を完了。

損益の状況



■ 事業収益 ■ 事業費用 ○ 純利益 ● 累積利益 (百万円)

企業債の状況



■ 発行 ■ 償還 ● 残高 (百万円)

【参考】指標の推移

	項目	単位	H26	H27	H28	H29	H30	備考
業務	電力供給量	MWh	128,958	145,101	123,933	156,983	145,924	
損益	電力料収入	百万円	867	888	992	1,040	1,087	
	売電契約単価	円/kWh	6.36	6.36	7.35	7.35	7.79	基本80%、従量20%
	営業利益	百万円	28	94	89	170	248	
	営業利益率	%	3.2	10.6	9.0	16.3	22.7	
	経常利益	百万円	40	112	107	194	274	
	純利益	百万円	9	112	197	194	274	
キャッシュ・フロー	営業キャッシュ・フロー	百万円	△10	551	471	402	685	
	投資キャッシュ・フロー	百万円	△726	△186	△261	△172	△26	
	財務キャッシュ・フロー	百万円	△178	△47	△50	△48	△42	
	資金増減	百万円	△914	318	161	182	617	
	資金残高	百万円	1,041	1,359	1,519	1,701	2,318	
企業債残高	百万円	187	140	90	42	0		
職員数	人	19	19	19	19	19		

※金額は四捨五入。

検討委員会の今後の進め方

本市における自由化の影響

【ガス事業】

- 平成29年4月の小売全面自由化から2年を経過したが、現在までのところ新規参入なし。

	現状	今後の可能性
ガスの調達	<ul style="list-style-type: none">天然ガスパイプライン未整備LNGを県外から調達・輸送することが必要	<ul style="list-style-type: none">富山方面からの天然ガスパイプライン延伸競争促進のためのガス卸供給制度の整備
ガスの製造	<ul style="list-style-type: none">LNGサテライト設備建設に多額の投資が必要高圧ガス保安法上の有資格者の配置が必要	<ul style="list-style-type: none">小型化等によるLNGサテライト設備の低価格化
消費機器調査	<ul style="list-style-type: none">調査員資格保有者の確保が必要	

【発電事業】

- 平成28年4月の発電全面自由化から3年を経過したが、北陸電力との長期契約の下、大きな影響なし。

	現状	今後
売電価格	<ul style="list-style-type: none">卸市場価格等も踏まえ自由化前よりも上昇	<ul style="list-style-type: none">長期契約終了後の価格水準は不透明
地産地消	<ul style="list-style-type: none">北陸電力の小売供給区域拡大により、地産地消という事業意義の希薄化	

今後の経営形態のあり方検討を行う背景

- 電力・ガス自由化や人口減少等により事業環境が大きく変化していく中で、地方公営企業という形態で事業を続けていくことが、市民にとって有益なものであるか否かを、明らかにすることが求められている。

ガス事業	今後の環境変化	求められる対応	公営での課題
	<p>競争激化</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力・LPGとの競争のさらなる激化 新規参入者との新たな競争発生 <p>人口減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩やかに進む需要縮小 空き家等による資産効率の低下 	<p>サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者が満足できる充実したサービスの提供 <p>経営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金水準の維持・低廉化のための経営効率の向上 	<p>サービス提供範囲の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令上、サービスの多角化が困難 <p>需要構造の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭用需要の減少

発電事業	今後の環境変化	求められる対応	公営での課題
	<p>入札導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 北陸電力との長期契約終了後の一般競争入札への移行 <p>脱炭素化</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー主力電源化による水力発電の価値向上 	<p>経営力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 売電価格の変動に備えた経営力の強化 <p>水力の環境価値活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 水力発電の環境価値活用とそれによる地域貢献の実現 	<p>電力供給能力の増強困難</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規水力発電所の建設適地がなく、出力増強も限界 <p>環境価値の市外への流出</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売を行っていないため、環境価値は市外に流出

論点（案）

【論点1】

- 地方公営企業として事業を行う今日的意義は何か。

【論点2】

- 市民にとって最も有益な経営形態とは何か。

今後の検討スケジュール（予定）

- 第2回以降の検討委員会のスケジュールは、下記のとおりを予定。

時期	あり方検討委員会
7月中旬	第2回委員会
9月下旬	第3回委員会
11月上旬	第4回委員会

※ 年内に答申

第1回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 議事録

■日 時 令和元年6月10日（月）13時30分～15時07分

■場 所 金沢市役所7階 第1委員会室

■出席者 別紙のとおり

■内 容 以下のとおり

1. 開会

2. 市長挨拶

（山野市長）本日は、ご多用のところをお越しいただき、心から感謝を申し上げます。この5月から新しい令和という時代になり、思いのほか早く国民の皆様に浸透したのではないかと考えている。これからご議論いただくガス・発電事業は大正10年に金沢市が譲り受けて取り組みを始めたものであり、大正、昭和、平成、そして令和と四つの時代に渡り、多くの市民の皆様にご利用をいただいているところである。

ただ、ここに来て国の施策、方針等により、ガスや電気の自由化が進んでいるところである。我々は市民の皆様に快適にガス・電気をご使用いただきたいと思っている。快適というのは安全が第一であるが、経済的で、使い勝手が良いといった広い意味での快適なサービスを提供することも我々の使命だと思っている。この国の自由化の施策が本市のガス事業・発電事業にどのような影響があるかということを見極めなければいけないし、当然金沢の地域事情というものもあるので、これらを勘案してこれからの在り方をご議論いただきたいと思う。

また、本日は角田様にもオブザーバーとしてご参加頂いており、専門家の視点からご意見をいただければと思うし、皆様のそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきたいと思っている。

3. 委員等紹介

4. 委員会設置要綱の説明

5. 委員長選出及び委員長代理指名

全会一致で高橋委員を委員長に選出。設置要綱第6条により議長兼任。

設置要綱第4条第3項に基づき、高橋委員長が佐無田委員を委員長代理に指名。

6. 諮問

市長から委員長へ諮問書を手渡す。(※市長は公務の都合により諮問後に退席)

7. 議事

(1) 電力・ガスの制度改革について

(2) 金沢市ガス事業及び発電事業の概要について

事務局から電力・ガスの制度改革の概要(資料1)、金沢市ガス事業の概要(資料2)、
金沢市発電事業の概要(資料3)に基づき一括して説明。

(高橋委員長) 2つの事業について各委員からご質問等はあるか。

(佐無田委員) ガス及び電気事業にはそれぞれ作る、送る、売るという部門があるが、金沢市はそれぞれどの部門を行っているのか。

(経営企画課長) 電気事業については、本市が行っているのは発電のみであり、作った電気を北陸電力に卸供給している。北陸電力が自社の送配電網を使い、お客様に販売しており、本市は発電については小売を行っていない。ガス事業については、港エネルギーセンターで作ったガスを本市が所有・管理する導管を使い、お客様に販売している。自由化ということになると、小売の部分に新規参入者が入ってくることになるが、本市は今は地域独占している状態である。金沢市で都市ガスをご使用の住民は全て本市が作っているガスを使用している状況である。

(佐無田委員) 金沢市において他のガス事業者とは、都市ガス事業者ではなく、プロパンガス事業者ということか。

(経営企画課長) そのとおりである。本市には今のところ都市ガス事業の競争相手はいない。LPガスボンベで各家庭や集合住宅、工場にバルクという大きなタンクを使って供給する事業者が競争相手となる。

(北村委員) ガス・電気事業とも大正10年に開始しているが、何か歴史的背景はあるか。

(経営企画課長) ガス・電気ともにガス灯・電灯などの照明用として事業を開始し、ガスはその後、家庭のかまどや風呂の給湯に使用されてきた。ガスの後に電気が入ってきたという事業展開になっており、本市は作るという部分を昔から行って

きた。

(公営企業管理者) 大正の時代に、民間サイドで事業を立ち上げたが、資金面などで計画が前に進まないといった時代背景があり、当時の行政が市民のエネルギー確保のため、先導的に行いたいという意思を示し、当時の住民の支持を得て、事業展開を始めたという経緯がある。

(高橋委員長) 1921年というと第一次世界大戦も終わり、景気が良くなり都市化が進んだ。その後、急に景気が悪化する中でガスを整備する資金の負担が大変になり、公共で行ってほしいという時代背景があったのかと思われる。

(中川委員) 金沢市の事業の強みと弱みは何か。また、他都市の譲渡事例における譲渡対価の算定はどのような手法で行われているか。また、ガス事業において、家庭用の需要の減少を業務用でカバーしているという事だが、それぞれのガス料金の水準はどうなっているのか。

(経営企画課長) 一点目については、行政という信頼感やお客様と接する機会が多いという点が強みである。弱みについては、北陸電力の電気料金が全国的に見ても安いという中で、近傍にLNG輸入基地がなく、パイプラインも整備されていないことからLNGの配送コストが高いという点である。

二点目については、次回以降の委員会でご説明させていただきたいと思う。

三点目については、ガス料金は使用量が増えれば増えるほど安くなることから、使用量の多い業務用の料金水準と比較して、使用量の少ない家庭用の料金水準は高くなっている。

(高橋委員長) ガス料金は以前は総括原価方式であったが、いつ頃から自由に料金を設定できるようになったのか。

(経営企画課長) (資料1の11ページ) 自由化は平成7年から段階的に行われ、最初は、使用量の多い大規模工場から、中小規模の工場、商業ビル、高層ビルと徐々に自由化の対象範囲が拡大されてきた。自由化により本市についても総括原価方式の適用はなくなるが、料金改定は行っていない。料金改定を行う選択肢もなかったわけではないが、多額の累積欠損金を抱えており、キャッシュ・フローも厳しいため、料金改定は実施していない。

(高橋委員長) 熱量変更の際に、総括原価方式が採用されていたにも関わらず、純損失を計上していたのはどういうことか。

(経営企画課長) 平成 12 年から 15 年に熱量変更を行い、約 160 億円の投資を行った。本来、熱量変更の場合は国で料金改定のルールが決められており、5 年の繰り延べ償却が終わった時点で料金を改定すると決められていた。総括原価方式を当てはめれば、繰延償却をそのまま料金に織り込めたのだが、当時は海外との価格差が注目されていたことに加え、同時期にオール電化の急速な普及が始まったことなどを考慮して、料金値上げを見送った結果、純損失を計上することとなった。

(高橋委員長) 短期間で熱量変更に係る費用を負担するのは厳しいため、長期にわたって市民が少しずつ負担しているということか。繰越欠損金が残っているが、それが解消すればエネルギー転換の費用を市民の方が全部負担し終わるということか。

(経営企画課長) そのとおりである。

(青海委員) 都市ガスは導管があって初めて供給できるが、そのメンテナンスやエリア拡張の状況はどうなっているか。また、ガス事業の中で導管に係る費用負担の割合はどの程度か。

(経営企画課長) 現在は、比較的腐食しやすい白ガス管の更新を中心に投資しており、来年度末で完了する予定である。ガス導管の更新などに年間約 10 億円を投資しており、減価償却費は年間 12 億円程度で、事業費全体の約 60 億円のうち 2 割程度を占めている。

(高橋委員長) 減価償却費 12 億円に対して、年間投資額はどれくらいになるのか。

(経営企画課長) 10 億円程度である。過去からの長期借入金がまだかなり残っているため、生み出されたキャッシュは借入金の償還に充て、設備投資の財源には新たに借入れをしている。

(高橋委員長) 少しずつ借入金を減らし、導管の更新を行っているとの認識でよいか。来年度に白ガス管の更新が完了すると古い設備が一新するとの認識でよいか。

(経営企画課長) 一新とはならないが、緊急で対策を要する導管の更新が完了するということであり、今後も定期的に導管の更新を行っていく。

(中川委員) (資料 2 の 5 ページ) 企業債の借入額が平成 26、27 年度で増えているのは、白ガス管の更新に関連するものか。また、白ガス管の更新が完了しても年間

10 億円程度の投資は必要となるのか。

(経営企画課長) 白ガス管の更新の前に、ねずみ鑄鉄管という非常に硬くて脆い材質の導管の更新を平成 27 年度までに完了させる必要があったため、平成 26、27 年度の借入額が増えている。また、今後の投資計画については次回以降の委員会で説明させていただく。

(高橋委員長) 家庭用ガスの普及率と販売量が年々減少しているが、オール電化の影響か。

(経営企画課長) 市内では I H や夜間電力を使用した給湯などを利用するオール電化が普及し、その価格水準も低いことから、ガスの普及率と販売量が低下している。

(企業局次長) まちなかの世帯の郊外移転や空き家が増加していることも販売量が減っている要因の一つである。

(能木場委員) オール電化住宅が普及する中、去年の北海道地震で一斉停電が発生した際には、電気だけでなくガス、灯油などのエネルギーもミックスして使用する必要があるという議論になった。金沢市の婦人会の中でもガスコンロに切り替えたという方が 3、4 人いた。

(高橋委員長) 金沢市のガス事業では安全面を考慮して原料を二方向から受け入れているという話もあった。エネルギー源についても、果たして電気だけでいいのかということも考えていくべきなのかもしれない。

(坂下委員) (資料 1 の 9 ページ) 公営ガス事業者の譲渡事例が増加しているが、自由化が要因なのか。また譲渡先はどのような事業者となっているか。

(経営企画課長) 熱量変更が一つの契機となって譲渡事例が増えたという経緯がある。その後は、自由化により民間との競争が厳しくなることから譲渡されている事例や、民でできることは民でという行政改革の視点で譲渡された事例もある。譲渡先は基本的に地元の都市ガス会社、プロパンガス会社などである。福井市は関西電力、北陸電力、敦賀ガスの 3 社の連合体への譲渡となっている。

(高橋委員長) 電気事業の譲渡事例については自由化以前であるが、別の要因があるのか。

(経営企画課長) 平成 22 年度に事業譲渡された 3 自治体については、電気事業法の改正により、公営事業者の類型が電気事業者から卸供給事業者に変更され、発電事業の自由化が行われたことや行政改革の観点から譲渡を行っている。

(高橋委員長) 発電の自由化の際に譲渡されたということか。

本日オブザーバーとして出席いただいている日本ガス協会の角田様に自由化に関してのコメントをいただきたい。

(角田オブザーバー) 自由化と民間譲渡の関連性について、3年前から始まった小売の全面自由化はいわゆるB to Cの部分に関連するものだが、金沢市の発電事業者は作った電気を北陸電力に卸供給するB to Bの方式であり、今回の検討においては電力の自由化と切り離して考えた方が良いと思う。

また、最近の公営ガス事業者の民営化事例を見てみると、以前のような民でできることは民でという行政改革の流れだけでなく、小規模事業者が長期的に技術者を育成できないという問題が顕著になってきており、金沢市のような大きな組織だと人材も豊富で、職員のローテーションによりキーとなる人材を育成することができるが、それが難しい事業者は脱公営を考え始める要因となっている。その中で大津市は特例で、施設自体は大津市が保有しながら、小売部門については民間と連携する形態をとり、ガスと電気のセット販売もすでに開始している。この事例は、今回の自由化を背景とした唯一の事例である。

(3) 検討委員会の今後の進め方について

事務局から検討委員会の今後の進め方(資料4)に基づき説明。

(高橋委員長) 市長から今後の経営形態のあり方についての諮問をいただいたところであり、論点として、市民にとって最も有益な経営形態をまとめ、11月上旬に答申を行う形となる。このことについて何かご質問等はあるか。

(佐無田委員) 大きな方針についてであるが、事業が市営化されたのは大正10年ということで約100年が経過しようとしている。この100年は成長していた時代なので、エネルギーも成長にどう対応していくかという話だったと思うが、今の世界的な流れではエネルギー消費量は減らしていくという方向性である。100年先のことを考えると、大きな話ではあるが究極にはネットゼロへということも想定しなければいけない。それから、再生可能エネルギーやエネルギー転換ということが言われるようになり、今は分散型エネルギーの方向性。地域のエネルギー政策ということも本格的に考えられてくるような時代になってきている。これらのことを考えると、大きなバックグラウンドとしてエネルギーの公共管理のあり方のみみたいなものも念頭において議論しなくてはならないのではないかと考える。そんな大きな議論ができるかということもあ

るが、念頭に置いておくぐらいは必要ではないか。

もう一つは、事業性という点がとても大きな課題となっていて、従来とは競争環境が変化しているので、地方公営企業の特徴や制約などを整理するとともに、現実的に想定される経営形態についてどのような選択肢があるのかということ整理しておかないとなかなか議論が進まないと考える。

その中で、ドイツのシュタットベルケなどのように電力・ガスのエネルギーインフラだけでなく上下水道や交通などを組み合わせることにより競争力のある総合インフラ事業体になっていくということも考えられるのではないかと思っている。

(高橋委員長) 現在も熱量変更に伴う影響が残っているということを考えると、長期的な視点で議論していくことが必要である。論点1では、公営企業の持っている性格・制約とういうものがエネルギー供給の中でふさわしいのかを整理し、論点2では、代替的な経営形態にはどういうものがあるのか、検討の範囲を電気・ガスなどのエネルギーだけにして良いのかも含めて次回以降に整理していくこととなる。2回目と3回目に選択肢としてあり得る経営形態を討論し、4回目では最終の結論を出すというスケジュール感でよいか。

(全委員) 了解した。

8. 閉会

(以上)

第2回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会次第

日時：令和元年7月16日（火）11時00分～

場所：金沢市企業局4階 402会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 本市事業の収益構造と今後の経営見通し
- (2) 地方公営企業の特徴
- (3) 経営形態の種類
- (4) 意見交換

3. 閉会

〈配付資料〉

- 資料1 第2回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 出席者名簿
- 資料2 本市事業の収益構造と今後の経営見通し
- 資料3 地方公営企業の特徴
- 資料4 経営形態の種類
- 資料5 経営形態の比較

第2回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 出席者名簿

氏名	所属等
高橋 啓	金沢学院大学副学長・経営情報学部長
佐無田 光	金沢大学人間社会学域教授
坂下 清司	公認会計士
中川 一成	金沢市町会連合会副会長
能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長
青海 万里子	NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長
浜崎 英明	金沢経済同友会代表幹事
北村 哲志	金沢商工会議所副会頭

〈オブザーバー〉

角田 憲司	日本ガス協会地方支援担当理事
-------	----------------

(別 紙)

第2回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会出席者（敬称略）

【委員】

委員長	高橋 啓	(金沢学院大学副学長・経営情報学部長)
	佐無田 光	(金沢大学人間社会学域教授)
	坂下 清司	(公認会計士)
	中川 一成	(金沢市町会連合会副会長)
	能木場 由紀子	(金沢市校下婦人会連絡協議会会長)
	青海 万里子	(NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長)
	浜崎 英明	(金沢経済同友会代表幹事)
	北村 哲志	(金沢商工会議所副会頭)

【オブザーバー】

	角田 憲司	(日本ガス協会地方支援担当理事)
--	-------	------------------

【金沢市】

事務局	平嶋 正実	(金沢市公営企業管理者)
	里見 浩次郎	(金沢市企業局次長)
	水口 玲二	(金沢市企業局建設部長)
	中越 透	(金沢市企業局営業部長)
	辰田 一彦	(金沢市企業局施設部長)
	小杉 春彦	(金沢市企業局経営企画部企業総務課長)
	高橋 圭	(金沢市企業局経営企画部経営企画課長)
	野村 泰通	(金沢市企業局経営企画部経営企画課長補佐)

本市事業の収益構造と今後の経営見通し

※本資料中、平成30年度分の各種財務データは見込みである。

1 ガス事業の収益構造 (1) 用途別の件数・販売量・売上の構成比

- 使用者の9割が家庭用（供給区域内の家庭用普及率は31.5%）
- 家庭用販売量は全体の3割であり、売上は5割
- ガス料金は、使用量が多いほど料金単価が安くなる逓減型の料金体系
- 家庭用は、業務用に比べて使用量が少なく、料金単価は業務用よりも高い

用途別の件数・販売量・売上の状況（平成30年度）

用途	平均調定件数 ^{※1}		年間販売量		ガス売上 ^{※2}		月平均販売量	月平均料金	料金単価
	(件/月)	構成比	(千m ³)	構成比	(千円)	構成比			
家庭用	55,570	91.0%	12,536	30.8%	3,009,243	48.2%	18.8	4,513円	240.0
業務用	5,488	9.0%	28,123	69.2%	3,229,515	51.8%	427.0	49,039円	114.8
合計	61,058	100.0%	40,659	100.0%	6,238,758	100.0%	55.5	8,515円	153.4

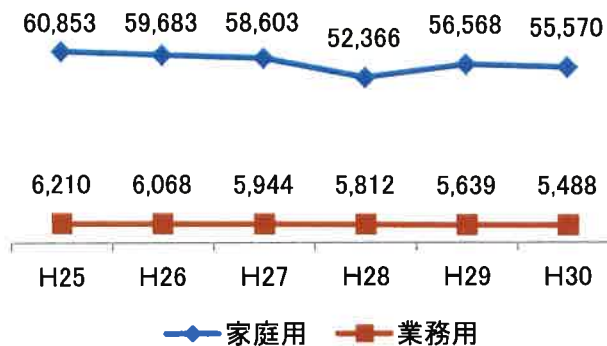
※1 平均調定件数は年間の延べ調定件数を12で除した数で、調定件数とは、ガス料金の請求の件数をいう

※2 ガス売上は早収料金（税抜）としている。早収料金とは、検針日の翌日から起算して20日以内に納入された料金をいう

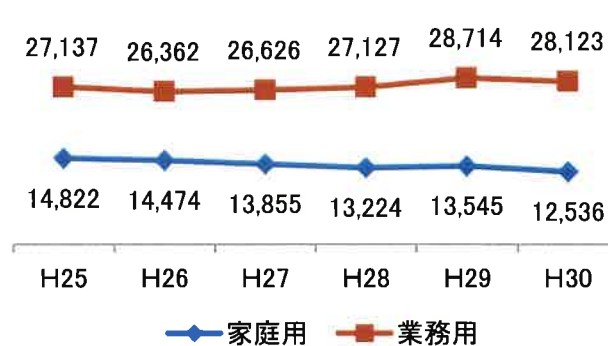
1 ガス事業の収益構造 (2) 用途別の件数等の年度別推移

- 使用者は、家庭用・業務用ともに減少しており、9割が家庭用という状況に変化なし
- 販売量は、家庭用が減少する一方、業務用の増加により、家庭用の構成比は3割まで低下
- ガス売上は、原料費調整制度等による増減があるが、平成29年度以降、業務用割合が上昇

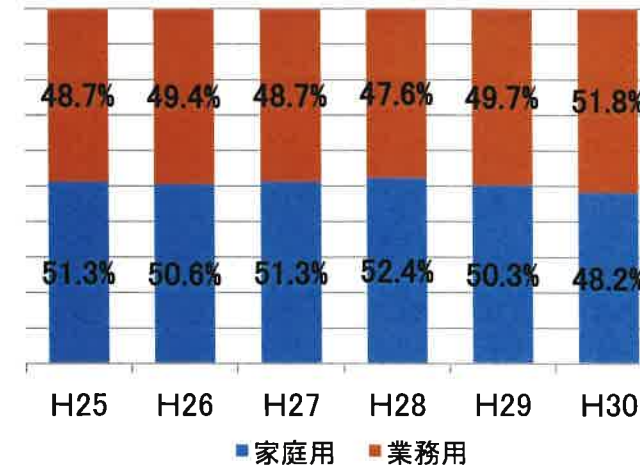
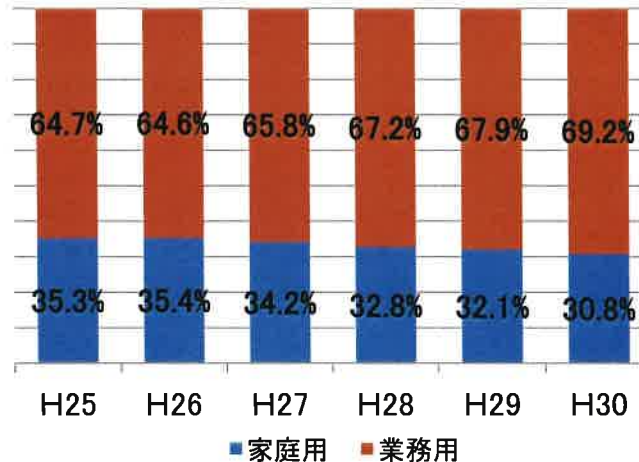
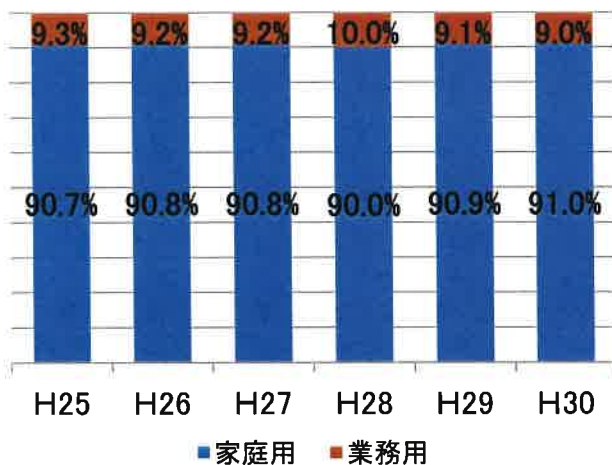
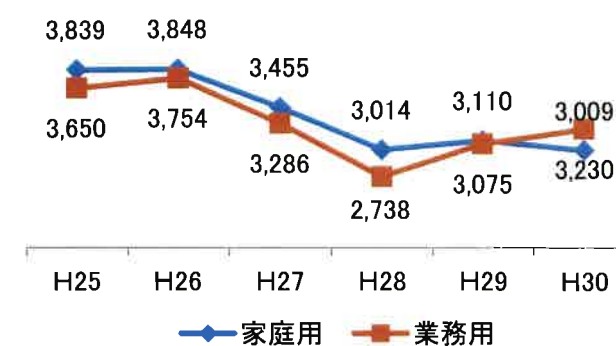
① 平均調定件数 (件)



② 販売量 (千m³)



③ ガス売上 (百万円)



1 ガス事業の収益構造 (3) 料金メニュー

- 料金メニューは大きく分けて3つ
 - ①「一般契約」
 - ②一定の使用機器や用途等の条件を満たした場合に適用される「選択契約」
 - ③年間契約量10万m³以上の「大口契約」
- 小売全面自由化後の平成29年11月に、ガス温水暖房契約の値下げ、空調パッケージ契約及び小規模ボイラー契約の新設を実施
- 一般契約の件数が、全体の9割近くを構成

契約種別		適用対象需要等	構成比 (%) ※
一般契約			88.4
選択契約	家庭用	高効率給湯器契約	高効率給湯器でガスを使用
		食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約	給湯器 + 食洗機でガスを使用
		ガス温水暖房契約	床暖房、浴室暖房乾燥機などでガスを使用
		暖房契約	ファンヒーター、ストーブでガスを使用
	コージェネレーションシステム契約	エネファームでガスを使用	
	業務用	時間常別契約	年間を通じて多量にガスを使用 (クリーニング店・病院など)
		空調用契約	空調専用でガスを使用 (ホテル・大型の病院など)
		空調パッケージ契約	空調機器 + その他の機器でガスを使用 (福祉施設・保育園など)
		小規模ボイラー契約	蒸気ボイラー又は工業炉でガスを使用 (食品製造加工店など)
消融雪契約		消融雪専用でガスを使用	
大口契約		年間10万m ³ 以上のガスを使用	0.1

※ 平成30年度末調定件数 (60,653件) に対する構成比

1 ガス事業の収益構造 (4) 他社との一般契約料金の比較

- 本市で最も使用者の多い一般契約の料金水準について、近隣及び大手の他事業者と比較
- 近隣民間事業者との比較では、使用量が少ない場合は安い、多い場合は高い
- 大手ガス事業者との比較では、2割～3割程度高い

都道府県	事業者名	経営主体	月使用量10㎡ ガス料金 (円)		月使用量20㎡ ガス料金 (円)		月使用量30㎡ ガス料金 (円)		月使用量50㎡ ガス料金 (円)	
石川県	金沢市	公営	3,125	(100)	5,560	(100)	7,860	(100)	12,461	(100)
	小松ガス	民営	3,504	(112)	5,885	(106)	7,662	(98)	11,215	(90)
富山県	日本海ガス	民営	3,635	(116)	5,679	(102)	7,737	(98)	11,853	(95)
	高岡ガス	民営	3,249	(104)	5,626	(101)	7,703	(98)	11,263	(90)
福井県	福井市	公営	2,904	(93)	5,230	(94)	7,729	(98)	12,380	(99)
東京都	東京ガス (東京地区)	民営	2,267	(73)	3,790	(68)	5,157	(66)	7,905	(63)
大阪府	大阪ガス	民営	2,503	(80)	4,261	(77)	5,702	(73)	8,610	(69)
愛知県	東邦ガス	民営	2,690	(86)	4,636	(83)	6,147	(78)	9,206	(74)

- ガス料金は各事業者の平成31年4月の一般契約料金表をもとに、熱量を46メガジュールに換算のうえ計算 (税込み)
- 括弧書きは金沢市を100とした場合の指数
- 10㎡ = コンロのみ使用の場合の想定量、20㎡ = 金沢市の家庭用平均使用量、30㎡ = 大手3社の家庭用平均使用量、50㎡ = 冬季に給湯器を使用した場合の想定量

2 ガス事業の経営見通し (1) 都市ガス販売量

- ・ 業務用の販売量は増加するものの、家庭用の販売量の減が大きく全体の販売量は継続的に減少
- ・ 家庭用供給戸数：H30年度 54,880戸 ⇒ R10年度 45,150戸
- ・ 家庭用供給区域内普及率：H30年度 31.5% ⇒ R10年度 25.9%

都市ガス販売量 (千m³)

	H30実績	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
家庭用	12,536	12,455	12,550	12,322	12,076	11,810	11,583	11,283	10,965	10,628	10,273
業務用	28,123	28,637	29,129	29,344	29,548	29,761	29,966	30,179	30,381	30,593	30,794
都市ガス販売量	40,659	41,092	41,679	41,666	41,624	41,571	41,549	41,462	41,346	41,221	41,067

【前提条件】

- ・ 家庭用：契約ごとの「年間の延べ調定件数」に「1件当たり販売量」を乗じて算定
「年間の延べ調定件数」は近年の減少傾向（年間1,000件の需要家減少）を反映し算定
「1件当たり販売量」は直近5年（H26～30）平均値により算定
- ・ 業務用：契約ごとの「年間の延べ調定件数」に「1件当たり販売量」を乗じて算定
「年間の延べ調定件数」は近年の減少傾向（年間150件の需要家減少）に駅周辺のホテル等の獲得見込みを反映し算定
「1件当たり販売量」は直近5年（H26～30）平均値により算定
ただし、大口契約は個別の積み上げにより算定

2 ガス事業の経営見通し (2) 収益的収支

- 家庭用の販売量減に伴うガス売上の減少により利益は減少するが、R6年度に累積欠損金が解消

収益的収支 (百万円・税抜)

	H30実績	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ガス売上	6,245.7	6,452.8	6,476.1	6,427.6	6,374.5	6,318.5	6,266.8	6,204.1	6,136.8	6,066.8	5,992.1
その他	497.7	436.6	423.3	408.9	396.3	387.1	375.5	362.4	357.5	352.7	348.8
収益計	6,743.4	6,889.4	6,899.4	6,836.5	6,770.8	6,705.6	6,642.3	6,566.5	6,494.3	6,419.5	6,340.9
維持管理費	2,057.6	2,078.9	1,937.7	1,935.1	1,932.1	1,929.8	1,944.3	1,909.5	1,908.2	1,906.4	1,905.3
原料費	2,460.9	2,592.3	2,629.2	2,628.4	2,625.9	2,622.5	2,621.1	2,615.6	2,608.3	2,600.5	2,590.7
減価償却費	1,215.0	1,132.0	1,124.5	1,118.6	1,148.9	1,158.4	1,206.9	1,229.7	1,265.2	1,256.5	1,261.5
支払利息	151.7	126.3	101.6	81.2	67.0	56.1	47.6	42.0	38.6	38.0	39.8
費用計	5,885.2	5,929.5	5,793.0	5,763.3	5,773.9	5,766.8	5,819.9	5,796.8	5,820.3	5,801.4	5,797.3
損益	858.2	959.9	1,106.4	1,073.2	996.9	938.8	822.4	769.7	674.0	618.1	543.6
累積収支	△5,878.4	△4,918.5	△3,812.1	△2,738.9	△1,742.0	△803.2	0	0	0	0	0

【前提条件】

〈収益〉

- ・ガス売上：契約ごとの平均単価に販売量を乗じて算定（ただし、大口契約は個別の積み上げにより算定）
- ・その他：器具販売収入、受託工事収入などを計上

〈費用〉

- ・維持管理費：修繕費は修繕履歴等を考慮した計画に基づき計上、人件費、その他の委託料などは近年の実績に基づき算定
- ・原料費：原料購入契約に基づく契約単価に製造量を乗じて算定
- ・減価償却費：設備投資計画に基づき算定
- ・支払利息：借入期間13年、利率0.07%として算定

※数値は四捨五入

2 ガス事業の経営見通し (3) 設備投資計画

- 設備の重要度・実耐用年数・修繕履歴等を考慮し計画を策定

設備投資額 (百万円・税込)

	H30実績	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
製造施設	1.9	9.4	256.0	383.0	35.0	146.0	171.0	230.0	12.0	90.0	98.0
供給施設(導管)	918.9	1,548.8	1,163.0	1,175.1	1,436.7	1,212.4	1,216.4	1,178.5	1,321.2	1,155.1	1,245.8
供給施設(その他)	23.3	82.2	5.3	3.4	4.2	1.4	2.8	3.0	4.2	2.9	4.3
その他	171.4	50.8	40.0	70.2	35.9	25.5	16.2	67.3	35.6	123.7	50.8
設備投資額計	1,115.5	1,691.3	1,464.3	1,631.7	1,511.8	1,385.2	1,406.5	1,478.7	1,373.1	1,371.8	1,398.8

【主な設備投資】

- ・製造施設：制御システム更新 (R2～3)、LPGタンク建設 (R5～6)、無停電電源装置更新 (R7)
- ・供給施設(導管)：白ガス管改良 (H30～R2)、ダクタイル鋳鉄管改良 (R3～10)
- ・供給施設(その他)：整圧所遠方監視システム更新 (R1)
- ・その他：企業局庁舎改修 (H30～R10)

※数値は四捨五入。

2 ガス事業の経営見通し (4) 資本的収支

- 設備投資計画を踏まえた資本的収支は次のとおり

資本的収支 (百万円・税込)

	H30実績	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
企業債	581.2	510.0	348.8	352.5	431.0	363.7	364.9	353.5	396.3	346.5	373.7
収入	581.2	510.0	348.8	352.5	431.0	363.7	364.9	353.5	396.3	346.5	373.7
建設改良費	1,115.6	1,691.3	1,464.3	1,631.7	1,511.8	1,385.2	1,406.5	1,478.7	1,373.1	1,371.8	1,398.8
企業債償還金	1,673.0	1,649.7	1,583.4	1,444.9	1,355.9	1,282.2	1,154.4	1,052.9	851.1	663.8	533.8
その他	0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
支出	2,788.7	3,346.0	3,052.7	3,081.6	2,872.7	2,672.4	2,565.9	2,536.6	2,229.2	2,040.6	1,937.6
差引 (補てん額)	△2,207.5	△2,836.0	△2,703.9	△2,729.1	△2,441.7	△2,308.7	△2,201.0	△2,183.1	△1,832.9	△1,694.1	△1,563.9
補てん財源残高	2,952.2	2,448.3	2,087.6	1,681.6	1,518.5	1,436.6	1,441.6	1,393.6	1,640.1	1,960.9	2,345.9
企業債残高	11,618.7	10,479.0	9,244.5	8,152.1	7,227.2	6,308.7	5,519.2	4,819.8	4,365.0	4,047.7	3,887.5

【前提条件】

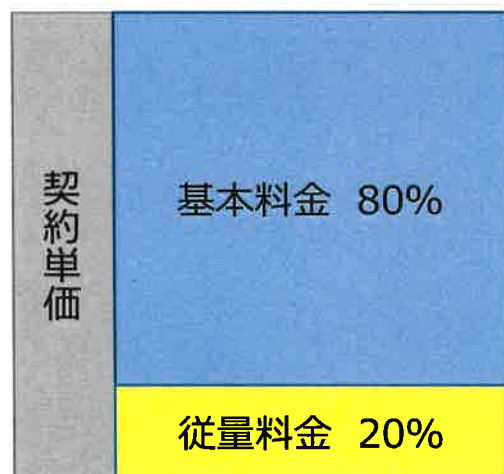
- ・企業債 : 設備投資計画に基づき借入額を算定
- ・建設改良費 : 設備投資計画に基づき算定
- ・企業債償還金 : 5年据え置き後、8年で償還
- ・その他 : 予備費を計上

※数値は四捨五入

3 発電事業の収益構造

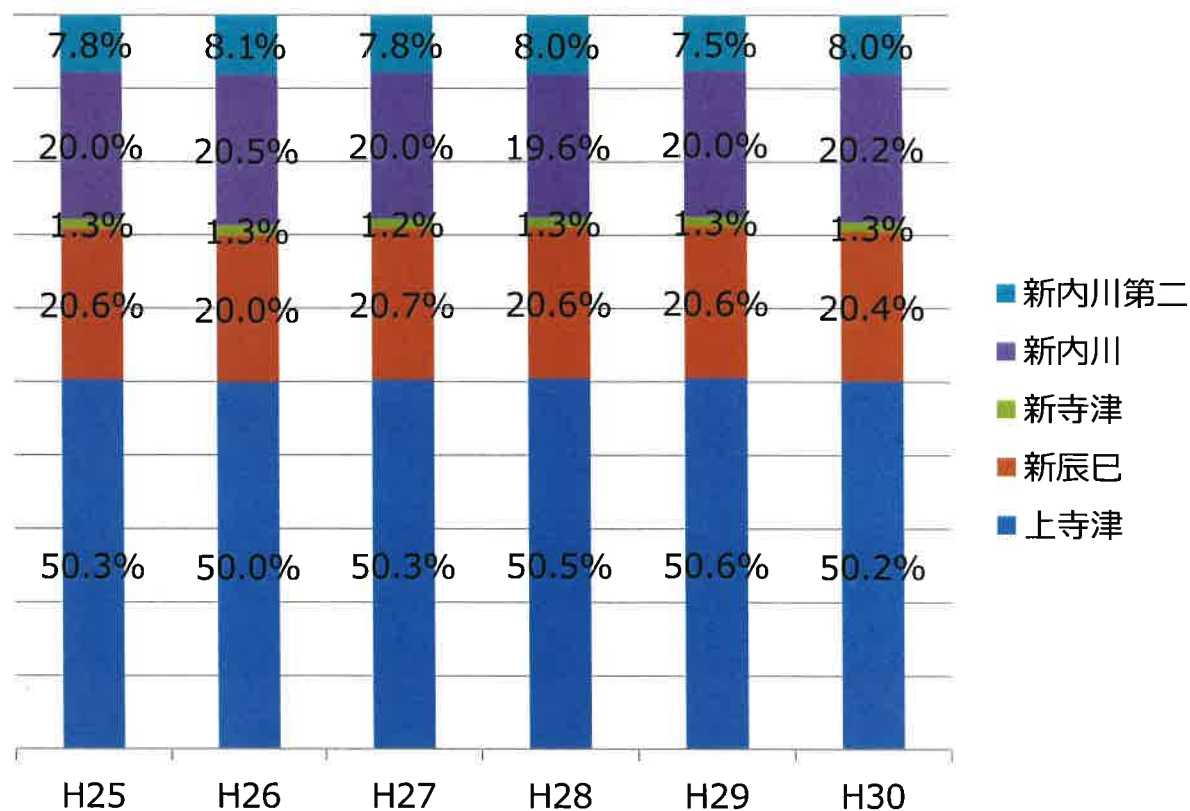
- 卸売の契約期間は2年間で、料金体系は基本料金(80%) + 従量料金(20%)の二部料金制
- 発電所別の従量料金は、最も発電能力の大きい上寺津発電所が全体の5割

料金体系



発電事業の費用のほとんどが固定費のため、基本料金の割合を高く設定

発電所別従量料金構成比



4 発電事業の経営見通し (1) 収益的収支

- 売電単価が一定であれば毎年度3億円の利益（※R2年度はオーバーホールの修繕費により利益減）

収益的収支（百万円・税抜）

	H30実績	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
電力料	1,086.5	1,136.7	1,130.4	1,143.8	1,143.8	1,143.8	1,143.8	1,143.8	1,143.8	1,143.8	1,143.8
その他	31.7	30.8	30.9	30.8	30.8	30.9	30.9	30.8	30.5	40.5	31.1
収益計	1,118.2	1,167.5	1,161.3	1,174.6	1,174.6	1,174.7	1,174.7	1,174.6	1,174.3	1,184.3	1,174.9
維持管理費	567.7	535.7	748.0	523.9	554.7	546.4	494.5	535.5	536.6	520.1	539.5
減価償却費	275.5	292.4	322.8	330.5	337.2	336.9	340.4	339.8	328.6	316.2	320.6
支払利息	1.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
費用計	844.6	828.1	1,070.8	854.4	891.9	883.3	834.9	875.3	865.2	836.3	860.1
損益	273.6	339.4	90.5	320.2	282.7	291.4	339.8	299.3	309.1	348.0	314.8
累積収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【前提条件】

〈収益〉

- 電力料：H30、31年度単価（7.79円/MWh）に電力量を乗じて算定、北陸電力との長期契約の完了後のR8年以降も同様
- 電力量：R1～2年度は145,924MWh（H30年度実績）、R3年度以降は146,824MWh（上寺津発電所の出力増強を反映）
- その他：投資計画に基づき長期前受金戻入（取得資産に対する補助金等を毎年の減価償却にあわせて収益化するもの）等を計上

〈費用〉

- 維持管理費：修繕費は修繕履歴等を考慮した計画に基づき計上、人件費、その他の委託料などは近年の実績に基づき算定
- 減価償却費：設備投資計画に基づき算定
- 支払利息：H30年度に企業債の償還が完了、新規の企業債の発行はなし

〈その他〉

- 累積収支：毎年度の純利益を建設改良積立金へ利益処分するものとして算定

※数値は四捨五入

4 発電事業の経営見通し (2) 設備投資計画

- 設備の重要度・実耐用年数・修繕履歴等を考慮し計画を策定

設備投資額 (百万円・税込)

	H30実績	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
水力発電設備	12.8	377.8	1,286.0	28.3	669.3	22.0	367.4	69.7	12.4	446.0	3.9
その他	6.6	6.2	1.6	6.0	3.0	1.9	0.4	7.9	3.2	3.2	5.4
設備投資額計	19.4	384.0	1,287.6	34.3	672.3	23.9	367.8	77.6	15.6	449.2	9.3

【主な設備投資】

- ・水力発電設備：上寺津発電所水車付属機器改修 (R2)、新辰巳発電所発電機コイル巻替 (R2)、
新内川発電所水車・発電機付属機器改良 (R4)、新辰巳発電所調速機設備更新 (R6)、
新内川第二発電所発電機・屋外変電所設備更新 (R9)
- ・その他：企業局庁舎改修 (H30～R10)

※数値は四捨五入。

4 発電事業の経営見通し (3) 資本的収支

- 設備投資計画を踏まえた資本的収支は次のとおり
- 企業債を借入することなく計画的な設備投資が可能

資本的収支 (百万円・税込)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
工事負担金	0	3.9	3.0	0.6	3.3	0	2.2	0.4	0	0	1.3
補助金	0	23.9	16.9	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	0	27.7	19.9	0.6	3.3	0	2.2	0.4	0	0	1.3
建設改良費	19.4	384.0	1,287.6	34.3	672.3	23.9	367.8	77.6	15.6	449.2	9.3
企業債償還金	41.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
支出	61.2	385.0	1,288.6	35.3	673.3	24.9	368.8	78.6	16.6	450.2	10.3
差引 (補てん額)	△61.2	△357.1	△1,268.7	△34.7	△670.0	△24.9	△366.6	△78.2	△16.6	△450.2	△9.0
補てん財源残高	1,544.7	1,766.9	1,255.1	1,623.4	1,650.0	2,225.2	2,501.5	3,088.5	3,679.5	3,863.9	4,502.2
企業債残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【前提条件】

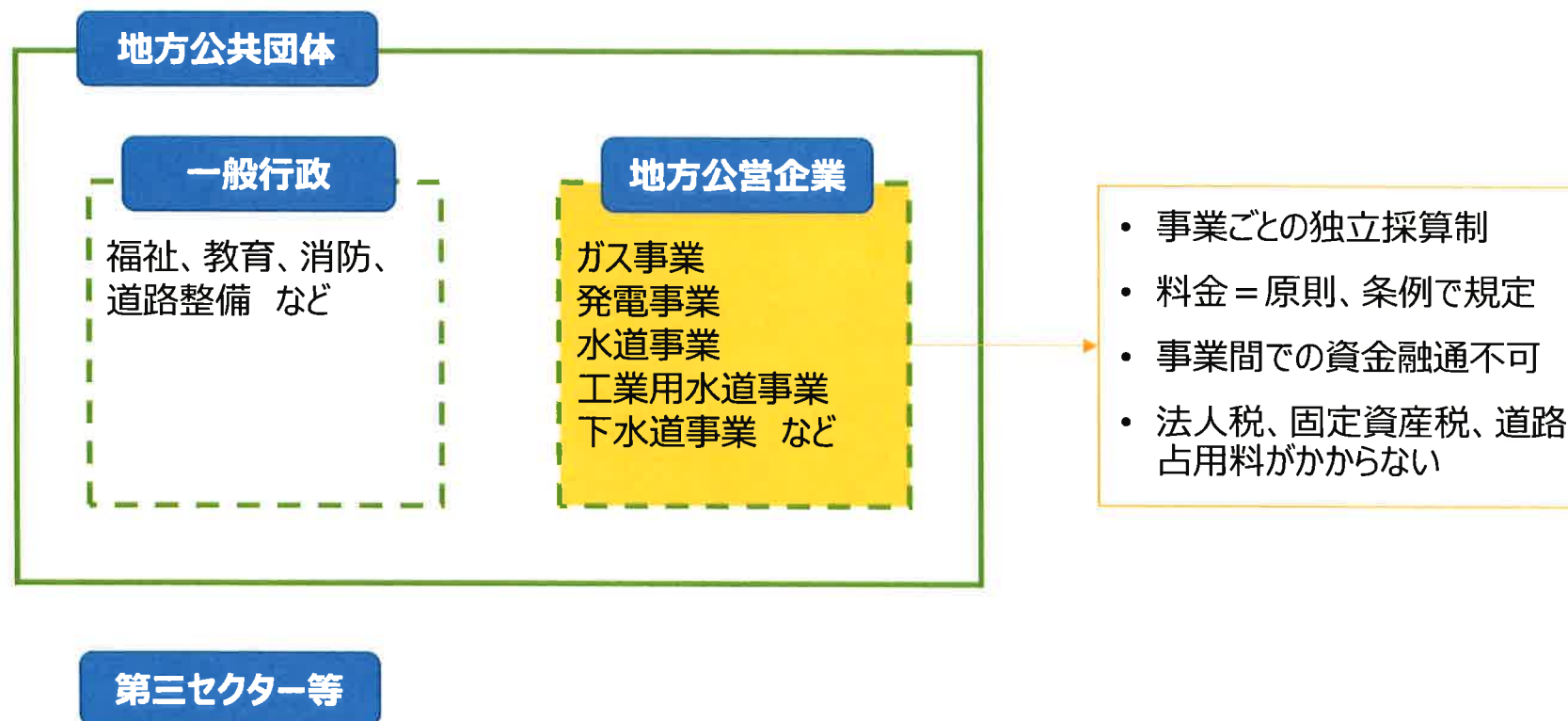
- 企業債 : 設備投資に対する新規の企業債の発行なし
- 建設改良費 : 設備投資計画に基づき算定
- その他 : 予備費を計上

※数値は四捨五入

地方公営企業の特徴

1 地方公営企業について (第1回会議 資料1 P.10)

- 「地方公営企業」とは、公共の福祉の増進を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づき、上下水道や交通など住民生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する地方公共団体が経営する企業。
- 事業ごとに特別会計を設置し、独立採算を原則とした、自立的な事業活動を行う。
- 提供するサービスの対価である「料金」は、原則、条例により定められる。
- 本市企業局では、ガス事業、水道事業、発電事業、工業用水道事業及び下水道事業を実施している。



2 附帯事業の範囲

- 地方公営企業法上、本業に加えて、附帯事業の実施が可能
- ただし、附帯事業として認められる範囲は、国の通達により、以下の条件を満たす必要あり
 - ①本来事業の経営と相当の因果関係を有すること
 - ②本来の事業に支障を生じないこと
 - ③十分な採算性を有すること
- ガス事業の附帯事業として認められているものは、現在のところ、ガス器具やLPガスの販売等のみ

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（平成27年9月29日 自乙発第245号）〈抜粋〉

(三) 附帯する事業とは、地方公営企業の経営に相当因果関係を持ちつつ地方公営企業に附帯して経営される事業をいうものであるが、この場合における相当因果関係とは、附帯事業が、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

- 1 本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合
- 2 本来の事業に係る土地、施設等の資産、知識及び技能を有効活用する関係にある場合
- 3 本来の事業の実施により生じる開発利益に着目し、これを本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合

(四) 附帯事業は、本来の事業の健全な運営に資するために行われるものであるから、本来の事業に支障を生ずるものであってはならないことはもとより、十分な採算性を有することが必要であること。

3 行政区域外における事業実施

- 「公の施設」とは
普通地方公共団体が、住民福祉増進の目的をもって、当該地方公共団体の住民の利用に供するために設置する施設
- ガス事業用施設は、「公の施設」に該当
- 発電事業用施設は、「公の施設」に該当せず（住民の利用に供されることがない）
※公の施設の設置は、当該普通地方公共団体の行政区域内に限られるのが原則
- 行政区域外に公の施設を設置しようとする場合、関係自治体の①首長間協議と、②議会議決が必要

地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）〈抜粋〉

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 本市事業の強み・弱み

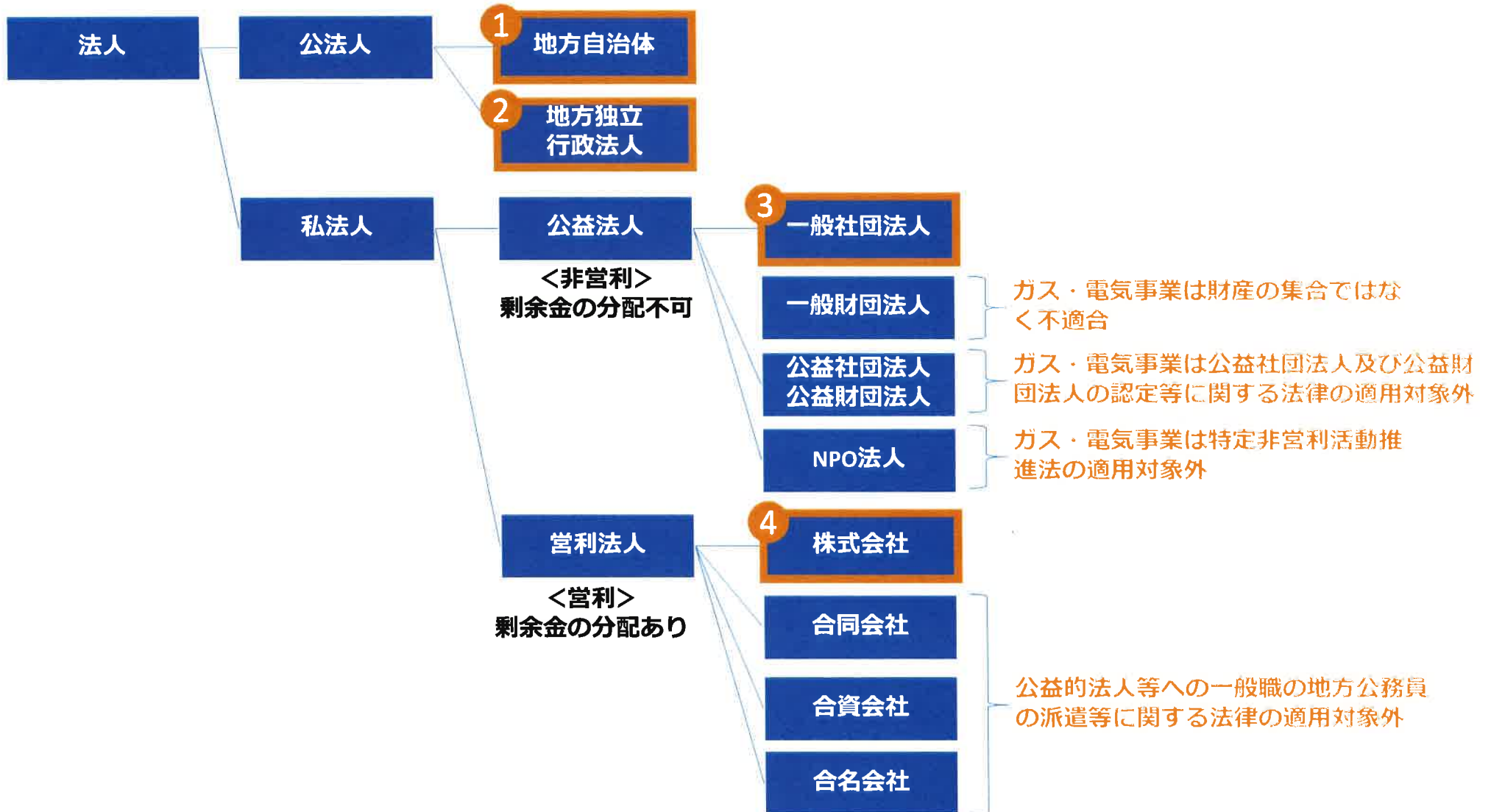
- 事業運営の視点から強み・弱みを整理
- 黒字は、公営企業に共通の事項、青字は、本市に固有の事項

事業	強み	弱み
ガス事業	<ul style="list-style-type: none">• 公租公課がかからない（法人税、固定資産税、道路占用料等）• 企業債による低コストの資金調達• 導管工事コストの削減（ガス管・水道管同時工事）• 効率的な検針・料金請求（ガス・水道同時検針、料金一括請求）	<ul style="list-style-type: none">• 附帯事業の実施が困難（セット販売等）• 営業人材育成が弱い• 技術開発部門がない• 原料調達コストが割高（近隣にLNG基地なし、天然ガスパイプラインなし）• 製造設備や導管の使用効率が低い
発電事業	<ul style="list-style-type: none">• 公租公課がかからない（法人税等）	<ul style="list-style-type: none">• 多目的ダムの場合、発電優先のダム運用が不可（灌漑・上水道優先）• 住民が公営で行う優位性を感じられない• 新規発電所の建設適地がない

経営形態の種類

1 制度的に選択肢となり得る可能性のある法人の種類

- 制度上、本市事業の経営形態となり得る可能性がある法人の種類を検討
- 地方自治体、地方独立行政法人、一般社団法人、株式会社の4つ



2 経営形態の種類

- 考えられる経営形態の種類は次のとおり
- 経営形態の特徴の比較について資料5にまとめる

方式	経営形態	概要
現状維持	地方公営企業	・市が経営する企業
公の施設の管理代行	指定管理者制度	・市が指定した指定管理者が公の施設の管理を代行 ・宅内ガス管、発電事業用施設は対象外
運営権の設定	コンセッション方式	・施設の所有権は市が保有 ・施設の運営権を民間に設定
組織の民営化	地方独立行政法人（非公務員型）	・企業局が法人形態に移行 ・職員も法人職員に移行
資産・運営権の譲渡	一般社団法人（市出資あり）	・市と民間で社団法人を設立
	株式会社（市出資あり）	・市と民間で営利法人を設立
	株式会社（市出資なし）	・民間法人に事業譲渡

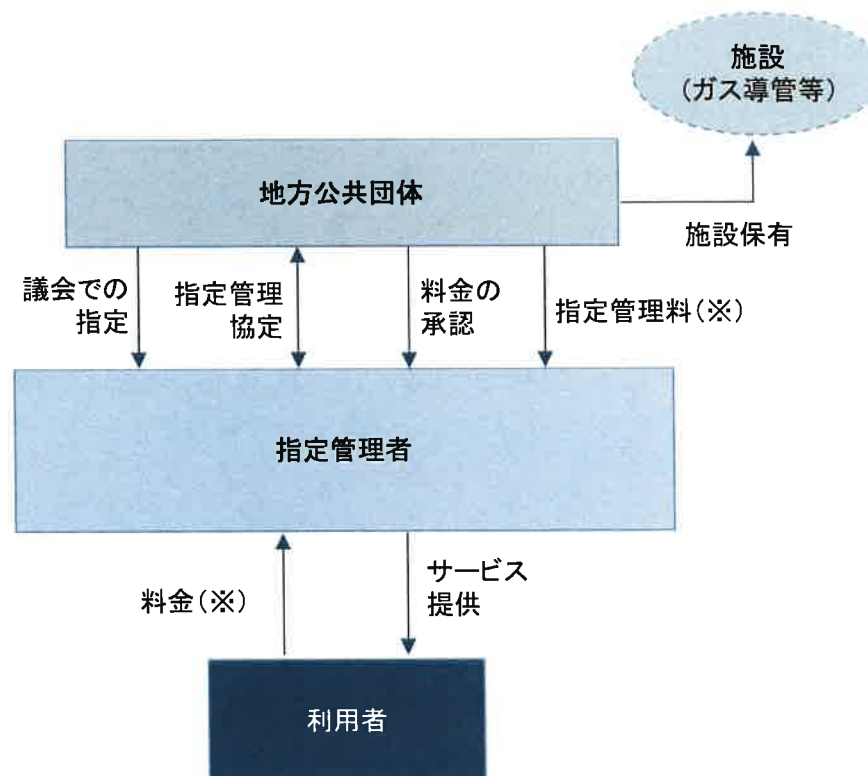
【参考】経営形態の種類①（指定管理者制度）

- 地方公共団体の長が公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに、法人その他の団体を指定管理者に指定し、公の施設の管理を行わせる制度

指定管理者制度の概要

項目	内容等
根拠法	・地方自治法
対象事業	・公の施設の管理 (ガス施設は該当、発電施設は非該当)
管理主体	・民間事業者、NPO法人等
条例で定めるべき事項	・指定の手続（申請、選定、事業計画の提出等） ・管理の基準 ・業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、使用許可）
料金	・公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる

指定管理者制度のスキーム例



(※) 指定管理者が管理を行うための必要経費は、①全て利用料金で賄うケース、②全て設置者である自治体からの指定管理料で賄うケース、③指定管理料と利用料金を併用するケース、の三通りの選択があり得る

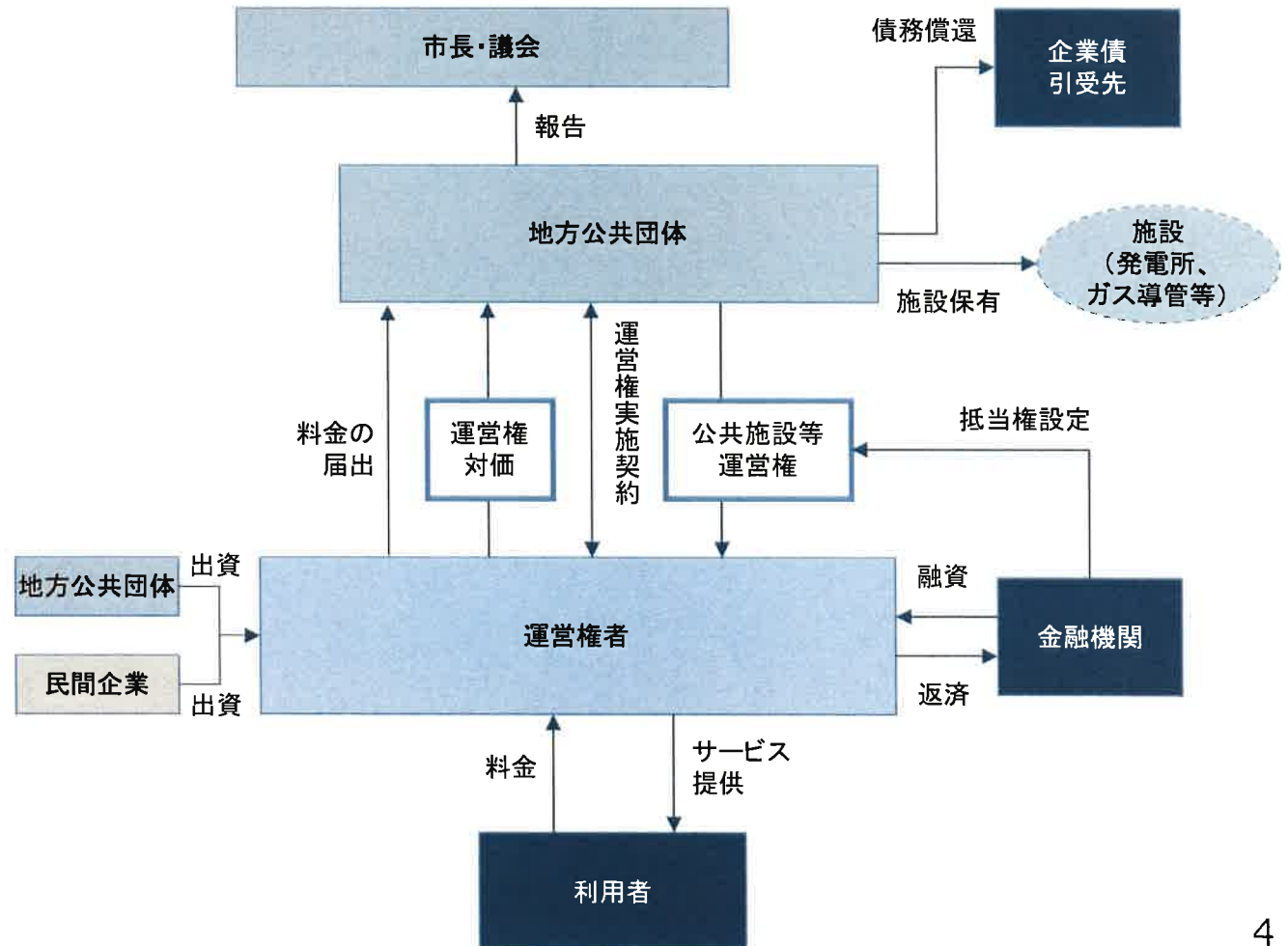
【参考】経営形態の種類②（コンセッション方式）

- 利用料金の徴収を行う施設の所有権を地方公共団体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

コンセッション方式の概要

項目	内容等
根拠法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
対象事業	空港、上下水道、道路、公営住宅、文教施設、MICE施設、ガス施設など利用料金の徴収を行う公共施設
料金	公共施設利用者などからの利用料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収する「独立採算型」
運営権対価	民間事業者が運営権取得に対して公共団体等に支払う対価
抵当権	運営権を物件とみなし、抵当権設定が可能

コンセッション方式のスキーム例



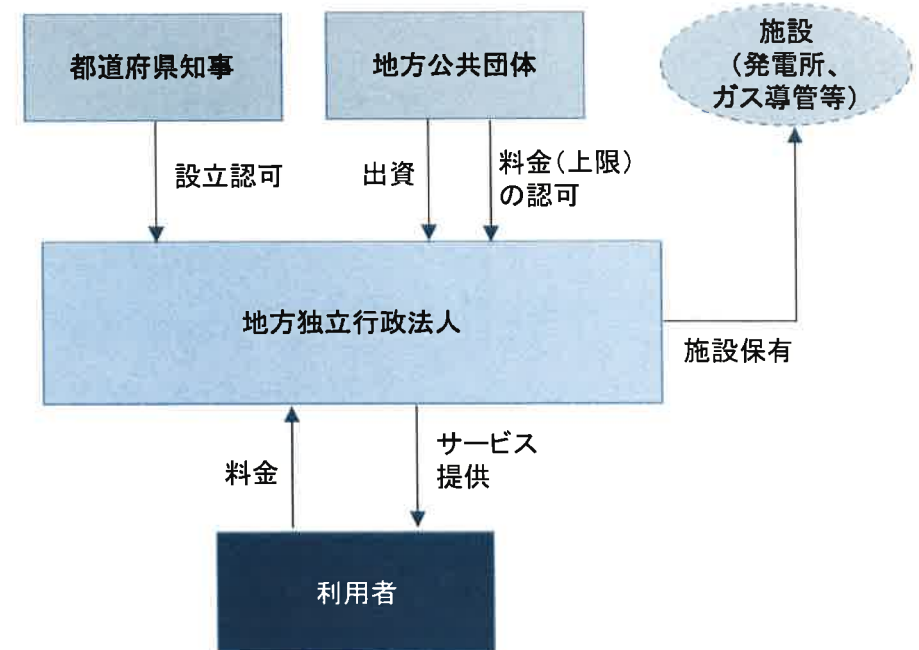
【参考】経営形態の概要③（地方独立行政法人）

- 地方公共団体が直接実施する必要がない事業で、民間に委ねた場合に必ずしも実施されない恐れのあるものを効率的・効果的に行うため、地方公共団体が設立する法人

地方独立行政法人の概要

項目	内容等
根拠法	・地方独立行政法人法
対象事業	・試験研究機関、大学、地方公営企業（電気、ガス、病院など）など ・他業の禁止規定あり
料金	・法人が作成する中期計画（3～5年）に定め、議会の議決を経なければならない
出資	・地方公共団体に限定
職員の身分	・公務員とするものを特定地方独立行政法人、非公務員とするものを一般地方独立行政法人と区分
設立状況	・149事例 ※H31.4.1時点 総務省HP （大学76、病院60、試験研究11、社会福祉1、博物館1）

地方独立行政法人のスキーム例



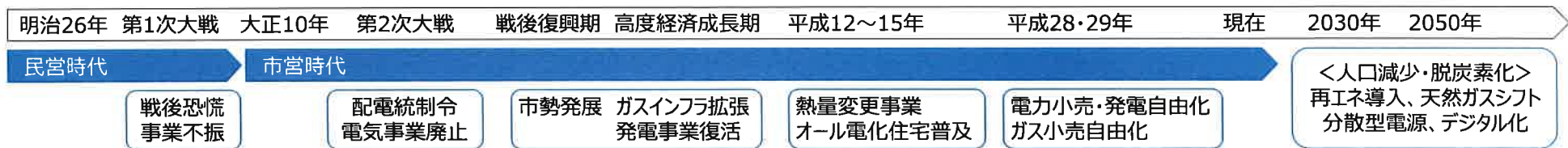
出典：地方独立行政法人法 および 総務省HP

経営形態の比較

方式		現状維持	公の施設の管理代行	運営権の設定	組織の民営化	資産・運営権の譲渡		
経営形態		地方公営企業	指定管理者制度	コンセッション方式	地方独立行政法人 (非公務員型)	一般社団法人 (市出資あり)	株式会社 (市出資あり)	株式会社 (市出資なし)
概要		・市が経営する企業	・市が指定した指定管理者が公の施設の管理を代行 ・宅内ガス管、発電事業用施設は対象外	・施設の所有権は市が保有 ・施設の運営権を民間に設定	・企業局が法人形態に移行 ・職員も法人職員に移行	・市と民間で公益法人を設立		・民間法人に事業譲渡
制度の主眼		・事業単位での独立採算	・施設の適正管理	・民間による自由度の高い運営	・公益上、実施の必要があるが、民間では確実な実施を確保できない事業を担う	・非営利による事業実施	・民間主体の事業展開 ・市が株主として関与	・民間による自由な事業展開
市の関与		—	・指定管理者の指定 ・料金の承認 ・事業報告の受理等	・料金上限の条例規定 ・法に基づくモニタリング ・職員の派遣可能	・理事長の任免 ・中期目標の策定 ・中期計画の認可等	・社員として関与 ・社員 1 人 1 票 ・職員の派遣可能	・株主として関与 ・権利は出資割合による ・職員の派遣可能	・なし
事業期間		無期	有期 (5年程度)	有期 (20年程度)	無期			
資産	所有権	市			民間			
	運営管理	市	民間 市 (宅内ガス管等)	民間				
資金調達	投資資金	市		民間 (改築投資) 市 (新設投資)	市	民間		
	運転資金	市	民間					
経営	経営計画	経営戦略 (10年)	民間		中期計画 (3~5年)	民間		
	料金決定	条例	民間 (条例で上限設定)		中期計画	民間		
収益	市側	料金	なし	運営権対価	なし		配当	なし
	民間側	—	料金					
法人税・固定資産税 道路占用料		なし	あり (法人税)		なし	あり (法人税・固定資産税・道路占用料)		
附帯事業制限		あり	なし		あり	なし		
行政区域外への事業展開		自治体間協議・議会議決			法律の想定外	自由		
根拠法		地方公営企業法	地方自治法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	地方独立行政法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	会社法	
ガス事業・発電事業 における事例		—	なし	・大津市 (ガス)	なし	なし	・長野県 (ガス)	・福井市 (ガス) ・石川県 (発電) など多数

地方公営企業で事業を行う今日的意義について

1. 本市ガス事業・発電事業の経過



【これまで】 事業不振に陥った事業を市営化し、地域独占・総括原価方式のもとガス・発電インフラを整備し、市民福祉の向上に貢献（「公」でしかできなかった）

【現 在】 ガス事業：エネルギー間競争の中で公営として重要な家庭用需要が大きく減少
 発電事業：地産地消という事業意義が希薄化し、利益を活用した地域貢献も実現不能
 「民」：料金・サービス多様化、企業間連携等により競争力を高め、消費者に貢献

西暦	1955	1975	1995	2015
ガス市内家庭用普及率	22%	35%	44%	32%
供給電力 (GWh)	-	105	155	145

【これから】 人口減少、エネルギー自由化の進展等により、事業環境が大きく変化
 「民」を活用して経営力強化やサービス充実等を図り、市民福祉のさらなる向上に資することが求められるのではないかと

2. 本市と民間の比較

	本市	民間
保安	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法、ガス事業法に基づき、各事業者が保安規程等を作成し、国に届出（ガス工作物に係る保安規程、消費機器調査等に係る保安業務規程、電気工作物に係る保安規程） 発電のダム運用は、ダム操作規則等に基づき実施 発電事業者、ガス事業者は、365日24時間体制で保安体制を構築 日本ガス協会「保安向上計画2020」に基づき導管保安対策等を推進 	
安定供給（ガス）	<ul style="list-style-type: none"> LNGは国内の輸入事業者から、ローリーで東西2ルートから調達 耐震化率目標（2030年 90%） 	<ul style="list-style-type: none"> 大手事業者はLNGを自社で輸入 その他事業者は、パイプライン又はローリーで調達
料金（ガス）	<ul style="list-style-type: none"> 少量使用者に配慮した料金体系 料金水準維持には普及率向上等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に普及率は本市よりも高く、料金に効率性を反映
サービス（ガス）	<ul style="list-style-type: none"> セット販売等の附帯事業の実施が困難 	<ul style="list-style-type: none"> セット販売、ポイントサービスなど多様化が進展
技術開発（ガス）	<ul style="list-style-type: none"> 技術導入は実施 技術開発は未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 大手、中堅は技術開発部門を設け、保安、安定供給、サービス等のレベルアップを推進

第2回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 議事録

■日 時 令和元年7月16日（火）11時00分～13時00分

■場 所 金沢市企業局4階 402会議室

■出席者 別紙のとおり

■内 容 以下のとおり

1. 開会

（高橋委員長）本日は全委員にご出席いただいているので、本委員会設置要綱に基づき会議が成立している。また、議事に入る前に、本日の会議に2名の傍聴人があることをご報告申し上げます。本日の議事はお手元の資料のとおり、4つとなっている。4番の意見交換についてはあらかじめ委員の多数からご承諾をいただいているとおり、非公開とする。

（佐無田委員）非公開については事前に説明があったので承諾しているが、金沢市のガス・発電事業のあり方を議論するにあたっては、広く市民に問題提起しながらできるだけクローズドでない形で進めていった方がオープンでいいのではないかと思う。原則今後は会議を公開で行っていく形の下で、今回は秘匿情報が資料の中に含まれているという説明だったので仕方がないと思う。公開で進めていくことが原則だと思うが、いかがか。

（高橋委員長）金沢市の条例でも原則公開となっているので、会議の取り扱いは原則公開とするが、資料の内容等に応じて今後も非公開とすることもありうる。

2. 議事

- （1）本市事業の収益構造と今後の経営見通し
- （2）地方公営企業の特徴
- （3）経営形態の種類

（高橋委員長）では議事の1番の本市事業の収益構造と今後の経営見通し、議事の2番の地方公営企業の特徴、議事の3番の経営形態の種類について、事務局から一括して説明いただき、ご意見、ご質問については議事の4番の意見交換の中でお願ひしたい。では事務局に説明をお願いする。

事務局から本市事業の収益構造と今後の経営見通し（資料2）、地方公営企業の特徴（資料3）、経営形態の種類（資料4）、経営形態の比較（資料5）に基づき一括して説明。

（高橋委員長）では、資料の説明が終わったので、引き続き議事の4番の意見交換を行うこととする。ここからは非公開とさせていただきますので、傍聴人、報道関係者の方々には退出をお願いします。

（傍聴人、報道関係者 退出）

（4）意見交換

（高橋委員長）それでは先ほど事務局から説明があった、資料の2から5に関して、ご質問等があればご発言をお願いしたい。

（坂下委員）資料2の4ページ、金沢市がローリーで原料を運んでいるという話は何度も聞いているから分かるが、小松ガスはどうか。小松ガスもローリーで運んでいるということか。

（経営企画課長）小松ガスも原料をローリーで運んでいる状況であり、富山県についてはパイプラインで繋がっているため、気化したガスを購入している状況である。福井市も原料をローリーで運んでいる。

（浜崎委員）資料2の8ページの補てん財源とは何か。

（経営企画課長）いわゆる内部留保資金であり、原資は損益収支上の利益と現金外支出の減価償却費が主な財源となっている。それをもって、企業債の償還を行う。また、設備投資については、企業債の新規借入が認められているので、どれだけ借りるかにより補てん財源の残高が変動するという関係になっている。

（高橋委員長）今のお話ですと、補てん財源というのは償却前の利益と、こう思えばよいか。

（経営企画課長）はい。

（高橋委員長）30年度の実績で損益8億5800万、減価償却費が12億1500万円、これをあわせたのが、20億7300万円。補てん財源としては30年度29億5200万円となっているが。

(経営企画課長) 補てん財源に関しては、過去からの累積で表示しているのので、単年度の償却前の利益と差が出ることとなる。

(青海委員) A3の資料5において、全国で公営でガス事業を行っている分母の数を教えていただけないか。その中で今変わって違う方式になっているのがこの3つということか。

(経営企画課長) 公営のガス事業者で小売りまで行っているのは現在22ある。このうち、福井市、にかほ市、見附市は民間譲渡が決まっており、来年4月から民営化となるため、来年4月時点では19事業体が残ることになる。今どういったところが残っているかについては、後ほど新たな資料をお配りし、説明をさせていただきます。

(高橋委員長) それでは、新たな資料があるということなので、検討委員会の論点の一つ、地方公営企業でこの事業を行う意義について議論していきたい。資料を説明いただき、質問も含めて意見交換をさせていただきたい。

(資料6、7配布)

(高橋委員長) 資料6と7について、事務局に説明をお願いします。

事務局から地方公営企業で事業を行う今日的意義について(資料6)、非公開資料(資料7)に基づき一括して説明。

他の自治体の資料

(高橋委員長) 資料の6と7について、ご質問等があればご発言をお願いします。

— 以下 非 公 開 —

本議事内容については、地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある事項を含むため非公開とする。

— 以下 公 開 —

(高橋委員長) ほかの質問等はあるか。なければ論点1の議論に進みたい。まずはこれまでの資料を踏まえて、論点1についてのご意見を一人ずつお伺いしたい。では、佐無田委員からお願いします。

(佐無田委員) 前回も申したけれども、民営公営だけでなく今後100年を考えて検討しなければならないと思っている。インフラ事業あるいはエネルギーのサービス事業と考えた場合には、もはやなぜ公営でやるのかというかつての意義は薄まっ

ているのではないかと思うけれども、この先は時代が変わってくるので、そのことをどう検討に入れるのかということになると思う。かつてはエネルギー使用量が増えていく時代であったが、これからはエネルギー使用量が減少し、CO₂排出の観点からすると化石燃料を使用する燃料源は次第にゼロにしていく時代になると思う。そうした時には従来のインフラサービスではなく、かなり柔軟に変化していく時代になっていくと思う。新たな技術やビジネスが生まれる時代に向けて金沢市は何をやっていくのかという中で、エネルギー使用量を縮小させていく方向性で、しかしサービスは競争力を持って継続させていくとなると、現状の民間企業ではできないと思う。エネルギーの政策の方向性をきちんと打ち出していき、公共管理がきちんと効くことが地域行政としては非常に必要であると思う。エネルギー抑制型の政策を取る、再生可能エネルギーにシフトさせていき、エネルギーの相互融通みたいなシステムを作っていく、といったような、地域がきちんとエネルギー政策的な公共管理ができる基盤は残していったほうがいいのではないかと思う。これに関しては、特に民間企業に地域独占的にやってもらうというのは、一番公共管理が効かなくなるので、競争原理が働く形で民間の力も活用しながら、公共管理がきちんと効く形態を考えなければならない。これが一点目。

もう一つは、柔軟ないろんな事業がありうるということを検討しないといけない時には、従来の地方公営企業は料金が自由に決められないなど、制度的枠組みが厳しいため、柔軟性を確保できる法人形態を考えなければならないと思っている。一方で、公共管理がきちんと効くことと、他方で、柔軟な経営力が必要である。様々な指標を見る限り、インフラ管理は技術的にできているが営業力が非常に現状体制では弱いと思うので、民間譲渡はしなくとも、営業力のある社員・経営者を連れてくる必要があると考えている。営業力を強化し柔軟に経営できるような法人形態、体制が必要になると思っている。

この2点を踏まえて資料5を見てみると、地方公営か民間譲渡かという二者択一にはならないだろうと感じられる。様々な組み合わせがあり、ここには載っていないが、生産・流通・小売りのどこかの部分だけを民間委託するということもありうると思う。法人形態としても、これだけではなくNPOや有限責任事業組合等他にも様々なパターンがあるので、組み合わせとしては非常に多様であるという下で議論をしなければならないと思っている。公共管理の枠組みと柔軟な経営体制を踏まえて、どういう組み合わせが金沢市として最適なのかという議論をしていかなければならないと思っている。

(高橋委員長) 私なりに今話をまとめると、従来だとインフラ整備は地域独占でやっていくということで公営事業とされていたが、インフラの整備が終わっているという状況を考えると、公営である必要はないという理解でよいか。

(佐無田委員) 公営である理由としてインフラサービスとしての役割は終わったのではないかと思う。しかし、新しい時代のエネルギーシステムを展開させていく時に、公共部門がきちんと方向性を定め地域政策的にやっていく、そういう意味での公共管理の中にこういう事業体があるということが重要な存在であるのではないかと。公共の役割の意味合いが変わるのではないかという趣旨である。

(高橋委員長) 中川委員はいかがか。

(中川委員) 地方公共事業としての縛りがあるためになかなか融通が利かないというのが感じたところであるが、そういう意味で技術開発や営業の部分だけを民間の技術開発部門等に委託する、連携を取るという形で現在の金沢市の事業内に取り入れられないかと思った。というのも、水もガスも電力も生活に欠かすことのできないライフラインであるので安定して供給が行われるという安心感はあるのかなど、発電事業も電力会社のように大きくなれば別であるけれども、公営であるという安心感はあるという気がしている。民間と行政とで補いあえる方法があればその方がいいと感じている。民間になったところで何らかの不具合が生じた場合の対応日数や時間に民間と公営で何らかの形で差はあるのか。保安水準には優劣なしということになっているが、対応力というところで何らかの違いが出てきているのかどうかというのを知りたい。

(角田オブザーバー) 結論的に申しますと過去にはない。ただし、譲渡する条件の中にきちんと折り込んで相手を選んでいる限りはなかったということで、今後絶対ないという話とは別である。また、大規模災害の際は事業者だけでなく業界全体で相互に救済する仕組みが都市ガス業界の中にはあるので、民間譲渡したことで保安力が落ちて、具体的に問題が起きた事例はないと思っていただいて結構である。

(高橋委員長) 次は青海委員にお願いします。

(青海委員) 100年間、金沢市民は市が運営をする企業局からガスを供給されているという安心感の下で暮らしてきたのだと思う。これがどう変わるのか市民として関心は高いと思う。ここにきて公営ガス事業を取り巻く環境が変わってきているので、例えばコンセッション方式でどういう不具合が生じるのかはまだ未知数な部分があり、20年後に民間企業が手を引いた際に市はどうするのかという不安感がある。(メーター取付数ベースで) 39%という供給率ということであると、オール電化等激しい戦いの中に事業が置かれているので、営業力がない中ここから先、事業がさらに大変であるという想像はできる。エネルギー政策ということで考えると、この委員会だけで結論を出していいのか、環境政

策課とかにも関わってもらった方がいいと思う。このままではだめだろうという感じは受けているが、完全に譲ってしまうと市民の安心感が失われる、市がどのように関与するのかという関与の仕方というところについてはモニタリングという機能がどこまで機能するのか。関西空港の事故後にコンセッション方式の矛盾という話もあったので、もう少し様々な方式を並べた状態で検討すべき。まだ議論の材料が不足していると感じた。

(高橋委員長) 公営企業として運営していくことについてはどう思っているか。

(青海委員) このままでは大変だろうと思うので、何らかのミックスは必要だと思う。どんな方式がいいかは今後検討すべきであると感じている。

(高橋委員長) 北村委員はいかがか。

(北村委員) 最初にこのお話をお聞きした時、黒字経営をされている中でなぜ経営形態の見直しをする必要があるのかと思っていたが、市民目線で考えた場合、電気とガスのセット販売等がある状況の中で柔軟性のある運営のほうがいいのか、これからの時代や先行きを考えると、今できる時点で民営化に移るのもありうるという思いに変わってきた。形態はいろいろあるが、できれば株式会社形態で、全く市が出資しない形態がいいのか、インフラを持っていることを含めて市が多少株主として関与する形態もいいのではないか、どちらがいいのかははっきりわからないが、公的な要素を残すのであれば市が出資する株式会社という形態を取るのがよいのではと思った。引き受ける民間業者がいるのであればそんなこともやっていいという思いである。

(高橋委員長) 坂下委員はいかがか。

(坂下委員) 今の社会で少子高齢化、人口減少があり、今の企業局のままであれば営業エリアは市内に限定されてしまっているため、大きな都市が周りにも関わらず行けないことを考えると柔軟性のある経営形態が必要であると思っている。株式会社もあると思うが、その場合、経営にどういう形で参加するのか、いろんな形はあると思うが、出資を全くせず金沢市に発言権がないのは市民は不安であるため、経営に金沢市が参加すれば市民の安心感は損なわれないのではないかと思っている。今のままでは先行きが見えている。

(高橋委員長) 能木場委員はいかがか。

(能木場委員) 高齢者のいるような家庭はほとんど火の見えない安心感からかオール電化

にしている。北海道の地域の婦人団体の方々は地震の停電の際は大変だったと聞いたので、現代はミックスエネルギーが良いのではないかと思っている。営業やPRは民間事業者のほうが得意で、素晴らしい経営者も民間企業にはいるので、徐々に運営されればそれなりに利益が出てくると思う。金沢市と関係のない企業が入ることには不安があって、水道の民営化の際にも不安があった。ガスも民営化するのであれば株式会社という形で、株式会社に市が出資すれば市民も安心すると思っている。

(高橋委員長) 浜崎委員はいかがか。

(浜崎委員) 市民の安全安心が前提条件だと思っている。やはり民間への譲渡は自由化の中で避けられないと思っている。このままいくと経営的に厳しくなりサービスが低下する事態になりかねない。民間であればLNGを海外から直接購入し輸送もでき、一貫体制でコスト削減が図られる。セット販売等も企画営業力があるなかで市民へのサービスが向上されるのではないかと思う。ポイントは譲渡の経営形態であると思っている。あまりに効率化を重視すると撤退した企業があるとも聞いているし、市民の安心安全が図られないということになりかねないので、市民にとって有益な経営形態は何かを考えなければならないと思う。ただ、能木場委員もおっしゃたように全て株式会社にして一切関係ないという形にするのは、100年以上にわたり本事業に関わった企業局の職員が抜けると市民の安心安全が保たれるか心配であるため、企業局職員が出向や派遣で残る形での譲渡を考えていく必要がある。株式会社がいいとは思いますが、市が何らかの出資をして株主として監視、指導をするという形であるべきだと思っている。いろんな形態があるだろうが、受けるほうもメリットがないと受けられないということになるので、県外から来て価格だけでプロポーザルするよりかは、県内企業等も考慮した譲渡を考えるべきであると思う。

(高橋委員長) 災害時の支援体制で心配はないと教えていただいたが、角田様より何か補足等があればお願いしたい。

(角田がさる) これまでの委員の皆様の意見をお聞きしたところ、いろんな論点があったが、大体の論点は過去の民営化事例にも出ていたが、個人的な感想として思ったのは、先ほどの佐無田委員のような視点は今までの民営化の論議にはなかったのではないか。それだけ時代が変わってきているということである。急速なエコ化の動きの中で、ガスだけでなく地域エネルギーということでの検討の視点は今まではなかった。

また、資料5の中でどれがいいかという話があったが、多分に市の出資というのは市が何らかの関わりを持ちたいという意味だと理解をさせていただい

た。間違いのないように情報提供をすると、まず資料5を見ていただきたいのだが、この中の大津市のケースであるコンセッション方式というのは、バリューチェーンの中の一番末端にある小売のところを民間譲渡しており、なおかつ市もある程度出資している。大津市の場合は元々コンセッション方式によりガス料金の上限を決めるという条件で市がコントロールしているということになる。(資料5の)長野県の例を見て、出資すれば関与ができるのだということであるが、株式会社でどれだけの出資比率を持たないと経営に関与できないかという意味では、大体、経営関与できるのは1/3とも言われているが、長野県もそこまではいっていない。出資することで長野都市ガスは長野県から職員の派遣を受けながら、地元で職員を採用し順次入れ替えていった経緯がある。コンセッション方式の大津市の場合、料金をグリップしているものの、企業局職員が導管事業を継続的にやらないといけなくなっているのも、今回とは少し異なるのではという理解をしている。

(高橋委員長) 地方公営企業というところに関しては、運営の自由度に限界があるというご意見であったと思う。ただ単純に民営化というよりは政策的な公共性の担保ができるような柔軟な経営に合わせて公共管理も必要という話。安定供給という観点で金沢市の関与がないと、市民にとって安全安心なエネルギー供給形態になるのかという疑問等が出されているので、ある程度自由度を利かせた民間のいいところを取るのと公共関与の組み合わせが必要という観点も考慮する。ベクトルの方向性は一致しているかと思っており、その幅については、グラデーションはあるかもしれないがそんな風を感じたところである。論点としてはもう一つあり、ふさわしい経営形態としてはすでに意見をいただいたと思うが、民間事業者サイドにメリットがないといけないう話もあったし、公共の関与を縛りとして民間事業者に理解されてしまうといけない。そういう意味では、事業性、採算性だけでなく民間事業者として公共管理のある形での事業運営がありうるのかということを考えたいうえで、今後の議論を進めていった方がいいのではないかと思うが、ここについて特にご意見等はあるか。

(中川委員) 株式会社の場合1/3の出資がないとグリップがきかないというお話があったけれども、拒否権を付ける株式を持ってN.O.だけは言えるという取り入れ方もあるのではと思った。

(角田がさる) 幻になってしまいましたが、市が民間譲渡していく中で黄金株として株をもってグリップを利かせようとした公営のガス事業者があった。それは仙台市である。手を挙げた事業者はあったが、リーマンショックにより仕切り直しになっている状況である。

(高橋委員長) そういう株式を取り入れるのであれば株式会社という形態にした方が制度的にやりやすい部分があるのかもしれない。

(佐無田委員) 大きく言うと、現在の企業局のしている事業をベースに民間のノウハウを取り入れていくのか、それとも民間に譲渡するのをベースに公共的な管理を考えるのかで振れ幅があると思う。企業局に100人ほどの従業員がいて運営のノウハウを持っているという前提がある。この体制をどう移行するののも一つの課題なので、公共管理の一つのやり方として、現在の企業局の経営体制のまま、所有形態を変えて、法人化する可能性もあるかもしれない。その際に民間事業者の営業・経営力のある人を入れてくるのだけれども、ベースは今の企業局の体制を引き継ぐとして、どういう経営形態がありうるのかということ。あるいはもう1つの方向性として、この事業を受け入れられる企業を探し、そこに譲渡した上で、行政から注文を付ける形を取るのか、というところで公共管理の仕方にも幅があると思うので、そこは今後の議論で詰めていければよいのではないかと考えている。

(青海委員) 譲渡すべきかどうかとの議論を先行させると市民が置きざりになりかねない。市民にとってより自由度が高く安心して選択できるガス運営のあり方についての議論を深めるべきだと思った。事業を(羊羹のように)どこまで切り分けてまかせるのか、公共がどこまで関与するのかという議論も必要である。

(高橋委員長) 次回は経営形態について公共の関与の仕方をタイプ分けした形で、公共側、民間側のメリット、デメリットを整理したうえで、再度会議を実施したいと思う。事務局には経営形態についてはもう少し中での議論を深めていただきたいということで、市民生活としてどんなメリット、デメリットがあるのか、経営形態についての議論を次回は深めたいと思うが、よいか。後は事務局に進行をお返りする。

(佐無田委員) 資料6と7は非公開資料となっているが、非公表事項を含むのは資料7になるので、資料6は公開資料にしてもよいのではないか。

(公営企業管理者) 資料6は、評価の部分で、客観的な評価として言えるかどうか不安なため現段階では非公開として取り扱いたい。

(佐無田委員) 市民に議論を喚起するような役割をしたほうがよいのではないか。地方公営企業で事業を行う今日的意義の流れは積極的に出しつつ議論したほうがよいと思う。評価の部分のみを空欄にして公開情報とするのはいかがか。

(公営企業管理者) 委員会の中で意見を統一していただければ対応可能である。

(高橋委員長) 評価欄部分は消していただく形で資料6を公開とする。資料7は非公開とする。資料6、7については後に事務局に返すことでお願いしたい。

3. 閉会

(以上)

第3回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会次第

日時：令和元年8月28日（水）10時00分～

場所：金沢市企業局4階 402会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) ガス事業・発電事業の今後のあり方について
- (2) 経営形態の比較について
- (3) ガスと水力発電の一体的な事業運営について

3. 閉会

〈配付資料〉

- 資料1 第3回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 出席者名簿
- 資料2 ガス事業の今後のあり方について
- 資料3 発電事業の今後のあり方について
- 資料4 経営形態の比較
- 資料5 ガス事業・電気事業に対する国の監督・監査
- 資料6 ガスと水力発電の一体的な事業運営について

第3回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 出席者名簿

氏名	所属等
高橋 啓	金沢学院大学副学長・経営情報学部長
佐無田 光	金沢大学人間社会学域教授
中川 一成	金沢市町会連合会副会長
能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長
青海 万里子	NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長
浜崎 英明	金沢経済同友会代表幹事

〈オブザーバー〉

角田 憲司	日本ガス協会地方支援担当理事
-------	----------------

(別 紙)

第3回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会出席者（敬称略）

【委員】

委員長	高橋 啓	(金沢学院大学副学長・経営情報学部長)
	佐無田 光	(金沢大学人間社会学域教授)
	中川 一成	(金沢市町会連合会副会長)
	能木場 由紀子	(金沢市校下婦人会連絡協議会会長)
	青海 万里子	(NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長)
	浜崎 英明	(金沢経済同友会代表幹事)

【オブザーバー】

	角田 憲司	(日本ガス協会地方支援担当理事)
--	-------	------------------

【金沢市】

事務局	平嶋 正実	(金沢市公営企業管理者)
	里見 浩次郎	(金沢市企業局次長)
	水口 玲二	(金沢市企業局建設部長)
	中越 透	(金沢市企業局営業部長)
	辰田 一彦	(金沢市企業局施設部長)
	小杉 春彦	(金沢市企業局経営企画部企業総務課長)
	高橋 圭	(金沢市企業局経営企画部経営企画課長)
	野村 泰通	(金沢市企業局経営企画部経営企画課長補佐)

これまでの委員会におけるご意見

経営面に関するご意見

柔軟な営業活動や事業展開が困難

法令による附帯事業制限
料金改定に議会議決必要

経営悪化・サービス低下懸念

家庭用需要の大幅な減少継続
今後、利益減少の見通し

市民の視点からのご意見

市民の安全安心確保

市の一定関与
市職員派遣による円滑な事業承継

今後の事業環境

エネルギー自由化

総合エネルギー市場における競争のさらなる進展
さらなるサービス多様化
公営事業のさらなる減少

脱炭素化

国エネルギー基本計画

2030年：徹底的な省エネ
2050年：化石燃料のガス利用へのシフト

本市環境基本計画

省エネルギーの推進
燃料電池や都市ガス機器等の
省エネルギー機器の導入 等

人口減少

2045年：2015年比 △7.7%
(国立社会保障人口問題研究所2018年推計)

分散化

エネファーム等の分散型電源普及

デジタル化

AI、IoT、新ビジネス・サービス出現

今後のあり方

地方公営企業として事業を行う意義

本市が市民サービスの向上や
環境基本計画等の推進を図るうえで
地方公営企業で事業を行う意義は
希薄化しているのではないか

【理由】

- ① サービスの多様化が進む中、地方公営企業では法令等の制約により附帯サービスの提供が困難
- ② エネルギー間競争激化や人口減少により、家庭用需要がさらに減少するおそれ
- ③ ガス事業者として、化石燃料の天然ガスへのシフトやエネファーム等の普及に努め、脱炭素化に貢献することが必要
- ④ 土地区画整理事業と合わせた計画的な導管整備が終了し、維持管理の時代に移行
- ⑤ 白ガス管等の保安上リスクのある導管の更新が来年度で完了

経営形態の比較

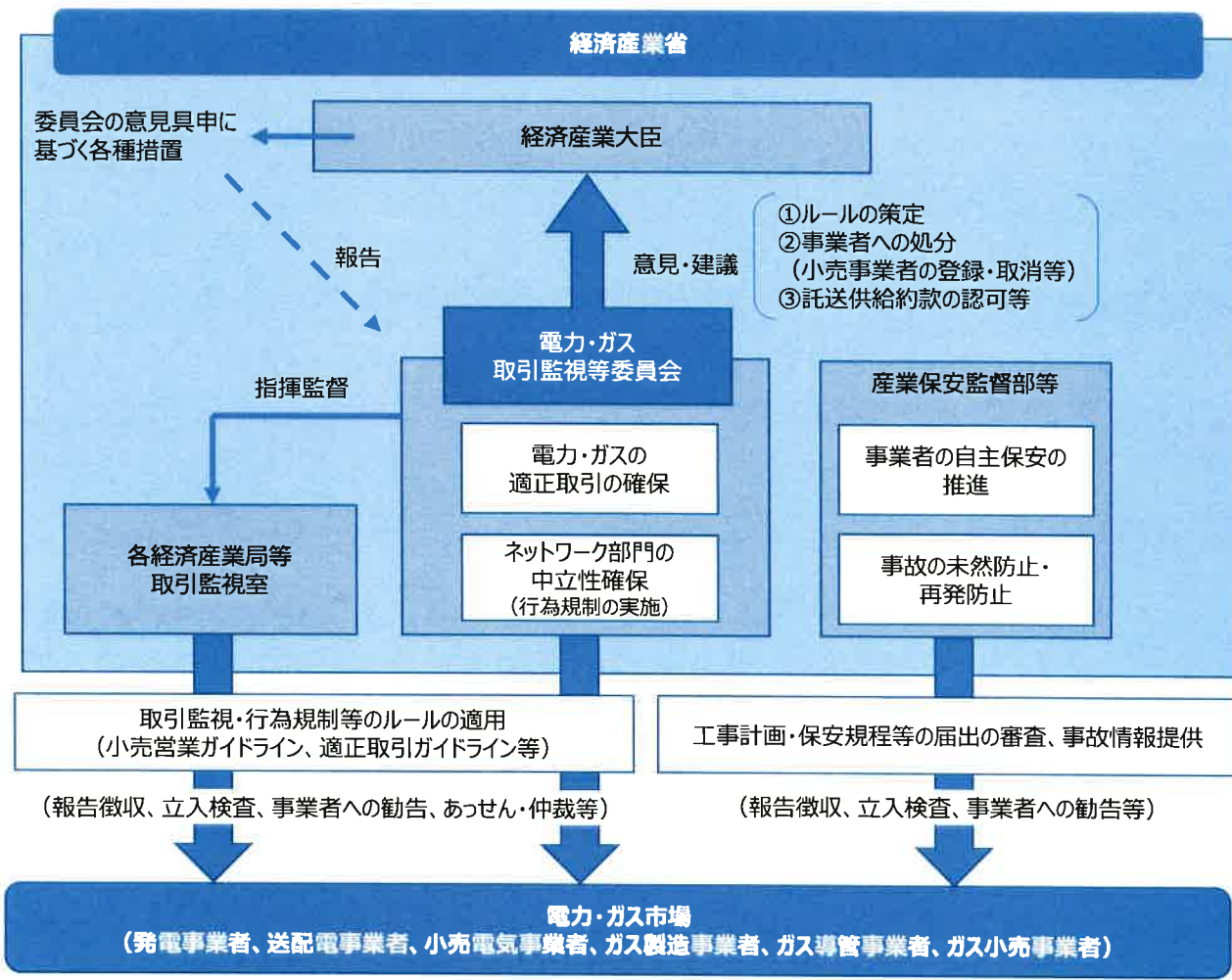
・ 前回委員会で整理した経営形態から、附帯サービス実施が困難な「地方公営企業」及び「地方独立行政法人」を除き比較検討

	公の施設の管理代行	運営権の設定	資産・運営権の譲渡	
	指定管理者制度	コンセッション方式	一般社団法人	株式会社
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯サービス等の民間サービス利用可能 ・ 指定期間が5年と短く、サービス安定性欠如 ・ 民間事業者の円滑な事業立ち上げが困難なため、保安や安定供給に不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯サービス等の民間サービス利用可能 ・ 有期契約のため、サービスの安定性に劣る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯サービス等の民間サービス利用可能 ・ サービスの継続的な提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯サービス等の民間サービス利用可能 ・ サービスの継続的な提供
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の範囲内での事業運営 指定の範囲内で自由な事業運営可能 環境が変化した場合、指定内容・期間の制約を受け、柔軟な対応が不可 ・ インフラ新設・更新は市が行うことによる制約 ・ 職員派遣不可のため事業立ち上げが困難 ・ 資金調達は法人形態等により異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権契約の範囲内での事業運営 契約範囲内で自由な事業運営可能 環境が変化した場合、契約内容の制約を受け、柔軟な対応が困難 ・ インフラ新設は市が行うため、需要開発と連動した適時のガス導管整備が困難 ・ 職員派遣による円滑な事業立ち上げ ・ 運営権担保融資等多様な資金調達 運営権取得資金の確保可能 設備投資資金の安定的な確保可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営と出資が分離 経営側の裁量範囲が広い 環境変化への柔軟な対応が可能 ・ 小売・導管の一体経営により、需要開発と連動した適時のガス導管整備が可能 ・ 職員派遣による円滑な事業立ち上げ ・ 事業取得時の資金調達が困難 基金＝無配当 → 市現物出資必要 ・ 設備投資資金の安定的確保困難 事業取得時に市が一括償還した企業債相当額の返還により設備投資資金が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営と出資が分離 経営側の裁量範囲が広い 環境変化への柔軟な対応が可能 ・ 小売・導管の一体経営により、需要開発と連動した適時のガス導管整備が可能 ・ 職員派遣による円滑な事業立ち上げ ・ 株式・社債等による柔軟な資金調達 事業取得資金の確保可能 設備投資資金の安定的な確保可能
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業ではできなかったサービス提供により市民福祉向上につながるが、安定性等欠如 ・ 公営企業意義希薄化、国の事業監督もある中で、市が資産所有を続ける必要性がない ・ 行政組織の効率化は限定的 インフラ整備、モニタリング体制継続的確保 ・ 職員派遣不可のため円滑な移行困難 ・ 新たな税収なし ・ 発電事業に指定管理者制度の適用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業ではできなかったサービス提供により市民福祉向上につながるが、柔軟性に劣る ・ 公営企業意義希薄化、国の事業監督もある中で、市が資産所有を続ける必要性がない ・ 導管を市、小売を民間に分離すると、エネルギー間競争により民間経営が悪化した場合、再公営企業化等の可能性がある ・ 行政組織の効率化は限定的 インフラ新設、モニタリング体制継続的確保 ・ 職員派遣による円滑な移行可能 ・ 新たな税収（法人市民税・事業所税） ・ 運営権対価で企業債を分割償還 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業ではできなかったサービス提供により、市民福祉向上につながる ・ 資産・運営権を譲渡することにより、事業に対する責任が明確化 ・ 一般社団法人が経営破綻しても、法律上の市の責任は出資額の範囲内 ・ 出資しても社員にならなければ関与不能 ・ 行政組織の効率化が可能 特別会計廃止、職員配置見直し ・ 職員派遣による円滑な移行可能 ・ 新たな税収（法人市民税・事業所税・固定資産税・道路占用料）、配当収入なし ・ 法人設立時に企業債一括償還の財源確保が困難（現物出資のため、一般会計で立替え払い必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業ではできなかったサービス提供により、市民福祉向上につながる ・ 資産・運営権を譲渡することにより、事業に対する責任が明確化 ・ 株式会社が経営破綻しても、法律上の市の責任は出資額の範囲内 ・ 出資することで株主として関与可能 ・ 行政組織の効率化が可能 特別会計廃止、職員配置見直し ・ 職員派遣による円滑な移行可能 ・ 新たな税収（法人市民税・事業所税・固定資産税・道路占用料）、配当収入 ・ 事業譲渡収入で企業債を一括償還
民営化実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス：事例なし ・ 発電：事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス：大津市のみ（株式会社が実施） ・ 発電：事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス：事例なし ・ 発電：事例なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス：2010年以降 10事例中9事例 ・ 発電： " 4事例中4事例

※青字 = メリット、赤字 = デメリット、緑字 = 一部メリット

〔参考〕 ガス事業・電気事業に対する国の監督・監査

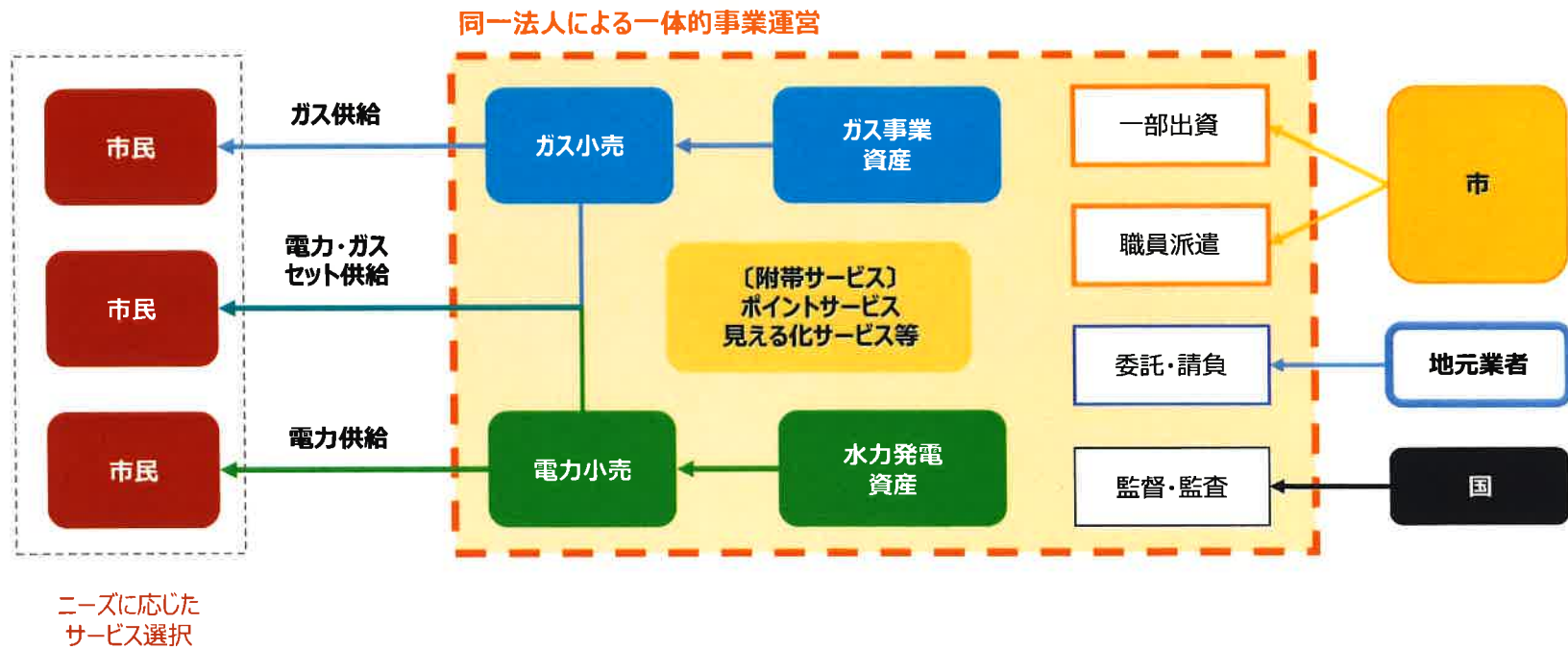
- ・ 電気事業・ガス事業に対しては、規制緩和の流れの中にあっても、国が積極的かつ継続的に監督・監査を実施
- ・ 民営・公営を問わず、「需要家利益の確保」、「適正取引の確保」、「保安の確保」が適切に図られるための体制を構築



- ポイント**
- 【小売事業】**
- ・登録制による事業者規制
 - 事前規制：経営体制、経営資源、供給能力確認
 - 事後規制：料金等業務状況報告徴収（定期）
立入検査、業務改善命令、登録取消
 - ・小売営業ガイドライン策定
 - 需要家利益保護のため指針策定・周知
 - 随時、監視
- 【導管・送配電事業】**
- ・業務監査
 - ⇒業務・経理状況等の監査（毎年度）
- 【保安】**
- ・立入検査
 - 主要設備の工事計画審査
 - 保安規程等遵守状況の立入検査（定期）

※経済産業省HPを基に作成

ガスと水力発電を一体的に運営することにより、「市民サービス向上」、「ガス事業の営業力強化」、「再エネ電力の地産地消」を同時に実現可能



第3回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 議事録

■日 時 令和元年8月28日（水）10時00分～11時30分

■場 所 金沢市企業局4階 第402会議室

■出席者 別紙のとおり

■内 容 以下のとおり

1. 開会

（高橋委員長）本日は北村委員が都合により欠席となっている。また、坂下委員が遅れておりますが、現時点で出席委員は8名中6名で、過半数を超えているので、本委員会設置要綱に基づき会議が成立している。また、議事に入る前に、本日の会議に4名の傍聴人があることを報告申し上げる。本日の議事は、「ガス事業・発電事業の今後のあり方について」「経営形態の比較について」「ガスと水力発電の一体的な事業運営について」の3件である。一括して事務局から配布資料の説明をお願いする。

2. 議事

- （1）ガス事業・発電事業の今後のあり方について
- （2）経営形態の比較について
- （3）ガスと水力発電の一体的な事業運営について

事務局からガス事業の今後のあり方について（資料2）、発電事業の今後のあり方について（資料3）、経営形態の比較（資料4）、ガス事業・電気事業に対する国の監督・監査（資料5）、ガスと水力発電の一体的な事業運営について（資料6）に基づき一括して説明。

（高橋委員長）配布いただいた新聞記事について青海委員から説明をお願いする。

（青海委員）本記事は富山県と石川県の現状が良く書かれているということで共有させていただいた。各事業者が様々なサービスを強化しているという現状があり、その中で福井市はガス事業の民営化を目指している。福井市での民営化の現状についてまたお教えいただきたい。なお、金沢市においては、公営企業と

してどのようなあり方が良いのか引き続き研究していくとのことであったが、この一年間にどういった状況変化があったのか説明をお願いしたい。また、この記事を改めて読み直し感じたのは、ガスだけでは魅力が少ないので、水力発電も一体として民営化すれば手を挙げてくれる事業者がいるのではないかといいところである。皆様の意見を伺いたい。

(高橋委員長) 引き続き検討した結果がこの委員会であると思う。

(高橋委員長) ただいま、事務局から説明のあった資料2・3については、前回までの委員会における意見等を整理したものとなっており、地方公営企業で事業を行っていく意義は低下しているという意見をいただいている。また、今後は、民間的な柔軟で効率的な経営がより一層求められてくるという意味からも地方公営企業として事業を行う意義は希薄化しているのではないかといいが、この点についてはいかがか。

(佐無田委員) 前回までの委員会の議論のまとめ方としては、不完全である。市民の安心安全確保のためにも市の一定の関与が必要だということについては委員全員が何らかの形で発言されていたと思う。私の発言では、これからのエネルギー・環境政策を考えた場合に、地域が責任を持って取り組む必要があるため、市の公共管理の責任は、意味が変わって今後も続けなければならないということ述べたが、特にこれについて異論はなかったと記憶している。今後のあり方については、答申の書き方にも関わるところだと思うが、まず、第一義的に、市が今後も地域のエネルギーのあり方についてはきちんと責任を持ち、公共管理をしていくところを大前提とし、ただしそれを実現するためにはどういう事業形態が良いかと言われれば、従来の地方公営企業の方法では柔軟にはできなくなっているところで委員会内で合意されたと思う。民間にエネルギーのあり方は任せてしまいいと、全面的に民営化に委ねていこうという発言をされた委員はいなかったと記憶している。「地方公営企業で事業を行う意義は希薄化しているのではないか」という書き方では、市が今後エネルギー政策に関わっていかなくても構わないのではないかと読まれると望ましくないので、第一義的に市も今後は地域のエネルギーのあり方について、きちんと責任を負い、公共管理の手段にはいろいろあると思うが、何らかの形で市も公共管理を担っていくということを委員会合意して決めた方がよいのではないかと思う。

(高橋委員長) 公共管理のイメージとして、どういうことを想定されているか。

(佐無田委員) いろいろありうると思うが、まずはエネルギー政策である。規制、税とい

うこともある。あるいは事業形態をどうするかという議論になった際に、公共管理の大きな枠組みとして契約で縛るのか、出資で縛るのか、経営体の中に入るのか、というところがあるかもしれない。その他公共管理の仕方はいろいろあるけれども、事業を民間に委ねた場合に、その事業がうまく行かなくなつた場合を含めて、最終的に地域のエネルギーのあり方に対して市が公共管理の責任を負うということは、第一義的に委員会として答申すべき。

(高橋委員長) 公共管理のあり方については、かなりグラデーションのあるところである。ガス事業の民営化がスタートしている自治体もあるので、あえてここで民営化をするということでの公共管理という観点で考えるとすれば、他の自治体とは違うグラデーションを考えなければならないし、このあたりの幅はいろいろあると思う。ほかの皆様の意見はいかがか。

(浜崎委員) 佐無田委員がおっしゃっているのは、第一に市がエネルギーに対して明確な指針を出すべきであるということか。

(佐無田委員) そうである。

(浜崎委員) それでどういうあり方が良いのかについてはこの場で議論すべきことであるが、佐無田委員がおっしゃっているのは、最初にそういったことを謳っていくべきであるということであると思う。

(高橋委員長) 市としては今後の地域のエネルギーのあり方に関して、全く無責任ではないということを確認し、市としてエネルギーのあり方に関してきちんと責任を持つということ認識として持ちましょうという趣旨か。

(佐無田委員) やはり責任があるのではないかと思う。市民の安心安全の確保が一つで、今後エネルギーのあり方も大きく変わっていくので、エネルギーを増やしていく時代ではなくて、エネルギーの消費を減らしていく時代になる。エネルギーの管理の仕方についても、再生可能エネルギーも出てくるし、ガスと電気を分けて考える必要もなくなってくる。どのようなエネルギーのあり方にしていくのかについては、国に任せていく、あるいは民間に任せていく、というのではなく、市として方針を持って取り組んでいく責任がある。市が一部関与するのではなく、大元のところで市にエネルギー政策の責任があるということを経営体として言うべきである。☆

(高橋委員長) 関与していく必要があるとは思いますが、責任があるということに関しては、責任とは何かということもある。関与するということも責任を果たすという

ことであると思う。金沢市の場合はガス事業を公営で行っているが、ガス事業を民営で行っている自治体はたくさんあるという中で、自治体はどういう責任を果たしていくのかというところ。金沢市はガス事業を公営で行ってきたので、それを民営化するという点に関しては、民間に事業を丸投げで良いのか、従来の事業を変えるという意味で、民営化に当たっての関与のあり方は問われると思う。各自治体の地域のエネルギーに対する理念としては、責任を持ってほしいという思いはあるが、それを責任があるということをおのれで謳うということに関しては、そこまでやるのかと思う。

(佐無田委員) それは市によって違うと思う。市がどう考えるのかということで、自治体によっても違いがあると思うが、一つは少なくとも市民の安心安全確保というところにはメッセージは必要だと思う。これまで長期間ガスに関して市が大きな比重を占めてきたというところもあるので、そこから手を引くというイメージになると、市民の目線はどうかという問題が一つあって、そこは今後も市民のエネルギーに関する安心安全確保について市が責任を放棄するわけではないということは市が市民に対して伝えなければならないことではないか。もう一つは時代認識の問題で、エネルギー・環境政策が大きく転換する中で、その地域のエネルギーのあり方に関しては、これからさらに地域エネルギー政策という形で、自治体が主導するということを担っていかなくてはならないのではないかなと思う。低エネルギー化は地球温暖化対策の中でも強く推進していかなければいけないことになってくるし、時代が変わってきている中で、市の主導性として行政が方向性を示し、推進していくという役割があると思っている。

(高橋委員長) 一点目については、前回までの意見にあった、今まで市が担っていた事業を全く民営化して、今後市民が不安に思うのではないかな、どういう事業者が出てくるのか分からない中で、無限定に民営化を考えては問題ではないかということだと思う。佐無田委員がおっしゃった第一点目に関しては、市が引き続き関与していくという形を担保していきましょうということで各委員には合意をいただいている。二点目について、地域エネルギー政策というものを自治体として積極的に推進していくべきではないかということに関して、皆様の意見としてはなかったのではないかなと思うが、それこそ理念としてはあるのかもしれない。民間企業が主体的にガス事業を運営している中で、そこまでのことを金沢市が積極的に取り組む必要があるのかと疑問に思っている。皆様の意見を伺いたい。

(青海委員) 佐無田委員がおっしゃった一点目だが、やはり今までの議論の中でも金沢市が100年続けてきた事業であり、これを転換する際には、金沢市の方針

を出すわけなので、金沢市のこれまでの歴史を踏まえて、こういうあり方という前文としては必ず必要な部分であると思っている。二点目は、この委員会で議論することではないと思うが、金沢市の環境基本計画等の中で、行政が行うこと、企業が行うこと、市民が行うことというそれぞれの立場に対しての大きな方針の中で、民間でもこうしたことを進めていくように誘導していく、市としても支援していくとか、そういった中ではあり得ることではと思う。どこまでをここに書くかは別にしても、そういう視点は持つべきだと思った。

(高橋委員長) 今回の資料でも今後の事業環境の中で、脱炭素化といったところは本委員会の視点として織り込んで考えていくべきだということは事務局の説明の中でもあったので、この点について全く無視しているわけではない。それを積極的に本委員会として、市の政策として進めていくべきだということを打ち出すべきというのは別の機会もあるのではないかという意見もいただいた。まずは全く無限定の民営化ということではなく、今まで金沢市がガス事業を公営で担ってきた責任があるので、今後の事業としての展開にあたっては、市民を不安にさせることのないように一定の関与をすることを確認し、その上で望ましい民営化のあり方についての議論を進めていくということではいかか。

(佐無田委員) それは違うと思う。民営化のあり方を進めるとはどこにも書いていない。地方公営企業としての事業のあり方はもう少し柔軟に考えていくべきではないかというのが今回のまとめである。その上で、民営化のあり方を考えるということではまだ進んでいないのではないかと思う。

(高橋委員長) まずは、公営企業というものに囚われずに民間的な柔軟な発想で事業を行う。その時には、従来金沢市が公営でやってきたということを踏まえて、柔軟あるいは効率的な運営に関してどういう関与の仕方を取るべきなのかということについて議論を進めるということではいかか。

(佐無田委員) 環境面、エネルギー政策に関しては私しか強くは言っていないが、先ほどの青海委員のこの委員会で議論することではないのではないかという発言は、間接的に民間のエネルギー事業のあり方に関してもしっかりと市が方向性を示していくということについての関わり方があるのではないかという発言だったと思う。これまでの100年間は、ガス・発電事業を市が行ってきたので、今後の事業のあり方を検討する際には、今後100年を考えて検討すべきではないかという発言を最初にした。市の事業をもう少し柔軟に効率的に行っていくというところの短期的視点の話はあるが、長期的視点に立ってどうい

う方向性があるのかという中に脱炭素化というテーマは避けられないと思うので、それは市の政策の枠組みの中で考慮しながらこの事業のあり方を検討するということについて異論はなかったと思っている。他の委員の方の意見も聞いていただきたい。

(高橋委員長) 地方公営企業としての事業を展開していくという意義は低下しているということで、民間的な自由な発想の下で効率的に運営をしていき、今まで市が関与・運営してきたことを踏まえて、今後も市の関与を持った形での運営を前提に考えていきたいという整理をさせていただいたが、この点についてはいかがか。


(中川委員) 市の管理・関与というところの方向性について先に整えておかなければ、管理・関与もできないのではないかとこのところが佐無田委員の指摘であったと思う。方向性を示す必要性も謳っておいてはどうかということであると思う。例えば民間企業になり、ガスも電気もそれぞれの能力で開発することになり、無秩序に設備が設置されたり、基地が設置されたりすることにもなる。脱炭素の方向性をきちんと示しておくということも方向性の一つで、それに沿っているのかということも市の管理・関与の一つではないかと思った。その方向性を整えておいた方が良いのではないかという意見であると思う。

(能木場委員) 市民の安心安全の確保が一番大事なので、地域全体のエネルギー政策ということになると、行政が主導権を持ち、市民の立場に立って今まで仕事をしてきた。地域全体のことを考えた市のエネルギー政策では、市が主導権を持つべき。経営については利益も必要であるので、いろいろなアイデアをいただく、経営マンのご指導をいただく、といった事業展開になると考える。あくまでも地域のことは行政が主体というのが理想であると思う。

(高橋委員長) 脱炭素化、省エネルギーの推進という国の基本計画等に沿った方針の下で、市民に対する安心安全なエネルギーへの取り組みを進めていくということでは、そういった前提の下で次なる経営形態のあり方を議論したい。

(経営企画課長) 先ほど無秩序という発言をいただいた。ガス事業・電気事業について資料5で説明させていただいたが、基本的に事業を行う上では、国の積極的かつ継続的な監督・監査が行われる。自由化になっているが、国の監督・監査もあるので、事業として管理が無秩序ということは全くない。市の関係で設備を作るとか導管を伸ばすということもあるが、基本的には市の都市計画といったものもあるので、市としても無秩序に管理させるというわけではない。

参考として、市では環境基本計画を作っている。資料2に脱炭素化という記載があるが、その中でガス事業として、燃料電池やガスの省エネ型機器を普及していくということで、市の方針とするとある程度環境基本計画で書かれている部分もあるので、そういう部分も踏まえて議論いただきたい。

(佐無田委員) 今のところで確認したいのだが、国としてもガス事業について自由化しても管理責任を持っており、後は民間企業と国がきちんとしていけば良いのかというところで、市の責任がどうなるのかという話であると思う。国と民間企業に任せていくというところでは、それを良しとするような話ではなかったと思っている。ガス事業については、都市計画的なところにも環境計画的なところにも係るので、そういったところも含め、市がきちんと方向性を示しながらエネルギー政策についても管理・関与していくということを確認したい。国がきちんと関与しているから構わないというのは違う。 

(高橋委員長) 今の事務局の説明は、国の関与があるため、無秩序な管理になるということはないという説明であった。先ほどの市の環境基本計画でもガス事業の展開に関して、省エネを推進しているということで、それを新しい経営形態の中でも実現していくということになると思うので、その方針の下に新たな事業形態のあり方を検討していくということではいかがか。資料4の経営形態の比較、資料5の国の規制の仕方、資料6のガス・電力を一体で運営することを踏まえて、どういう経営形態が望ましいかということについて意見をいただきたい。

(佐無田委員) やはり先ほどの議論から引き継ぐところで、どう公共管理するのかをどの形で担保するのかというのが一つ重要で、もう一つは経営の柔軟性を確保したほうが良いのではという二点で見てはどうか。大きく言うとコンセッション方式か株式会社方式が有力なのではないかと思っているけれども、出資して管理する方法と、契約で縛って管理する方法のどちらを取るのかがあると思う。どちらにしても市が公共管理するという中では、事業として経営が悪化し、倒産した場合は出資者が有限責任で責任を負うが、一旦は市が責任を取らざるを得ない。どちらの方式でも何らかの形で公共管理の枠組みを維持していく限り、最終的には事業が次々と譲渡されていくよりは市がきちんと面倒を見ていくというところが一つあると思う。その際にどの方式が柔軟かと言うと、コンセッションは、契約で20年という長い期間縛ることになるので、料金を縛ってしまうと議会を通すという観点から柔軟性はなくなる。一方で事業状況の悪化によって料金を上げる等、市民生活に影響が出るところをコントロールするのであれば、契約の方がコントロールできるので、その点は検討すべきである。出資でコントロールするとなると、どのくらいの

出資でコントロールするのは問題で、拒否権を考えると33%まで出資したほうが良い。絶対的に公共管理を徹底するならば51%以上株式として持つのかというのが出資のコントロールについては重要になると思う。経営形態に、監査委員でチェックする体制を持っているかどうか、株式会社方式としてはあり得るコントロールの仕方である。その場合、株式会社の方が、経営と監査を分離できて事業の柔軟性が高いのではという気がする。どちらが柔軟かつ公共的な管理が行き届くかというところを考えて、検討した方が良いと思うが、最終的には株式会社で市が出資して監査委員会等でコントロールするところを担保して、事業が悪化し倒産した場合は市が引き取るしかないのではと思う。

(高橋委員長) 四つの形態を挙げていただいたが、運営の柔軟性と市によるコントロールの観点からコンセッション方式あるいは株式会社方式ではないか、この二つが比較対象としては相応しいのではないかという意見であったが、他の皆様はいかがか。

(浜崎委員) 株式会社方式が良いとは思いますが、市があまりにも関与すると受ける企業体としてもメリットのないものは受けないということになるし、市としても譲渡なら金額的に魅力のあるものにしたいところだと考える。加えて、市民の安心安全というこの三つがある程度確保される譲渡が良い。また、出資の仕方、関与の仕方に柔軟性を持たせる必要があると思う。市のコントロールばかりに力が入ってしまうと、譲渡・民営化する意味合いも薄れてきてしまうので、その辺は考える必要があると思う。

(高橋委員長) 今までガス事業を展開してきた市として引き続き関与し、市民に安心感を持ってもらうということについて、民間事業者の民間的な運営をどこまで縛るのかということだと思う。佐無田委員がおっしゃったように、出資という形でのコントロールだけに限らず、いろいろな運営体に対して意見を述べるという意味では株式会社の方が柔軟性はあるのかもしれない。コンセッション方式は基本的には契約になるので、契約で決められる範囲には限界があり、環境変化というものにどこまで対応できるかとなると難しい。株式会社の方が関与の仕方也比较的柔軟で、出資比率がある程度あれば実際の運営についてはかなり大きな発言権が得られるということで柔軟性は株式会社方式の方があるという印象はある。他の方はいかがか。

(中川委員) これまでの議論としてはコンセッション方式か株式会社方式という形になっているが、確かに四つの形態を比較させていただくと発電事業には適用不可能とのことから、指定管理者制度は外れてしまうと思う。一般社団法人で

あれば、事業者の資金調達の面で立ち上がりにくいということもあるので外れると思う。同じ様な話になり恐縮だが、コンセッション方式であれば、長期間にわたり環境の変化に対して契約で縛れるのか、契約の制約の中で事業として成り立つのかということを考えるとハンドリングしづらい形態である。株式会社方式であれば柔軟な経営により対応できるし、市としてもある程度の意見を言える。そういったことで関与・管理できるということであれば株式会社が望ましいと思う。

(高橋委員長) 経営形態と事業の内容として、ガス事業と水力発電事業を一体で運営していくということに関してはいかがか。

(浜崎委員) 一体でないとメリットがない。

(高橋委員長) 私もこの経営を生かすとなると、指定管理者制度では困難であると思う。再生可能エネルギーを市民が直接使えるのはメリットで、大きな意味があると思うので、これをうまく生かせる経営形態が望ましいのではないかと思うが、この点について皆様の意見をいただきたい。

(佐無田委員) 一体で運営することはとても良いと思っている。まだそこまで議論は進んでいないが、将来的には水道のことも議論の対象になるかもしれない。水道も一体で運営すると事業体としてはメリットが高いと思う。

(高橋委員長) 申し訳ないが、この場では水道の議論はできない。今まで公営企業において別会計で運営していたので、一体で運営できるというのは今回一つの目玉にもなる。一体での運営を柔軟に事業展開できるという意味で、コンセッション方式と株式会社方式を比べると株式会社の方が運営の柔軟性、市の関与の仕方としてもある程度確保できるのではないかということから、株式会社の方が望ましいという意見であった。ここについて特に異議はないか。

(佐無田委員) 浜崎委員の発言のとおり、経営と出資を分離するということが重要であると思う。市が経営についてはあまり口を出さないということをはっきりさせておいて、もし何かあった場合には出資している市がコントロールを効かせられるというリスクヘッジを押さえておける体制が良い。株式なのであちらこちらに売られていってしまうことがあるので、そういったことはコントロールできるように33%は少なくとも持っておいた方が拒否権のために良いのではないか。51%でも経営と出資については分離で、経営については柔軟に行ってもらうことが大前提である。水道の話もしたが、電気とガスだけでなく総合エネルギー事業として、例えば再生可能エネルギーの新しい事業

を行っても良いと思うし、省エネを事業として行っても良いと思うし、その辺はあまり縛らなくて良いと思う。ただ、パチンコと賭博だけは行ってはならない等の制約があるかもしれないので、事業形態として、幅を持たせても良いが、社会的に問題のあることは事業としてできないという縛りは必要かと思う。

(高橋委員長) 他はどうか。

(浜崎委員) 経営と出資は分けるべき。経営はある程度柔軟にできるようにしないと受け手がいないということになるし、ひいては市民サービスに影響が出るということになると思う。出資割合については、51%の出資を市が持つと、経営する方もどうかということもあると思う。また、譲渡先の選定については、譲渡価格だけで決めるのではなく、例えば地元の安定感のある企業であるなど、いろんな要素を考えた上での株式会社と捉えた方が良いと思う。市が出資を半分以上持つのは市としてもどうなのか。その辺は疑問に思う。

(高橋委員長) 民間企業の場合、51%を持てば連結子会社のようなになるので、世間の目という意味では安心感があるかもしれないが、企業局の子会社というのはどうなのか。民間的な柔軟な運営という観点から言うと、ある程度の人もお金も共有して民間のメリットをという形でなければある程度柔軟な運営はできないのではないかと考えると、過半の出資はどうかと思う。具体的な出資比率というよりも、佐無田委員がおっしゃるように経営に関しては柔軟に、何かあったら最終的には市が責任を持つということであるとすれば、出資比率にこだわらなくても良いのではないかと思う。ある程度市として状況を常時モニタリングする体制ができれば、出資比率にこだわらなくても、最後に市が状況判断をできる体制があれば良いのではないか。出資的なことと経営的なことを組み合わせるようなこともできると思う。ポイントは出資と経営を分離しつつ、経営はある程度柔軟にやっていただくが、モニタリングをして、ある時には待ったをかけられるような体制を確保することである。それを主眼に置くということであれば、株式会社は組み立てやすい経営形態であると思うが、いかがか。

(青海委員) この場で出資比率まで議論し、答申の中に盛り込むものなのか。

(高橋委員長) そこまではなくても良いと思っている。

(青海委員) そうであれば、これが答申されて、議会等を通していくような時に、説明として市民への安心感という意味で、もしこれがコンセッションの場合で2

0年経って引き取り手がいなかったら市が引き取るのかというのと同様に、株式会社になったとしても倒産したら市が引き受けるということは、どこまで謳えるのかは分からないが安心感としてとして担保できるかと思う。浜崎委員がおっしゃったように、できれば地元の企業、金沢のまちづくり、地域づくりに積極的に関与できるという附帯条件等を付けてほしい。例えばLPガスでは見守り等いろいろなサービスをされているところもある。本体事業以外での附帯事業として市民生活でのサービスとして積極的に金沢のまちづくりに関与できるような条件を盛り込んでいただきたいと思う。

(高橋委員長) 市民が市の事業に期待していたこととして、そういうところは多分にある。市民にとって不利益なことをしないか、新しい事業者がサービスを展開する際にも市が関与することを期待するところはあると思う。

(経営企画課長) 一点補足だが、これまでの公営ガス事業の譲渡事例に当たっては、基本的に民間を選ぶ時は公募型プロポーザルということで選ぶので、金額だけではない。やはりインフラ事業であるので、まちづくりや地域経済の活性化等への貢献の視点もプロポーザルの評価点のところに取り込まれている。

(佐無田委員) 一点目は企業局の子会社となることについてだが、考え方はもう少し柔軟で良いのではないかと。日本でも最近注目されてきたが、ドイツのシュタットベルケは自治体100%出資の株式会社ということで、日本でも新電力事業で取り組まれ始めている。市が100%出資でも経営は自立ということで、出資と経営は分離で、経営は民間企業の社長を雇って民間の人から良い人を営業で採用するというので、必ずしも公共部門が出資しているからと言って民間のノウハウを生かせないわけではない。ということで、51%市が出資していても良いと思う。問題はどこで交渉するのか。交渉するところではできるだけフリーハンドを持ちたいというところがある。金沢のガス事業・電力事業をまとめてというのは魅力的であるので、買ってくれるのであればどこにでも任せるのではなく、コントロールが効くように交渉していただきたい。気になるのは、株式を売った後に次から次へと信用できないところに株が売られることである。勝手に潰されてしまうことがないように、事業体として今後経営が続けられないとなった時に、市が最終的に33%の拒否権等、方向性について口出しができる程度の出資は最低限必要ではないか。その辺は答申には何%ということとは当然書けないので、最初で言ったように地域のエネルギー政策のあり方として市が公共管理の責任を持つというのが第一義的にあって、その上で事業形態は出資比率も含めて交渉の余地があるということにして答申した方が良いと思う。プロポーザルの仕方について、附帯事項として次回議論の余地があるが、地元資本でなければならないとは思わな

い。地元企業に絞らずいろいろなところと交渉できた方がよい。その代わりにメンテナンス事業者等は地元の事業者をできるだけ使ったり、地域のエネルギー環境政策や市の方針等に沿ってどれだけ取り組めるか、まちづくりに取り組む姿勢等をプロポーザルの条件に入れたりするのがよいのではないか。そこは何を大事にするかを附帯事項として議論してもよいのではないか。何かあった時に最終的には市が口を出せる体制は整えておいていただきたい。

(高橋委員長) 誰が事業主体かわからなくなってしまう事態は望ましくないので、そういう意味で事業主体との関係性のある程度市の意見を反映できる形を確保して株式会社方式で柔軟に経営をしていく。今のお話だと、事業主体の選定時にもいろいろな条件付けができるので、そういう方法を確保した上で、新たな事業形態を選択していくということであると思う。この点について異議はないと思う。基本的な姿勢としては公共管理の責任として、いざとなった時に市として意見を述べ、関与できるところを残すことが市民の安心安全確保という点からも必要であるので、そういう道を確保できる形態を前提として、株式会社に経営形態を移行するという方針が相応しいと思う。経営形態として、いくつか論点はあるが、株式会社は比較的柔軟に運営できるので、この形態に移行するのが相応しいのではないか。移行の仕方等をまとめて我々の結論としたい。本日の議論はここまでとし、移行の時期、仕方については次回にとりまとめて、それをもって答申ということにしたい。株式会社への移行を前提とした時にどういう形で進めていくのかということを含め答申案の整理を事務局にお願いし、次回の議論としたい。

(角田プロポーザル) 資料6について、タイトルで「ガスと水力発電の一体的な事業運営について」とあるが、その次の表現で、「ガスと水力発電を一体的に法人へ譲渡する」という方法論が書かれている。行いたいことは皆様が言われていた市民サービスの向上、継続であるが、法人へ譲渡という表現が一体的な事業運営をできるような法人に譲るという意味となる。そういう意味でなく、こういう形の法人を作って、そこに今公営企業として持っているインフラ事業の資産を移しながら運営をしていく、そこで運営する形態としていろいろな関与の仕方を考えるという図であると思っている。そうであるならば、コンセッションでなく、法人という形でやるしかないということである。次に、一体的な事業運営をどう実現するのかという問題になった時、誰がそれを考えていくのか、プロポーザルで受けるのか、また市は何をするのかということを考えなければならない。現在の議論ではお金の問題しか出てきていない。ガス協会の見解としては、地域の事業可能性を保つ中でエネルギーは地方創生に不可避の問題であり、自治体が地方創生についてエネルギー・環境に対しどういうスタンスを持っていくのかということが問われてくると考える。

先進的な自治体は以前からエネルギービジョン等を出しているところも多くある。また、これから地方創生に紐づいてくるのはSDGsという考え方である。先日、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の総会に出たが、自治体も多数来ていた。今後はSDGs的な発想で地方創生を考えていくべきであり、少なくとも経済・社会・環境を統合的に取り組んでいくことが求められてくる。そこで問われてくるのは市の中でこういうものをいかにSDGs的に見ながら進めていくのかということである。地域エネルギー政策上、市としてどう地方創生に取り組むのかを考えてもらいたいということを条件に付けても市長部局は困らないはずだろうし、そういう位置付けで地域エネルギーを捉えていくべきである。既に富山市はSDGs未来都市として北陸電力と包括連携協定をエネルギーも含めて結んでいる。金沢市も今後SDGs未来都市に応募されていくことになると思う。その中で、資料6の内容を肉付けしていきながら持続可能性を高めていく事業会社ができるとしたら賛成であるし、佐無田委員にも賛成していただけたらと思う。市は当然そこまで考えていると思うが、企業局はガス事業を運営する組織であり、局だけではそこまで考えるのは難しい。市の縦割り組織をどう統合してSDGsを進めていくかが今後の自治体のポイントとなると考えている。

(高橋委員長) 資料6について、「一体的に法人へ譲渡する」とあるが、法人へ譲渡するという方法論を書き忘れてしまっているので、「一体的に運営する」に修正していただいた方が良く思う。今日のところは先ほどの結論で、次回にどういう形の株式会社への移行があるのかをまとめていただいて、それを議論したい。

3. 閉会

(以上)

第4回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会次第

日時：令和元年9月24日（火）15時00分～

場所：金沢市企業局4階 402会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 検討委員会のまとめについて

3. 閉会

〈配付資料〉

第4回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 出席者名簿

資料1 検討委員会のまとめ

第4回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 出席者名簿

氏名	所属等	出欠
高橋 啓	金沢学院大学副学長・経営情報学部長	出席
佐無田 光	金沢大学人間社会学域教授	出席
坂下 清司	公認会計士	出席
中川 一成	金沢市町会連合会副会長	出席
能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長	出席
青海 万里子	NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長	出席
浜崎 英明	金沢経済同友会代表幹事	出席
北村 哲志	金沢商工会議所副会頭	出席

〈オブザーバー〉

角田 憲司	日本ガス協会地方支援担当理事	出席
-------	----------------	----

(別 紙)

第4回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会出席者（敬称略）

【委員】

委員長	高橋 啓	(金沢学院大学副学長・経営情報学部長)
	佐無田 光	(金沢大学人間社会学域教授)
	坂下 清司	(公認会計士)
	中川 一成	(金沢市町会連合会副会長)
	能木場 由紀子	(金沢市校下婦人会連絡協議会会長)
	青海 万里子	(NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ事務局長)
	浜崎 英明	(金沢経済同友会代表幹事)
	北村 哲志	(金沢商工会議者副会頭)

【オブザーバー】

	角田 憲司	(日本ガス協会地方支援担当理事)
--	-------	------------------

【金沢市】

事務局	平嶋 正実	(金沢市公営企業管理者)
	里見 浩次郎	(金沢市企業局次長)
	水口 玲二	(金沢市企業局建設部長)
	中越 透	(金沢市企業局営業部長)
	辰田 一彦	(金沢市企業局施設部長)
	小杉 春彦	(金沢市企業局経営企画部企業総務課長)
	高橋 圭	(金沢市企業局経営企画部経営企画課長)
	野村 泰通	(金沢市企業局経営企画部経営企画課長補佐)

検討委員会のまとめ

1. 諮問

本市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について

2. 答申主文

金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて「株式会社」に事業譲渡することが適当である。

3. 理由

(1) 多様なサービスの提供が困難

エネルギー自由化によりサービス多様化への要請が高まっているが、地方公営企業では法令等の制約により、電力・ガスのセット販売やポイント還元等の多様なサービスの提供が困難な状況にあり、市民に対し自由化によるメリットを供与できないため。

(2) 地方公営企業としての役割が希薄化

金沢市は市民福祉の向上を目指し、都市ガスや電力のインフラ整備に取り組み、地方公営企業としての役割を十分に果たしてきた。近年、ガス事業では、導管の面的整備がほぼ完了しているほか、家庭用需要の減少により需要構造が大きく変化していること、また発電事業では、水力発電の開発が完了しているほか、電力小売の地域独占撤廃により卸供給のみでは地産地消が困難になっていることなど、地方公営企業としての役割が希薄化しているため。

(3) 経営環境がより厳しい状況に

ガス事業は、エネルギー間競争等による家庭用需要の大幅な減少に加え、人口減少や地球温暖化対策の進展などにより、経営が厳しくなる恐れがあり、また発電事業は、電力会社との長期契約終了後、売電価格が変動することにより経営が不安定化することから、将来、経営環境がより厳しくなることが見込まれるため。

[家庭用ガス需要の大幅な減少]

- ・家庭用供給戸数 H20 : 65,526 戸→H30 : 54,880 戸 (▲10,646 戸、▲16.2%)
- ・家庭用普及率 H20 : 42.2%→H30 : 31.5% (▲10.7 ポイント)

(4) 株式会社によるガス・電気の一体経営

株式会社は事業環境変化への柔軟な対応が可能であることから、株式会社で両事業を一体運営することによりサービス多様化が図られ、市民サービスの向上や、ガス事業の営業力強化、再生可能エネルギーの地産地消等を実現することが可能となるため。

4. 留意事項

(1) 地域のエネルギーのあり方に対する市の責任

金沢市は、今後も地域エネルギーのあり方に責任を持って政策を進めていくこと。

(2) 事業譲渡先となる「株式会社」の形態

事業譲渡先の株式会社は、金沢市内に本社を置く、新設会社とすることが望ましいが、金沢市民や事業主体、金沢市の三者にとって最も適した形態となるよう、総合的に判断すること。

(3) 事業主体の公正な選定

公募型プロポーザル方式により、安全・安心な経営と地域社会に貢献する事業主体を、公平・公正に選定することが望ましい。

(4) 金沢市内事業者との連携

これまで両事業を支えてきた人材や技術力の活用と、地域経済の活性化を図るため、事業主体の選定にあたっては、金沢市内の事業者との連携に配慮すること。

(5) 事業譲渡先への金沢市の出資

金沢市が長きにわたり安定した事業実績を残してきた経緯を踏まえ、引き続き市民の安全・安心を確保するため、事業譲渡先の新会社に対し出資を行うことが適当である。

(6) 円滑な事業承継等のため金沢市職員を派遣

金沢市が培ってきた技術技能の伝承や円滑な事業承継を図り、市民の安全・安心を確保するため、金沢市職員を事業譲渡先の新会社に派遣することが適当である。

(7) 可能な限り早期に事業譲渡を

関連設備の更新状況や事業執行上の諸契約の状況を見極めながら、早めに自由化のメリットを市民に供与するため、可能な限り早期に事業譲渡することが望ましい。

(8) 市民等への周知

円滑な事業承継を図るために、金沢市民や市内事業者に対する広報の充実に努められたい。

第4回金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会 議事録

■日 時 令和元年9月24日（火）15時00分～16時00分

■場 所 金沢市企業局4階 第402会議室

■出席者 別紙のとおり

■内 容 以下のとおり

1. 開会

（高橋委員長）本日は、全委員にご出席いただいているので、本委員会設置要綱に基づき会議が成立している。また、議事に入る前に、本日の会議に2名の傍聴人があることをご報告申し上げます。本日の議事は、「検討委員会のまとめ」の1件である。事務局から配布資料の説明をお願いします。

2. 議事

（1）検討委員会のまとめについて

事務局から検討委員会のまとめ（資料1）に基づき説明。

（高橋委員長）事務局に資料を読み上げていただいたが、何か補足等はあるか。

（経営企画課長）留意事項の（2）について、これまで議論していただけていないところであり、金沢市内に本社を置く新設会社という表現をさせていただいているが、市民やまちづくりとの関係強化、また地域内の経済循環等という視点から望ましいと考えられるため、このような表現をさせていただいている。

（高橋委員長）金沢市内に本社を置くことについては今まで議論していないが、皆様も議論の前提としてイメージされていたと思う。それを文章の形に表していただいたということであると思う。この検討委員会のまとめについて、先ほど読み上げていただいたが、今までの議論を踏まえて各委員のご意見・ご質問等があれば賜りたい。

（浜崎委員）留意事項（1）は大事なことだと思う。最近では千葉で台風被害等があり、

BCPの災害時対応については金沢市も事業譲渡先を確実にグリップしていく必要がある。

(高橋委員長) 最近の台風による倒木の被害等も報道されていたように、ガスや電力等エネルギーへの影響は大きいと思う。他はいかがか。

(坂下委員) 留意事項(3)については、「選定することが望ましい」ではなく「選定すること」と言い切った方が良い。このままでは恣意性が入り込むような余地が残ってしまう。

(高橋委員長) まさに市の貴重な事業を譲渡するわけであるので、公正な選定というのは必要不可欠であると思う。「選定すること」という形にした方が良いのではないかと思う。

(佐無田委員) 事前に資料を見させていただいたので、議論として概ね納得しているが、何点か申したい。

浜崎委員からもあったように、答申するに当たって株式会社化していく理念が重要であると思う。誤解を受けないように注意する必要がある、金沢市がガス事業を持っているのがもはや負担であるから民間事業者任せるといふような、金沢市のリストラとしてやるという印象になるのは望ましくない。なぜ株式会社化するのかというと、時代の変化を捉え、エネルギーのあり方が今後変化していく中で、積極的かつ柔軟に市民のエネルギー環境を改善していくため、というのが理念として非常に重要である。そういう意味で改善点が2点ある。

1点目は、理由(3)の「経営環境がより厳しい状況に」というのは、このままでは市としての負担が大きくなるため民間に任せると取れるため、「経営環境の変化により柔軟に対応するため」といった文章に変更すべきである。経営環境が厳しくなったというところだけではなく、競争する中で新しい時代に対応していく積極的な打ち出し方のようなところをもう少し書いた方が良い。

2点目は、留意事項(1)で、「金沢市は、今後も地域のエネルギーに対するあり方に責任を持って政策を進めていくこと。」というのも大枠ではあるが、もう少し具体的な中身に踏み込んだ言葉が補足されても良い。具体的には、前回委員長が議論になった部分をうまくまとめていただき、「脱炭素化・SDGs・省エネルギーの推進という基本計画等に沿った計画の下で市民にとって安心・安全なエネルギーへの取組を進めていくこと」という文章を具体的に(1)に書き込み、市の責任をはっきりさせたほうが良い。順番や他の論点については次の機会に発言したい。

(高橋委員長) 佐無田委員がおっしゃった、「経営環境がより厳しい状況に」という表現は、このままでは経営が厳しいから市がガス事業を辞めると捉えられそうだと思っていた。「より柔軟に対応するため」という文言の方が、理由(1)で「多様なサービスの提供を」という部分とつじつまが合うと思う。

また、地域エネルギーのあり方について具体的にということだが、ここについては浜崎委員からも一番大事であるというご指摘もいただいている。地域エネルギーのあり方に関しては、当然のことながら金沢市が引き続き責任を持ってやっていくという趣旨がより具体的に伝わる文言を再考するべきであると思う。他はいかがか。

(青海委員) 理由(3)のところは、「人口減少や地球温暖化対策の進展」というのはかなり広めの言い方になる。この部分は省エネ対策でガスの使用量が減るという意味合いであると思ったので、「省エネ対策」の方が良いと考える。

また、先ほどから議論になっている「経営環境が厳しくなる」というところについては「地方公営企業としての経営環境が厳しくなる」という言い方にした方が良いのではと思ったが、佐無田委員のおっしゃるような言い方になるのであればそれで良い。留意事項の(8)について、最後の「努められたい」という終わり方に違和感があった。広報の充実に努めるのは金沢市であるので、文頭に「金沢市が」と明記すると共に、文末は「努めること」という文言にすべき。

(高橋委員長) 省エネ対策というのは、この「人口減少や地球温暖化対策の進展などにより」という文言は広すぎるということか。

(青海委員) 人口減少や省エネ対策の進展などにより、ガスの使用量が減っている環境と捉えた。

(高橋委員長) 「人口減少や省エネ対策の進展」ということで理解した。

(佐無田委員) 経営環境という面で言うと、事業環境が厳しくなるというところに繋げようとする、省エネかもしれないが、新しい事業環境に対応していくためと言うと、エネルギーミックスが入ってきたりして、省エネだけには限らないと思う。

(青海委員) 後半の文章に依ると考える。

(北村委員) 議事録を拝見したが、前回は大変熱心な議論があったかと思う。それを踏

まえての今回の答申について、これで良いと思うが、浜崎委員からもあったように、前回議論の中で市の関与のあり方が大変よく議論されていたと思う。その観点から、留意事項の（１）が大事である。（１）の文章は一行程度で短くまとめられているが、ここの趣旨を十分に捉えていただきたい。こういったことに国も関与されており、国の監督・監査があるわけだが、そういったものと同様程度の市の関わり方も、国に任せることなく、国と同等の見方を市が責任を持ってやるということが（１）に含まれると思う。表現のあり方を踏み込んだものにされてはどうかと思う。

（高橋委員長）国の監査等もあるが、金沢市も市の立場として、事業の安定的な遂行を見ていく必要がある。それに加えて、佐無田委員から SDGs についての指摘もあったが、そういう環境やエネルギーのあり方という国全体の大きな方針も視野に入れた上で、エネルギー供給をどうすべきかを市としても見ていくという観点を書き込むということになると思う。留意事項（１）については、一行でまとめるのではなく、いくつかの論点をはっきりとわかる形で記載すべきというご指摘であったと思う。

（能木場委員）留意事項（６）で、金沢市の職員を派遣するというのは、派遣社員というような意味になりかねないので、新しい会社の重要なポストとして、ただの従業員ではなく、市の中の技術を持った方々に重要なポストとして意欲を持って働いていただけるような書き方にしていきたい。

（高橋委員長）「派遣する」というのは法律に沿った書き方か。

（経営企画課長）地方公務員の派遣に関する法律から用語を引用している。

（高橋委員長）法律用語であるということで、一般的な派遣社員とは別の意味ということであった。ここについては、法律に基づく手続きとしての書き方であるので、法律用語ということでご理解いただきたい。

（中川委員）２点ある。１点目は、理由（３）について、「経営が厳しくなる恐れがあり」という部分は、「経営環境がより厳しくなる状況が見込まれる」といった表現の方が柔らかくて良いと考える。伝えたいことは同じだが、理由（１）にあるように、公営企業としては法令等の制約により経営環境がますます厳しくなるということも含めて「経営環境がより厳しくなる」ということを表現されているのだと思う。

２点目は、留意事項（５）について、事業譲渡先への金沢市の出資とあり、意味合い的には、市が経営内容について意見を言える立場にあることが前提

にはあるが、その言葉が外されているのは、前回浜崎委員がそこに固執すると経営の受け取り側から抵抗が出るということもおっしゃられていたので、そういった部分を考慮されたのだと思う。せめて留意事項（１）の次に持つてくることで、市が今後も地域エネルギーのあり方に責任を持って政策を進め、経営内容について意見を言える立場にあるということが伝わるのではないかと印象があるが、いかがか。

（高橋委員長）株式会社の形態は留意事項（２）にあるので、それに次ぐというイメージか。

（中川委員）その通りである。

（高橋委員長）株式会社の形態を取るが、そこには責任を持って市が関与するために市が出資するという流れが相応しいということだと思う。

（佐無田委員）今の点については、同様に思うところがあるので、書き方については工夫をしていただきたい。言葉遣いはわからないが、新会社に対しても出資を行うという形で責任を果たし、もし何かあればそこについての責任を取り、きちんとした事業が進められるようにバックアップしていくというところで、留意事項（５）に「出資を行うことが適当である」と書かれているが、それに加えて新会社に対してきちんとした監督・監査、あるいは管理責任を負うというようなことが文章として示されていると良いと思う。書き方は工夫の余地がある。順番としては留意事項（２）の次くらいであると思う。

書き方が難しいと思っている点として、留意事項（２）について、事業譲渡先の株式会社は新設会社とし、金沢市内に本社を置くことが望ましいということであるので、留意事項（３）との関係で、プロポーザルをするのはどこの段階かというのがある。というのも、新会社を作り、事業譲渡先をプロポーザルすると、新会社が落ちる可能性ももちろんある。それに対して、新会社を作る時に出資する民間企業をプロポーザルで募集するのか。この書き方であればそこが微妙だと思える。留意事項（２）と留意事項（３）の関係で、これだと二段階あり、まず新設会社を作り、そこに出資する民間企業を募集するため、その民間企業は場合によって地域外の会社ということもあるかもしれない。この場合、地域に本社を置く事業会社を作り、そこが事業譲渡先になるため、事業譲渡の際にはプロポーザルをするのかということと、どう留意事項（２）と留意事項（３）の関係性を読めばよいのか。

（坂下委員）留意事項（２）と（３）の意図は、プロポーザルをする会社は現に活動されているガス事業者を想定されているのであると思う。この書き方であれば、

その事業者がプロポーザルで選定されたら金沢市と共に合弁企業を作るという考え方だと思う。新しく受け皿を作るために、まず会社を作り、その会社をプロポーザルするというのはあり得ない。そういう理解である。

(高橋委員長) プロポーザルで提案してもらおうということになると、どういう企業がプロポーザルをするのかということもあるが、その後その条件を履行できる事業体として株式会社を設立するという流れになると思う。

(佐無田委員) そうすると、留意事項(3)の書き方は、「地域社会に貢献する事業主体を公平・公正に選定すること」とあるが、この事業主体の意味することは、事業譲渡先ではなく、事業譲渡先に入っただく主体を選定するという意味になるのか。留意事項(2)では「金沢市民や事業主体、金沢市の三者にとって最も適した形態となるよう」と書いてあり、ここで言うところの事業主体は、事業譲渡先の株式会社を示しているように読める。事業主体という言葉だと、留意事項(3)の読み方は、留意事項(2)と留意事項(3)の関係で言うと、事業主体は株式会社と読めるため、誤解を受けると思う。

(高橋委員長) ここで「事業主体の公平・公正な選定」と言っているのは、金沢市民や事業主体、金沢市の三者にとって最も適した形態となるようなものを公募プロポーザルの条件の中で決めていきたいという趣旨ではないかと思う。この辺については、公募プロポーザルという言葉は前回出てきたが、具体的に今まで議論してこなかったところである。そういう意味で大事なものは、新しい事業を担うのが株式会社であるという点と、その株式会社には金沢市の出資も入っているという点と、金沢市は単なる資金提供者ではなく、事業に関して国の政策等を踏まえて地域に対するエネルギー供給をするということで事業体に対し適切に関与できるという立場として金沢市が出資する点の3点だと思う。みなさまのご意見はいかがか。この3点が確保できるような順番、表現ぶりを考えるということではないかと思う。

(坂下委員) 公募条件を公募時に設定するので、その中で金沢市に本社を置く新会社を作るという条件を付けて公募をするということか。

(経営企画課長) 株式会社の作り方には複数の方法があると考えている。大津市の事例では先に大津市が会社を設立し、そこに参画する民間企業を公募するというやり方を取っていた。もう一つ方法があり、金沢市と一緒に参画してくれる民間事業者を先に公募で募り、後に会社を作るという方法もある。どちらの方法が良いかについては現段階では決めきれない。ここで言っている事業主体というのは、新しい株式会社の経営を担う企業という意味合いであり、金沢市

民、事業主体、金沢市の三者にとって最も適した株式会社の形態については、もう少し検討させていただきたいという趣旨である。

(高橋委員長) 方法は複数あるというお話であったが、株式会社の形態で事業を運営していくという点、その事業主体に対して金沢市が出資するという点、その事業主体の作り方については、公募プロポーザルという金額だけではなく、市としていろいろな条件を付けて、その条件が反映されるような事業者を選定するという点があり、そうすることで、市の意向が反映され、かつ適正に事業者が選定されるやり方を取るということを公募型プロポーザル方式というので表したいということであった。以上3点が明らかになるような文章と順番を考えるとということかと思うが、いかがか。

(角田ワザバー) 事務局に手続きについてお聞きしたい。答申主文はかなりシンプルに表されているが、これについては大変重みのあることだと思う。今されている議論の後の工程をどうするのか。この場合は経営形態を話すための場であり、この時間の中で公募条件について詳細に話し合うことはできない。一般的にはその後また公募条件を決める手続きとなる。仙台市の例では、一度民営化の方向性を決定し、それに基づいて市が計画を立て、その計画に基づいて同じ委員会が民営化条件についても議論するというやり方である。仙台市の委員会構成員にはかなり専門的な方がいらっしゃるので構わないが、公営ガス事業の中でも一度方向性を出し、その後公募条件を詳細に検討する組織を作ることが通常である。市の部局内で検討することもできるが、今後の手続きに関してはどのようにお考えか。

(経営企画課長) 今後の手続きについて、他都市ではいろいろなやり方をされているが、金沢市の事務局としては、まず答申いただき、その後詳細を決定したい。今後の手続きに関して、具体的な考えは現時点では無い。また今後検討していきたいと考えている。

(角田ワザバー) 改めて諮問するとか、委員会を設けるとかではなく、局内での検討か。

(経営企画課長) 局内でも検討はするが、委員会を設けるかどうかについては今後検討する。

(高橋委員長) 今までの議論としては、経営形態のあり方ということであるので、公募条件等については今後の検討とするのが最も相応しいと思う。本検討委員会から市長に答申し、市長が判断する。今後の手続きについては、事務局や市長の意向により進められることになると思う。この委員会としては、留意事項として、株式会社の形態を取るのが相応しいということと、そこに金沢市が

出資することで一定の市の関与を確保し、市として責任を果たすということと、新事業体に関しては安全・安心な経営と地域社会に貢献することが担保できるような形で公平・公正に選定することという三点が明確に伝わるような形にまとめさせていただくのが良いと考える。先ほど何点か後の議論とするとおっしゃっていたが、佐無田委員はいかがか。

(佐無田委員) 順番について、留意事項(5)はもう少し上にと考えていた。これからの進め方も重要だと思っているが、留意事項(8)に関わるところで、最初から問題提起してきたが、金沢市のエネルギーのあり方について、これを機会に市民に問題提起をするという形でオープンに議論を盛り上げてほしいと思っている。市民がこれから自分達の地域のエネルギーのあり方をどうするか考えるきっかけにしていかなければならないと思う。事業主体の公正な選定をプロポーザル方式で実施するというので、見えないところで民間事業者を決めていくのは望ましくないと思う。そういう意味でぜひ検討していただきたいと思っているのは、せつかく株式会社にして出資ができるということなので、額としては微々たるものになるかもしれないが、市民出資というものもあると思う。市民自身がこの会社の株式を持てるという機会、自分達の地域のエネルギーのあり方を推進する会社に関わる機会についても検討していただきたい。(8)と市民との関わりというのは、行政の方から何かして終わりではなく、議論を盛り上げていただければということについて付け加えたい。

(高橋委員長) 広報の充実というだけに留まらずに、問題を提起するような形式を考えられたいというご意見であった。他はいかがか。

(中川委員) 改めて全体を見ると、理由(3)の数値のところ、家庭用ガス需要の数値の部分は必要なのか。数値が出てくるところにだけフォーカスされているような印象を受ける。他の理由にも数値を並べようと思えば並べることはできるはずだが、ここにだけ数値があるのは不自然である。先ほど佐無田委員もおっしゃられたように、経営が厳しいから市がガス事業を手放したいというところが先行してしまうのは望ましくない。そうすると、ここだけに数値を入れるというのはいかがか。

(高橋委員長) 数値が入っているのは、経営が厳しいという状況を客観的に表したいという意図か。

(経営企画課長) 参考という形で記載している。

(高橋委員長) 先ほど文章表現という点でいろいろとご意見をいただいたので、このあたりのところは「経営環境が厳しくなる中で、より積極的かつ柔軟な経営で従来の公営企業としての制限のない形で事業運営をしていくということが必要」というところを表現できるようにしていくことであると思う。経営が厳しい中でもやりようはあるし、そこが期待されているという想定の中で、数値だけが独り歩きしないようにするというのは、見直す点の一つとして整理させていただきたい。

(角田オブザーバー) どの民間化の議論でも必ず出てくる悩ましい点が、今回の理由(3)のところである。実はガス事業・電力事業は必ずしも拡大局面にあるわけではなく、どこも厳しい。厳しい中にあり、事業の持続可能性をどういうふうに見ていくかがポイントになる。事業の持続可能性を少しでも高めるためにどうすれば良いかといった時に、早い段階でも構わないので、もう少しいろいろな手を打てる民間事業体に移行し、持続可能性を向上してもらおうという観点からであればこの表現は理解できる。ただし、公営企業のままでこのままやっていったとしても抜本的に経営強化できる場所が見つかりにくいというのは事実である。そういう意味で持続可能性を更に高めるために、敢えて民間事業化ということであると思うので、各委員の意見を聞きながら書きぶりを検討した方が、この答申が市民に不安感無く理解されるのではないか。最終的にはガス事業も地域間競争であり、金沢市が人口も産業も維持できれば事業の持続性はかなり高まる産業であるので、地域エネルギー事業として捉えていただいて、金沢市の自治体としての持続的発展と地域のエネルギー事業の持続的発展を上手く組み合わせていくことで両方が win-win になれる。そういう意味では、今回の切り出し方や最初に地域エネルギーのあり方に関する市の責任を敢えて謳っていくことは非常に重要なことであり、他の民間化には無い切り口であるので留意事項(2)、(5)のところでも市とエネルギー事業両方の持続可能性を目指せるのではないかと考える。

(高橋委員長) 理由(3)の書きぶりはどういうふうな位置付けでこれを捉え、皆様にご理解いただけるような形にするかということで、事務局もガス事業が大変だから止めるということではないと思うので、角田オブザーバーからもご指摘があったように、持続可能性を高めるという観点で民間化に取り組むという積極的な意味合いも出せるようにするのが良いと思う。

(角田オブザーバー) 先ほどの発言については、私が勝手に考えたことではなく、総務省が今後の公営企業の抜本的な経営のあり方について2、3年前に研究会をし、そういったことを検討する切り口として事業の持続可能性をどうするかを論点として検討するとなっている。セオリーに則った発言であるのご理解いただき

たい。

(佐無田委員) 訂正点がある。時々民営化という言葉が出てくるが、民営化を答申しているのではないと思う。今回は株式会社化を答申しており、市の責任に関しての言及にもあるように、一般的に言われている民営化とは違うものを言っている。イメージとして株式会社化と言った方がはっきりするのではないかと思う。

(高橋委員長) 他の委員の方はいかがか。他に意見がないようなので、今までのご意見等を踏まえると、1点目は、理由(3)について、経営環境が厳しい中にあるということを踏まえて事業の持続可能性を高めるために柔軟な運営形態を指向していく。事業環境の厳しさと同時に今後に向けて積極的により柔軟な経営形態に移行するという趣旨が伝わるような表現ぶりを考える必要があるということである。

2点目は、留意事項(1)の地域のエネルギーのあり方に対する市の責任について、具体的な表現とすることである。具体的には、国の事業に関する監督に加えて、市として関与していくということと、国のエネルギー政策の基本的な方針に沿って市が責任を持って政策を進めていくことが伝わる文章にすることである。

3点目は、留意事項(5)の市の出資の位置付けを、留意事項(2)の株式会社の形態の次に置き、運営形態としての株式会社、株式会社に対する市の出資、事業主体の公平・公正な選定を重視していることが伝わるようにすること。

4点目は、市民に対しての問題提起をするような形で、市民にエネルギーに対して関心を持ってもらうための取り組みを進めていくという趣旨が伝わるような表現にすることである。

以上を踏まえて答申書を作っていくことになるが、このような形で進めさせていただければよろしいか。

(佐無田委員) 留意事項(6)の職員派遣について、能木場委員から発言のあったところで、「派遣する」という文言はそのまま良いと思うが、新会社で職員が意欲をもって働ける環境作りを意識してほしいという趣旨であったと思うので、それも組み入れていただきたい。

(高橋委員長) 意欲をもって働ける環境づくりを意識するということをどういうふうに答申書に盛り込むのが相応しいかは考えたい。答申書の作成と市長への答申については、各委員の意見を踏まえさせていただき、私にご一任いただくということにさせていただきたいが、よろしいか。

(佐無田委員) まとめられた文章を委員が最後に確認するという手順はあるのか。

(高橋委員長) 私の方で整理をさせていただき、各委員に確認していただくということにさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(青海委員) この後の流れについて、本委員会での意見をまとめて、委員長の責任でこれを整え、作成された答申書が各委員に送られてくるということか。

(高橋委員長) こちらで答申書を作成し、各委員に確認していただき、ご意見・ご修正を踏まえたい。ただ、スケジュール的などころもあると思うので、スピーディーに進めたい。答申書の確認後、市長へ答申するということにしたいが、よろしいか。文章表現については、私にご一任いただいたので、答申書案を作成させていただき、各委員に再度お集まりいただくことが時間的に難しいと思うので、メール等のやり取りになってしまうかもしれないが、答申案を確認していただき、答申という形にしたい。

このような形でお集まりいただくのは本日が最後であると思う。この場を借りて、いろいろなご意見を賜り、比較的スムーズに議論が展開できたことと思うので、皆様のご協力に感謝する。進行を事務局にお返しする。

3. 閉会

(以上)



令和元年 10 月 8 日
(2019 年)

金 沢 市 長
山 野 之 義 様

金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会
委員長 高 橋 啓



金沢市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について (答申)

令和元年 6 月 10 日付け発企経第 28 号で諮問のあった金沢市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方については、下記のとおり答申します。

記

金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて「株式会社」に事業譲渡することが適当である。

別紙

1. 理由

(1) 多様なサービスの提供が困難

エネルギー自由化によりサービス多様化への要請が高まっているが、地方公営企業では法令等の制約により、電力・ガスのセット販売やポイント還元等の多様なサービスの提供が困難な状況にあり、市民に対し自由化によるメリットを供与できないため。

(2) 地方公営企業としての役割が希薄化

金沢市は市民福祉の向上を目指し、都市ガスや電力のインフラ整備に取り組み、地方公営企業としての役割を十分に果たしてきた。近年、ガス事業では、導管の面的整備がほぼ完了しているほか、家庭用需要の減少により需要構造が大きく変化していること、また発電事業では、水力発電の開発が完了しているほか、電力小売の地域独占撤廃により卸供給のみでは地産地消が困難になっていることなど、地方公営企業としての役割が希薄化しているため。

(3) 厳しい経営環境における事業の持続可能性の確保が必要

地方公営企業のままでは、ガス事業は、エネルギー間競争等による家庭用需要の大幅な減少、また発電事業は、電力会社との長期契約終了後の売電価格の変動により経営環境が厳しくなることが予想される。また、人口減少や地球温暖化対策の進展などへの対応も必要となってくる。これらのことから、経営の柔軟性を高め、事業の持続可能性を確保する必要があるため。

(4) 株式会社によるガス・電気の一括経営

株式会社は事業環境変化への柔軟な対応が可能であることから、株式会社で両事業を一体運営することによりサービス多様化が図られ、市民サービスの向上や、ガス事業の営業力強化、再生可能エネルギーの地産地消等を実現することが可能となるため。

2. 留意事項

(1) 地域のエネルギーのあり方に対する市の責任

金沢市は、今後も脱炭素化や省エネルギーの推進などを含む地域エネルギーのあり方に責任を持って政策を進めていくこと。

(2) 事業譲渡先となる「株式会社」の形態

事業譲渡先の株式会社は、金沢市内に本社を置く、新設会社とすることが望ましいが、金沢市民や事業主体、金沢市の三者にとって最も適した形態となるよう、総合的に判断すること。

(3) 事業譲渡先への金沢市の出資

金沢市が長きにわたり安定した事業実績を残してきた経緯を踏まえ、引き続き市民の安全・安心を確保するため、事業譲渡先の株式会社に対し出資を行うことが適当である。

(4) 事業主体の公正な選定

公募型プロポーザル方式により、安全・安心な経営と地域社会に貢献する事業主体を、公平・公正に選定すること。

(5) 金沢市内事業者の活用

事業譲渡先の株式会社が事業を行うにあたっては、これまで両事業を支えてきた人材や技術力を有する金沢市内の事業者の活用に十分配慮すること。

(6) 円滑な事業承継等のため金沢市職員を派遣

金沢市が培ってきた技術技能の伝承や円滑な事業承継を図り、市民の安全・安心を確保するため、金沢市職員を事業譲渡先の株式会社に派遣することが適当である。

(7) 可能な限り早期に事業譲渡を

関連設備の更新状況や事業執行上の諸契約の状況を見極めながら、早めに自由化のメリットを市民に供与するため、可能な限り早期に事業譲渡することが望ましい。

(8) 市民等への周知

金沢市は、円滑な事業承継を図るため、金沢市民や市内事業者に対する丁寧な広報広聴に努めること。

ガス事業及び発電事業の事業譲渡に関する検討について

1. 趣旨

金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会からの答申を踏まえ、ガス事業及び発電事業の両事業を併せて「株式会社」に事業譲渡することを検討しています。

2. エネルギーに関する国の制度改革

(1) エネルギー自由化の概要

- 電力・ガス小売全面自由化
電力・ガスを合わせた総合的なエネルギー市場が創出され、電力会社、ガス会社の相互参入や異分野からの新規参入が可能となるとともに、自由な料金で販売することが可能に
- 発電全面自由化
卸売料金の規制が撤廃されたが、小売全面自由化により卸供給のみでは地産地消の実現が困難に

(2) 自由化により期待される消費者のメリット

- 料金・サービスの多様化（電力・ガスセット販売、ポイント還元等）
- 自身のニーズに合った事業者、料金及びサービスの選択

3. 本市のガス事業・発電事業

(1) 経営課題

- 法令等の制約により多様なサービス提供が困難
- 地方公営企業としての役割が希薄化（家庭用ガス需要の大幅減少、電力地産地消の困難化等）
- 厳しい経営環境における事業の持続可能性確保（競争激化・人口減少等）

(2) 経営状況

① ガス事業

- ア 家庭用供給戸数・供給区域内普及率の大幅な減少
 - 供給戸数 H20年度：65,526戸 → H30年度：54,880戸（▲10,646戸、▲16.2%）
 - 普及率 H20年度：42.2% → H30年度：31.5%（▲10.7ポイント）
- イ 経営上の負担となっている累積欠損金（59億円）及び企業債残高（116億円）

② 発電事業

- ア 一般家庭4万戸相当の電力を長期契約に基づき電力会社へ卸供給
- イ 長期契約終了後、一般競争入札導入により売電価格が変動

4. 検討案

(1) 骨子

- ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて「株式会社」に事業譲渡する。
- 事業譲渡先の「株式会社」は、ガス事業及び電気事業を一体的に運営する。
- 本市は、市民の安全・安心確保のため、事業譲渡先へ一部出資する。
- 本市は、円滑な事業承継のため、事業譲渡先へ職員を派遣する。

(2) 期待される効果

- サービス多様化による市民サービスの向上
- ガス事業の営業力強化
- 再生可能エネルギーの地産地消の実現

(3) 実施時期

関連設備の更新状況や事業執行上の諸契約の状況を見極めながら、早めに自由化のメリットを市民に供与するため、可能な限り早期に事業譲渡を行います。

5. 経緯

- 平成28年 4月 電力小売・発電全面自由化
- 平成29年 4月 ガス小売全面自由化
- 平成30年 3月 金沢市議会3月定例会月議会 市長提案理由説明
「自由化が進むガス事業及び発電事業につきましても、中長期を見据え、今後の経営形態等について研究を進めてまいります。」
- 平成31年 2月 金沢市行政改革大綱（第7次）
「エネルギー市場の自由化を踏まえたガス事業・発電事業の今後のあり方の検討」
- 3月 金沢市議会3月定例会月議会 市長提案理由説明
「自由化が進むガス事業及び発電事業の中長期的な展望を見据え、検討委員会を設置し、今後の経営形態のあり方を検討してまいります。」
- 4月 「金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会」を設置
- 令和元年 6月 第1回検討委員会を開催（9月まで全4回開催） 市長謝問
「本市ガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について」
- 10月 検討委員会から市長に答申
「金沢市ガス事業及び発電事業は、両事業を併せて『株式会社』に事業譲渡することが適当である。」